

平成17年6月飯島町議会定例会議事日程(第1号)

平成17年6月10日 午前9時10分開会・開議

議事日程

開会(開議)宣告

議事日程の報告

町長議会招集あいさつ

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 第1号議案 飯島町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例

日程第5 第2号議案 飯島町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

日程第6 第3号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

日程第7 第4号議案 飯島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する
条例

日程第8 第5号議案 平成17年度飯島町一般会計補正予算(第1号)

日程第9 第6号議案 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の増減について

出席議員(12名)

1番	内山 淳司	2番	宮下 寿
3番	曾我 弘	4番	平沢 晃
5番	森岡 一雄	6番	三浦 寿美子
7番	竹澤 秀幸	8番	坂本 紀子
9番	宮下 覚一	10番	松下 寿雄
11番	織田 信行	12番	野村 利夫

説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	助 役 山田敏明
	総務課長 箕浦税夫
	企画財政課長 高坂 浩
	住民税務課長 滝本英司
	保健福祉課長 米沢長実
	産業振興課長 斉藤久夫
	建設水道課長 松下一人
飯島町教育委員会	教 育 長 大沢利光
	教 育 次 長 北沢正文

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林 廣美
書 記 小林 美恵

本会議開会

開 議 長 平成17年6月10日 午前9時10分
おはようございます。
定足数に達しておりますので、ただいまから、平成17年6月飯島町議会定例会を開会いたします。
議員各位には、会期中を通じて慎重なご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力をいただきますようお願いをいたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。
開会にあたり、町長からご挨拶をいただきます。

町 長 おはようございます。議会招集にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。平成17年5月23日付け飯島町告示第34号をもって平成17年6月議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄大変ご多忙中にも関わらず、全員のご出席を賜りまして誠にありがとうございます。今年は4月以降降雨量が少ないまま梅雨を迎える時期となったわけですが、災害のない梅雨であることを願っております。さて、17年度も3ヶ月を経過いたしました。現在ふるさとづくり計画に基づいた自立し持続可能な町づくりに向け、個々具体的な作業を進めております。これら作業の進め方等につきましては、議会最終日の全員協議会においてご報告を申し上げさせていただきたいと考えております。

議 長 国の財政制度審議会はこの6日來年度予算編成の基本的な考え方を示す建議を財務大臣に提出をいたしました。建議では社会保障費の抑制、公務員給与の削減、公共事業の引続く削減など歳出全般の徹底した削減継続を要請する一方で、歳出削減だけでは財政再建目標を達成することは不可能ということで消費税の引上げ等歳入面の改革まで踏み込んだ建議をしているところでございます。これらが行われますと住民生活や行政運営に大きな影響を及ぼすことが考えられます。三位一体の財政改革の最終年度にあたってこの対応それから夏の概算要求など国の動向を今後十分注意してまいりたいと考えております。

議 長 次に最近の全国的な報道で話題となりました道路のガードレールに鋭利な金属片が相次いで見つかった件につきまして飯島町内では点検や住民からの連絡によりまして国道に5箇所5個、町道には4箇所8個発見をされました。現場の様子から事件性はなく自動車の接触事故によるものと思われま。

議 長 さて、議会改選後初の議会定例会となります本定例会にご提案申し上げます案件につきましては、条例案件が4件、補正予算案件が1件、その他案件1件の計6件でございます。いずれも重要案件でございますので、何卒辛勝なご審議をいただきまして適切な決定を賜りますようお願いを申し上げます。議事招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議 長 日程第1 会議録の署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、5番 森岡一雄議員、

6番 三浦寿美子議員を指名します。
日程第2 会期の決定を議題とします。
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議しておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長 会期の報告をいたします。去る5月31日に議会運営委員会を開催し、会期につきましては、案件の内容からいたしまして本日から6月17日までの8日間と決定いたしましたのでご報告いたします。
議 長 お諮りします。
ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月17日までの8日間としたいと思います。
ご異議ありませんか。
(異議なしの声多数)
議 長 異議なしと認めます。したがって会期は本日から6月17日までの8日間とすることに決定しました。
事務局長 会期の日程については、事務局長から申し上げます。
(会期日程説明)
議 長 日程第3 諸般の報告を行います。
まず、町長からの報告を求めます。
町 長 それでは私の方から3件につきましてご報告をさせていただきたいと思ひます。
まず最初に、平成16年度の飯島町土地開発公社決算についてをご報告を申し上げます。平成16年度飯島町土地開発公社決算につきましては、去る5月26日開催の公社理事会において審議をお願いし、承認いただきましたので地方自治法の規定に基づいてその概要をご報告申し上げます。平成16年度の土地開発公社事業は既にご承知のように、長年の懸案でありました久根平工業団地へ食酢の専門メーカーであります内堀醸造株式会社が進出をすることになり、約45,000㎡4町5反ほどになりますが、この用地を売却をいたしました。これにより久根平工業団地はほぼ完売と見込みとなりましたが、原価を割っての販売であったために実質1億4千万円余の損失となっております。しかしながら平成17年度に販売を開始して以来長期の景気低迷の影響もあり、思うように販売が進まずその間の借入れ利子の累計は1億円を超える額となっておりますことや、今回の契約企業の経営状況、経営戦略と税収入や今後の雇用の確保等企業の地域の貢献を総合的に考え、町の将来にとってぜひ得策であるとの判断をしたところでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。なお、一方分譲住宅地の販売につきましては、第2新田分譲地が2区画の販売で完売となりましたが、赤坂分譲地は2区画の販売に留まり18区画が現在残っておりまして、この販売促進が今後の課題でございます。また、16年度においては、町の代行業業として東部保育園建設用地を1億4,600万円余で先行取得をいたしました。主な収益は久根平工業団地の売却4億7,400万円、分譲住宅地の売却が4,400万円で本年度収入は5億2,200万円ほどとなっております。また、借入金の支払利息軽減のため金利入札を行うなど前年度より800万円ほどの軽減を図ったところでございます。

以上のことから事業原価及び事業外費用を差し引いた単年度収支では1億4,300万円ほどの計上損失となりました。詳細につきましては、お手元の事業報告書並びに決算書のとおりでございますので、ご覧をいただきたいと思ひます。

続きまして平成16年度第22期の財団法人飯島町振興公社決算についてご報告を申し上げます。平成16年度の財団法人飯島町振興公社の事業並びに決算につきましては、去る5月26日の理事会において認定をされましたので、地方自治法の規定に基づいてご報告を申し上げます。現在当公社の事業は千人塚のマレットゴルフ、釣り、オートキャンプ事業の3事業でございます。収入につきましては当期の実績は前年度に比べて30万5,800余円の減少となりました。特に釣り事業につきまして鯉ヘルペスの影響で放流を行わなかった結果、前年比20万5千円の減少となりました。またマレットゴルフ事業では前年比42人増の延べ12,147人の利用がございましたが、前年度比12万3,600円の減少となり、ゴルファーの高齢化等による年間登録者の減少が主な要因と考えられております。一方オートキャンプ事業につきましては、5月の利用者が前年比で倍増をした結果、8万9千円の増加となりました。振興公社が主催した第20回千人塚世界マレットゴルフ大会は、延108名、うち世界10カ国15名の外国籍の方の参加を得て盛大に開催することができました。支出は千人塚マレットゴルフコースの維持管理費をお願いしております。千人塚マレットゴルフクラブへの委託料、手数料、施設の修繕費等が主な内容でございます。細部につきましては、お手元の決算概要のとおりでございますので、ご覧をいただきたいと思ひます。

最後に株式会社エコーシティー駒ヶ岳の第14期決算についてご報告を申し上げます。株式会社エコーシティー駒ヶ岳の平成16年度第14期の決算につきましては、去る5月23日開催の同社株主総会において承認をされておりますので、地方自治法の規定に基づいてその概要をご報告いたします。エコーシティー駒ヶ岳の平成16年度事業は中川村の施設整備に積極的に協力をし、3月末をもって竣工、4月1日開局となりました。これにより新たに中川村の1,400世帯が加入をして伊南4市町村の情報センターとしての基盤が出来上がりました。また競争の激しい通信事業のスピードアップやIP電話対応のために施設の設備の増強を行いました。16年度中における加入状況はCATVが464件の増、インターネットが416件の増加となり、当初計画を上回る加入実績となりました。CATV事業は地域密着型放送メディアにインターネットでの通信分野を加えて順調に拡大を続けております。今後は地上波デジタル放送への対応及び4行政や関係機関との連携によるきめ細かな地域の情報の提供と加入者ニーズに答える運営等が課題となっております。次に経営状況であります。CATV及びインターネット加入者の計画対比増や経営の合理化に努めた結果、営業収入で4億8,600万円余となりまして費用を差引いた営業利益は9,700万円余となりました。これにより当期の最終利益は6,600万円余の黒字決算となり、次期繰越利益金として1億1,100万円ほどを計上することができました。以上が株式会社エコーシティー駒ヶ岳の平成16年度第14期の決算の概要でございます。詳しくはお手元の資料のとおりでございますので、ご覧をいただきたいと思ひます。以上私の方から3件につきましてご報告をさせていただきます。

議長 ただいま報告のありました各会計決算につきましては、最終日の全員協議会において質疑を行います。

次に議長から申し上げます。

まず、請願・陳情等の受理について報告します。本日まで受理した請願・陳情等はお手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第89条及び92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

本日までにお手元のとおり例月出納検査報告がされております。

次に本会議に説明員として出席を求めた方は、別紙のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 第1号議案 飯島町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の施行の伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第1号議案 飯島町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。公の施設の管理に關してましては、地方自治法の一部改正に伴いまして従来の管理委託制度から出資法人等以外の民間業者を含む事業者を含む町が指定する指定管理者による管理の代行制度へと移行することに伴いまして、昨年の12月議会定例会におきまして飯島町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例をご議決をいただきましたが、本議会に提案いたしますのは、公の施設の個別の設置条例の中に規定しております公の施設の管理を飯島町社会福祉協議会等の公共的団体に委託することができるとしている規定を削除するために関係条例を一括して整備するものでございます。この改正によりまして公の施設の管理は町の直営が指定管理者による管理となりますので、施設の管理を公共的な団体に委任する場合も、従来の施設条例の規定に基づく管理委託から指定管理者の指定の手続きに基づく管理者の指定となります。指定管理者制度への移行は本条例の議決をいただきましたなら、指定管理者制度の目的であります民間の能力、ノウハウを活用してサービスの向上、経費の削減を図ることに最大の配慮をいたしまして各課等で指定管理者の公募等による指定管理者の候補者の選定等の事務を進めて、議会の議決を経て指定管理者を定めてまいりたいと考えております。細部につきまして担当課長から説明を申し上げますので、慎重にご審議をいただきましてご議決賜りますようお願いを申し上げます。理由の説明といたします。

総務課長 (補足説明)

議長 これから質疑を行います。

11番 お尋ねいたします。ただいま委託先については、付属した資料で説明がありました。これで振興公社それから社会福祉法人、社会福祉協議会等あるわけでありまして、また農集排等については実質管理組合等があるわけでありまして、ですので、条例のこの条項の整備については、結構なことですが、こうした今まで委託していた先についてのそれなりの理解を得られているか、あるいは例えば農集排の関係の組合だとか、そうしたことについてお尋ねいたします。それからこうやって見ますと12条新しい一括のありま

すけれども、この町営住宅いわゆる公営住宅の管理条例が12条の関係ですけれども、他の11条までの内容というものは1つの施設の利用だとか、そこを拠りどころとしていわゆる住まうかたちじゃなくて利用というかたちになっておって利用料をいただくというようなかたちになるわけじゃないかと思えますけれども、この公営住宅の関係についてはこの家賃の徴収だとかそういうものもということで、今これは外すわけでありすけれども、この関係についてこの家賃という言い方と11条までのいわゆる一般的な利用料というものについての考えとちょっと若干ニュアンスが違うような感じがいたしますけれども、そこらについての説明をお願いいたします。もう1つ3つ目、12月の議会で助役36ほどのこうした対象公の施設があるということで答弁がありました。それからここで12施設の関係した条例の内容の整備の出ております。そうしますとあと24ほどの施設ということが先程言われた教育委員会関係それから福祉の保育所関係そういうものということで理解してよろしいかどうか。その3点についてお伺いいたします。

助 役

織田議員から3点ほどのご質問をいただいたわけですが、第1点と第3点につきまして私の方から答弁を申し上げます。なお、2点目につきましては所管の課長の方から申し上げたいと思っております。まず、第1点目でございますけれども、それぞれ今後この指定管理者制度によりまして現在委託をしておりますそれぞれの公共的団体はともあれ、また民間の具体的には株式会社、団体等に委託することが出来るようになるわけですが、個々の管理の委託等につきましては、今後先程提案説明で申し上げておりますとおりそれぞれの所管におきまして十分検討いたしまして適切な指定管理者先そういうものを検討してまいりましてでございます。なお、またこれは当然それぞれの民間からのいわゆる申し出があつていわゆる公募ということになりますので、ことが始まってまいりますので、その前提として指定管理者制度に移行するということは、これは国のひとつの方針でありますので、現段階におきます関係のある団体にはそういう制度を逐次説明を申し上げていく必要があると思えますけれども、決定的なことは今後の検討に委ねるという内容でございますので、現段階におきましてはそれぞれの団体に対する説明了解そういうものは取り付けていく段階に至っておりません。今後の事務手順ということになるわけでございます。それから3点目のいわゆる公の施設というものに町では36施設ほどがあるとこういう説明を申し上げてきております。これにつきましてはご承知のとおり議会の議決を経て公の施設の独占的な使用あるいは廃止を決めるとこういう手続きがあるわけですが、現段階この特に公の施設として町が設置をいたしてありまして特に廃止に至って議会議決を要する、そういう条例の中に36施設が一応列挙されておるわけでございます。この中にはご承知かと思えますけれども、色々な諸般の状況によりましていわゆる地域の自治組織との間の協定によりまして設置をいたしております集会施設等も含まれておりますけれども、概要今までの町が公の施設として捉えておるのが36施設ということでございます。その中には小中学校をはじて先ほども話がありましたとおり、教育委員会等を中心にして町が直接に当然管理をすべきものもあるわけでございますので、そういうものを含めて36施設、特に現段階でこの指定管理者制度に則って管理をしていくのが望ましい、あるいはそれに委ねるには条例整備が必要であるというものにつきまして

の今回の提案をいたしておる施設でございます。そういう点で数につきましては、そこにちょっと開きがございますが、そういう趣旨でご理解をいただきたいと思えます。以上であります。

総務課長

ご質問の2番目の家賃ということですが、住宅に関しては家賃という言葉で使用料を徴収をしているということで、あくまでもこの家賃も使用料あるいは利用料の中と同格のものあるいは同じものという理解になりますので、町営住宅の管理に関しても今回の指定管理者制度に載るべき施設のひとつであるということでこの部分について今回削除していくという内容でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

11番

わかりました。最初の委託先のことでありすけれども、結局振興公社にしても社協にしてもあるいは農集排の管理組合にしても、これから指定される業者のいわゆるひとつとそういう考えでよろしいですねということと、それから振興公社にしても社協にしても非常に大きな馴染みの町民の中に浸透している馴染みの組織でありますので、そうした関係についてのやっぱり一業者ということになれば申請をし直すとか、あるいは公募に馴染まなければ指定するというような、公募によらないものという場合によつたらそういうようなところへも関係するようなことにもありますけれども、その公募と公募に馴染まないことそこについての考え、あるいは先程申しました一業者というふうに捉えてこれから対応ということによろしいかどうかその点についてお伺いいたします。

総務課長

ただいまの件につきましては、織田議員のおっしゃられるとおりでございます。社協でも振興公社につきましても、指定管理者の公募の資格を有する団体のひとつであるということですので、先程から申し上げますように公募に馴染むものと公募になじまないものがおそらく出てくるかと思えます。その辺の施設の運営の内容につきましては、それぞれ所管課において今後細部について検討し、理事者判断をいただくということになりますので、公募に馴染まないということのなれば第5条の規定によりまして公募によらない候補者の選定という方法で選定するということになるかと思えますので、その辺につきましてはただいま議員の言われました内容等も十分考慮した中で判断されていくというふうに理解しておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議 長

他に質疑ありませんか。

6 番

ただいま質問にもお答えいただきましたけれども、今後指定事業者必要とされる施設現在以上にふるさとづくり計画などでは保育園や学校給食センターなども民間委託ということが検討されるように挙がってきていると思うんですけれども、これからそういう状況になったこれから変更をされていくわけですが、そういう中で住民への周知ということがすごく重大な問題になってくるのではないかとこのように私は考えております。特に学校給食センターとか保育園の問題などでは関係者の非常に色々な思いもあつたり、これからの子育てなどに対しても大きな問題も抱えていることですので、本当に住民の中でしっかりと討論されて論議されて指定業者を指名していくのか、直営にするのかということが検討されていかなければならないと思っておりますが、その点についてどのようなお考えを今後お持ちになっていくのかという点についてお聞きをしたいと思います。

町 長

色々な施設につきましてこの制度につきましての方向はこういうことであつてまいりたい

と思いますが、施設の内容によってはその手法自体等につきまして十分住民の皆さんとのコンセンサスを得て実施をしていくものが多いと思いますので、そのように努めてまいりたいと思っております。

議 長
4 番

他に質疑ありませんか。

織田議員とも重複する点もあると思いますが、ただいまの該当する公の施設に対する36、去年の12月に発表ありましたけれども、それで一応12が今回のひとつのあれになっているんですが、町の直営をどのくらいに考えておるかということと、それからやはりさっき言ったように今度の管理組合方式がもう農集排においてもできているわけですが、ここの関係においても大きな修理とかそれから修繕等そういうふうなものの対応はどのように考えているのか、直営の場合においては設置条例色々なかたちの中で対応してかと思っております、それらの辺りのお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

助 役

直営のいわゆる管理方式の範囲をどのように考えておるかというようなご質問かと思っております。公の施設たりともこれはひとつは当然経営という概念にたって今までやってきておるわけでございます。その中で現在の自治法上の規定では管理委託制度というのがいわゆる唯一のものであったわけでございます。そこでできるものはこの制度に委ねてきたというのが現状でございますので、現段階管理委託制度に委ねておる公の施設これにつきましては、当然またこれからの指定管理者制度これに当然馴染む施設であると考えております。ただこういう制度ができたからといって直営であるものをですね、今後いわゆる新しい人達に乗っかっていく、町の直営から切り離していくそれについては先程三浦議員からもご質問がありましたように当然十分慎重な検討が必要であるわけでありまして。当面は現在の管理委託制度に乗っかっておるものをこの制度に乗っかっていく、合わせてまた今後の町の新しい方向性としてそういう施設に馴染むものそういうものについては十分また検討しながら進めてまいりたいとこんなふうに考えております。

議 長

他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

3 番

結果は賛成であります。ただそのやり方についてちょっと希望を申し上げます。小さな政府、行政のスリム化という時流に乗った趣旨に上にこの民活利用ということでこういう制度が育まれていくものと考えますが、結局本当に究極はこの住民サービスということが結果の目的になるわけです。その中で行政が本当にその委託をした人に対して、今までも結局一部に委託があったけれども、結局それは行政がその上に関わって二重の手間が、手間って言うかことが関わってきたわけですが、今度は委託した経費の面でもまたサービスの面でも総合的にぜひいい結果が出るように運営運用を期待するということを申し上げて賛成意見といたします。

議 長

他に討論ありませんか。

(なしの声)

議 長

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第1号議案 飯島町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。 本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。したがって第1号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5 第2号議案 飯島町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

助 役

第2号議案 飯島町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。町では平成12年3月に飯島町個人情報の保護に関する条例を公布し、個人情報の保護に努めてまいりましたが、今日のIT社会といわれますような高度の情報化が急速に進む中で、個人情報の保護に対する住民意識が高まる一方で個人情報の漏洩による権利の侵害等の危険性や不安も増大をしております。こうした社会情勢を受けまして平成15年5月に公布一部施行されております個人情報の保護に関する法律が本年の4月1日に全面施行されたところでございます。本条例案はこうした状況のもとに町の個人情報のより適切厳格な取扱いを確保して、個人の権利利益の保護を図り、また町が保有する個人情報に対する本人の開示また訂正等の請求の権利を明確にするよう条例の一部を改正するものであります。なお、町は町民の皆様の大膨大な個人情報を収集管理し、これを基にいたしまして業務を行っておりますが、個人情報の漏洩を未然に防止し、条例の実効性を確保するためにこの条例案におきましては関係機関とも協議の元に罰則規定を設けることといたしております。細部につきまして担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。説明といたします。

総務課長

(補足説明)

議 長

これから質疑を行います。

11 番

質問いたします。内容に閲覧から開示ということでこうした内容に積極性を持たせたという説明がありました。なるほど情報公開と個人情報の保護ということは、非常に今日的な社会にあって相相克するものでありまして、非常に大事な内容かと思っております。それで1点細かいことにつきましては、前段ありましたように委員会付託になっておりますので細部は申しませんけれども、1つとして諮る機関に飯島町情報公開審査会というふうに記されております。情報公開審査会の今までの開催状況について1点お伺いいたします。それから先程第1号でありましてただいま提案説明の中にもありましたいわゆる指定管理者制度への移行に伴うことでもありますけれども、11条ですか、これ全面的に改まったふうになっております。第1項が、その中で先程ありました指定管理者に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じさせなきゃならないということで説明の中にそうした場合にあってしっかりした契約を盛り込んでいきたいというような総務課長今説明がありました。それでそれは結構でありますけれども、罰則規定というものは指定管理者にも適用される、この契約先程説明ありました契約に違反した場合に罰則規定を指定管理

者にもこの適用され過料がなされるのかどうかそこの点についてお伺いいたします。もう1点これは罰則が加わった内容でありまして、先程助役の説明で罰則については、関係機関と協議した上でということでもなっておりますけれども、基本的には一昨年の基本的な基本法いわゆる個人情報に関する基本的な中での罰則規定にこうした金額的なこと、いわゆる罰金の金額的な内容も盛り込まれているかと思っておりますので、これに準拠したかたちじゃないかと思っておりますが、一応念のためにそうしたことを関係機関と協議したという準拠はしたけれども、そうした飯島町としてもこの数字について金額罰則の金額については、一応吟味したと基本法にはあるけれども、吟味したというそうした解釈でよろしいかということでございます。そしてこの町長にお聞きしますけれども、いわゆる個人情報の保護ということで取扱う実施機関に町行政ということが入ってきていわゆる公共団体の非常にその内容が盛り込まれているわけでございますけれども、措置の内容が盛り込まれているわけでありまして、これ職員であったものあるいは職員であるもの云々ということもあります。いわゆるそうしたことに携わる、あるいは携わった職員への教育指導についてどんなふうにお考えになっているか、どんなふうに対応されていくかということを姿勢の面でお伺いいたします。これ行政機関としての住民の信用を失ったり、また行政と住民の信頼関係を構築する上で非常に重要な条例だと思います。今後の内容によっては行政運営に支障も生じることもあろうかとも推測されるわけでありまして、そこの取扱者への指導教育についてのお考えをお伺いいたします。以上3点、4点ほどお伺いいたしました。お願いします。

町長 町の役場、行政の立場として非常に多くの膨大な住民の皆さん方のこうした個人の情報をお預りしての行政運営がなされておられるこの行政機関として、これまでもやってまいりましたけれども、この条例法律の趣旨を十分職員にも徹底をして、更に今後この職員教育、職員の意識の持ち方について十分ひとつ研修等を通じながら職員教育をしてまいりたいと考えております。

助役 私の方からはこの罰則規定のいわゆる制定に伴いますご質問がございました。それについてお答えをいたしたいと思っております。行政事務条例といういわゆる住民の皆さん方に対して一定の義務あるいは規制をかけていく条例がございます。俗に行政事務条例と呼んでおりますけれども、こういう類については、往々にしてこの実効性を高めるために罰則規定というものを置くわけでございますが、一旦そういう事例が生じますと罰則をかけていくについては、いわゆる検察の手に委ねることになるわけでございます。つまり司法の手に委ねて適正な判断のもとにこの条例に基づいた罰則を科していただくという手順になってございます。そういうことからこの罰則規定を条例中に設けるには、いわゆる検察庁への協議を事前に済ますということが要件になっておりまして、それに基づいての検察庁への協議をいたしておるところでございます。現在この条例が各自治体においてやはり議会に上程をされておられるわけでございます。やはり同じ立場でそういう手順を踏んでおりまして、金額的にもやはりこれは町村の自主性は阻害するものではありませんが、概ね横並びの内容をもってひとつ規定をされておるとこのように判断をいたしております。

総務課長 情報公開審査会の開催状況でありますけれども、私の承知している範囲ではこの委員会

ができてから1回か2回くらい請求要求があって開催されているくらいだというふうにご記憶しております。公開のその審査会の直前までいったけれども、本人の取り下げが必要がなくなったというようなケースも聞いておりますので、そういったことでそこまで至るような難解なケースはなかったということであろうかと思っております。それから指定管理者まで罰則規定が適用になるのかどうかということでございますが、罰則の規程の18条の2の中に実施機関から委託を受けて個人情報を取り扱う事務に従事しているもの、あるいは退いたものというような謳い方をしております。当然指定管理者もこの適用に入ってくるということで罰則適用になるということでございます。それから職員への対応の話が出まして先程町長の方から答弁がございました。具体的にはこの条例が可決されたのち、全職員を対象にしてこの条例の趣旨の説明会を開催するように予定をしております。その中で個人情報の保護の重要性について十分職員には周知をして誤りのない行政運営ができるようにやっていきたいと思っておりますのでよろしくお伺いしたいと思います。

議長 他に質疑ありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっております第2号議案 飯島町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務産業委員会へ審査を付託したいと思います。ご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第2号議案 飯島町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につきましては、総務産業委員会へ審査を付託することに決定いたしました。

日程第6 第3号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

助役 本案について提案理由の説明を求めます。
それでは第3号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例案は根拠となります非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が本年3月18日に公布されたことに伴う条例改正であります。条例改正の内容は、地方公務員災害補償法の規定に準じまして、手指の障害及び目の障害の等級の改定を行い、合わせて所要の用語整備を平成16年7月1日に遡及し適用するものであります。細部につきましてご質問によりまして担当課長からお答えを申し上げたいと思っております。よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第3号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第3号議案は原案のとおり可決されました。
日程第7 第4号議案 飯島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

助役 第4号議案 飯島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。本条例案は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が本年3月18日に公布され、4月1日から施行されたことに伴います条例改正であります。条例改正の内容は消防団員の処遇改善を図るために、班長から分団長までの階級の内、勤続年数10年から24年までの退職報償金を一律に2,000円引上げるものであります。細部につきましてご質問によりまして担当課長からお答えを申し上げます。よろしくご審議の上ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番 消防団員、今大変に団員自体の確保が難しいというふうに聞いておる中で、趣旨的には結構なことだと思いますけれども、社会情勢からして値上げということが非常に懸念されるところでございます。そういったことからしてこの値上げによる財政負担がどのくらい想定されるかわかりましたらお願いしたいと思います。

総務課長 財政負担につきましては、その時々々の退団者の数、勤続年数、階級によって計算基礎が違ってまいりますので異なりますけれども、町の条例においては国の基準より各勤続年数を再分化してございますので、基金の方から退職者の退職報償に見合う金額が来るよりもだいたい今でも100万円以下で済んでいるというふうにちょっと今記憶をしておりますので、各階級2,000円です。財政的にはその基金の方からもその当然その分が増えてまいりますので、財政に及ぼすほどの金額の負担は一般会計に及ぼすいわゆる一般財源的な負担はないんじゃないかというふうに考えております。ちょっと数字的に幾らということがちょっと出しづらいものでありますからちょっと手元に資料もありませんけれども、そんなふうに感じておりますのでお願いします。

議長 他に質疑ありませんか。
(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第4号議案 飯島町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第4号議案は原案のとおり可決されました。
ここで休憩をとります。再開時刻を10時45分といたします。休憩。
午前10時29分 休憩
午前10時45分 再開

議長 休憩を解き、会議を再開します。
日程第8 第5号議案 平成17年度飯島町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

町長 それでは第5号議案 平成17年度一般会計の補正予算第1号について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,918万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ42億5,918万6千円とするものでございます。今回の補正につきましては、農林水産業費の補正が中心でございます。当町がこれまで要望してまいりました事業が県の新たな補助事業で実施をできる運びとなったために今回補正でお願いするものでございます。主な歳出面でございますが、まず蕎麦及び大豆の乾燥調整施設でございます。そばの作付け面積につきましては、近年増加しておりまして地元要望の多かった施設でございます。また、大豆の乾燥調整施設につきましても、当地域として設置が望まれてきたものでございます。これらを強い農業づくり総合対策事業の補助により導入を図るものでございまして、また減農薬、減肥料の時代の中にあつて蘇れ大地、育て健やか農産物推進事業によりまして温湯消毒器これお湯でございますけれども、この温湯消毒器の整備を導入を図ってまいりたいと思います。事業主体は農業協同組合や地区の営農組合でございまして、いずれも県の補助金をそのまま交付するものでございまして、町の負担はございません。また、住民の皆さんの利便を図るために役場宛の文書専用の文書箱を地域ごとに設置するための費用を計上させていただきました。その他は当面の事業執行に必要な最小限度の補正をすることをお願いしてございます。細部につきましては、担当課長からそれぞれ説明申し上げます。よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願いを申し上げます。

企画財政課長 (補足説明)
(以下、保健福祉課長、産業振興課長、補足説明)

議長 5番 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
1点お聞きをいたします。8ページの自治振興費の中の先程文書箱の説明がありました。もう少し詳しくどこへするのと、それからちょっとこれ5個で35万というのは高いような気がするんですけども、その辺の内訳というか内容も説明をお願いいたします。

企画財政課長 場所につきましては、今のところ想定をいたしておりますのは飯島町地区2箇所ということで成人大学センターそれからショッピングセンターのコスモさん、それからあその他の地区はそれぞれ地域の公民館というふうに考えております。それからこの構造でありますけれども、鉄製の支柱を立てましてその上に横幅33縦40奥行き18というような箱を屋根付きの箱をこれは木製でありますけれども、設置するという内容でございます。かな

り厚い木材を使用するというようなこと、それからまた特別仕様でありますので予算見積りではこのような数字でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。なお、またこれにつきまして財源でありますけれども、町といたしましてコモンズ支援金の方へ申請をいたしております。以上であります。

議長 他に質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第5号議案 平成17年度飯島町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって第5号議案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第6号議案 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の増減についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

助役 第6号議案 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の増減について提案理由の説明を申し上げます。本年3月20日付で南佐久郡佐久町及び同郡八千穂村が合併し、新たに南佐久郡佐久穂町が発足いたしました。また本年4月1日付で佐久市、南佐久郡臼田町、北佐久郡浅科村及び同郡望月町が合併して、新たに佐久市が発足し、中野市及び下水内郡豊田村が合併して新たに中野市が発足し、木曾郡榑川村が塩尻市に合併、東筑摩郡四賀村、南安曇郡、奈川村、同郡安曇村及び同郡梓川村が松本に合併をいたしました。以上の市町村合併に伴いまして2市3町8村が長野県市町村自治振興組合を脱退し、2市1町が加入したことにより同組合を組織する市町村数が112市町村から102市町村に減少したため、市町村合併の特例に関する法律第9条の3第1項及び地方自治法第286条第1項の規定による協議がありました。この協議について地方自治法第290条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議の上ご議決をいただきますようお願いをいたします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第6号議案 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の増減について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

議長 (異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって第6号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。ご苦労様でした。

午前11時7分 散会

平成17年6月飯島町議会定例会議事日程(第2号)

平成17年6月13日 午前9時10分開議

議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者 宮下 覚一 議員
 竹澤 秀幸 議員
 森岡 一雄 議員
 坂本 紀子 議員
 平澤 晃 議員
 松下 寿雄 議員

出席議員(12名)

1番 内山 淳司
 2番 宮下 寿
 3番 曾我 弘
 4番 平沢 晃
 5番 森岡 一雄
 6番 三浦 寿美子
 7番 竹澤 秀幸
 8番 坂本 紀子
 9番 宮下 覚一
 10番 松下 寿雄
 11番 織田 信行
 12番 野村 利夫

説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂 宗昭	助 役 山田 敏明
	総務課長 箕浦 税夫
	企画財政課長 高坂 浩
	住民税務課長 滝本 英司
	保健福祉課長 米沢 長実
	産業振興課長 斉藤 久夫
建設水道課長 松下 一人	
飯島町教育委員会	教育長 大沢 利光
	教育次長 北沢 正文

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小林 廣美
 書記 小林 美恵

本会議再開

開 議 平成17年6月13日 午前9時10分
議 長 おはようございます。
これより本日の会議を開きます。
議事日程については、お手元に配布のとおりであります。
日程第1 一般質問を行います。
通告順に質問を許します。9番 宮下覚一議員。

9 番 この度の改選後、初の定例会一般質問トップバッターということになりました。それでは通告によりまして町長のこれからの町づくりに対する考え方をただしていきたいと思えます。その1つとして自立の町づくりに向けた新たな行政の役割について、2つ目、町の自然環境に対する考え方について、3つ温暖化対策と町の取組みについて、大きく3項目であります。

さて、平成17年度飯島町として自立のスタートが切られました。言うまでもなく町にとって2月27日は大きな意味を持つ1日でありました。結果として多くの町民の皆さんの意向によりまして自立の選択が決断されまして、そして町はこの4月から新たな気持ちの上に立ってスタートしたと思えますし、町民の皆さんもこの飯島町はこれからどのように変わっていくのかと関心を持って見ておられると思っております。自立によりまして町は行政的にも財政的にも大きな改革が迫られているわけでありまして、町長も平成17年度今年度予算的には改革の第2幕と位置付けておられまして、あらゆる面で改革を考えていると思えます。いや、考えているのではなく、新年度がスタートしたわけでありまして早3ヶ月になるわけでありまして、改革の実践の日々であるはずだと思えますけれどもどうでしょうか。先の3月定例会でもこの自立に向けた町づくりにつきましては、多くの議員から質問が出されましたけれども、当時の計画段階のときとは違いまして今はまさにこの計画に沿って一步一步実行に移さなければならない現在の状況、また昼夜を問わず取組んでおられると思うその心境を町長にお聞きしたいと思えます。前置きが長くなりましたけれども、最初の1点目、まずこの自立に向かっていかなければならない中で、職員の皆さんの意識改革はどのように進めているかということでありまして、改革とは一口に言ってしまうと簡単でございますけれども、人間誰しも今の現状また環境を変えるということは大変なエネルギーがいるわけでありまして、ましてやソフト面を要求されている今の改革に職員の皆さんはどう対応していくのか、いくら町長が理事者があるいは課長が笛を吹いても踊らずでは困るわけで、この気持ちを考え自立に向かって職員一丸となって変えていこうというそういう意識の持ち方をどのように考え実践しているのかお聞きしたいと思えます。2点目、庁舎内の組織機構改革についてでありますけれども、先の町のふるさとづくり計画に基づく改革計画では本年度確か10月頃を目途にというように聞いておったと思えますけれども、その後の計画進行また庁舎内の現況はどのように進んでいるのかお聞きいたします。3点目は、これはどうしても避けて通れない黙っておれないことでありまして、町民の皆さんも一番関心があるのではないかとと思われる職員の皆さん

の人員費それから人員削減の問題であります。人として誰でも平等に権利を持ち、そして働く場所の確保も認められなければならないそれはわかります。しかし、どうしても民間との比較の上でまた現在の財政状況、社会情勢そして近隣町村との状況の中で、役場に対する強い批判のあることはご承知のとおりであります。このことは単純に他町村との比較だけで片付けられることではありませんけれども、町長はこのことについて町民の意向をどう考えておられるか、また現在はどのように削減していこうと考えておられるかお答えください。4つ目、今自立の町づくりに向かっての中期総合計画の素案づくりが進んでいると思えます。先日有線でもこの素案づくりに対する一般町民の皆さんからの公募の募集がされておりました。その結果はどうであったのか、そしてこのメンバーを含めてこれからどのように進めていくのかをお聞きしたいと思えます。また、現在ふるさとづくり計画の素案づくりに大変ご努力されましたふるさとづくり審議会の皆さんがおられるわけでありまして、この委員の皆さんはこういった将来計画の素案づくりにこれからどのようにタッチされていくのか、この対応もお聞きしたいと思えます。5つ目、住民との協働の町づくりとは何でしょうか。何でしょうかということも変かもしれませんけれども、この役割と意義また目的は住民の皆さんに本当に理解されているのでしょうか。今自立を決めた市町村では、どこでも定番のように住民参加の町づくりと行政と住民との協働の町づくりを掲げておりまして、そしてこの協働の町づくりを進めるためには職員の意識改革と住民の皆さんへの徹底した情報提供、そして地域への支援をしていこうと思っております。果たしてこれで協働の自立計画はできるのか私はいささか疑問であります。行政と住民町民の皆さんとの役割分担の範囲と定義をここで再確認をしておきたいと思えます。町長の考えをお聞きいたします。次にコモンズ支援金でございます。これにつきましては、他の議員からも質問があるようですので大綱だけにしておきますけれども、この財政的に大変厳しいといわれる中で少しでも支援が受けられる状態になれば望ましいことからして、町としてはどのような申請状況であるのか、また今週にも決まるであろうと思えますけれども、その結果の状況の状態はどうなっているのかお尋ねいたします。県全体では予定額の3倍、上伊那管内でも約2倍の申し込みがあったというふうに聞いておりますけれども、当町ではどうでしょうか。次に町ではいよいよ計画に沿って地区耕地別担当職員制度の導入を始めるといっております。地域住民と行政とのパイプ役として日々の生活の住民サービスの向上を図ることは結構なことでありまして、それと合わせて本定例会でも議案のひとつとして審議されておりますけれども、公の施設における管理者委託の件でありますけれども、自立に向かって経費節減を考えれば当然の成り行きであると思えますが、これは他の市町村でも盛んにこのことが最近言われております。そういったことからして委託業者の質とそれから数の問題があるかと思えますので、町としてはいつ頃からどのようにこの委託業務をやろうと考えておられるかお尋ねいたします。以上が町づくり関連の質問といたします。

大きな2つ目として、我町の自然を取り巻く環境、これは毎日ここに住んでいる人達またこの自然を享受している中にある間はなかなかその良さが認識できないのかもしれないけれども、何物にも変えがたい素晴らしい環境と自然この恵みには感謝をしなければ

ならないと思っているところでもあります。2つのアルプスの見える町、この自然豊かで風光明媚なこの飯島町をこれからどのようにして活かしていくのか、それが今後に問われています。特に西山をバックにした全体の景色風景そこに与田切川の清流その上にはシオジ平の自然林があるわけでありまして、この自然の財産を町として守りながらも県外の人達の誘客に活かさないものかと思うのであります。人の力によって作られた観光地は各地にいくらでもありますけれども、自然を活かした自然そのものの延長線上での活用を何か考えるべきだと思いますけれども、町長の所見をお聞きしたいと思います。次に最近森林セラピーという言葉が聞かれます。この本来の意味はテクノストレスに代表される現代のストレス社会において、森林の地形や自然を利用した医療やリハビリまたカウンセリングそういったことを行うことを包括的にいわれているということでございますけれども、私はあえて森林の持つ癒し効果これを生かした森林浴、また森林の中でレクリエーションを通じた健康の回復、維持、増進そういった活動にこの美しい森林自然を役立てる方へ活用できないかと考えるわけでありまして、全国的に見えれば今年の春に森林セラピー研究会これは林野庁が発足させたようでございますけれども、そういった活動も活発化しております、また国も間接的に支援しているということでもあります。そこでこういったグループとのタイアップを図りながらウォーキングロードまたはセラピーロードと名付けた活動はできないかと思っておりますけれども、合わせて所見をお聞きいたします。次にこの自然豊かな森林また町の土地面積の大半を占める山林、過去の日本の経済を支えてきた山、樹木ではありますけれども、今日の社会情勢からしてこれを守っていくことの大変さ、特に町の林務委員の皆さんはじめ関係者の努力には敬意と感謝を申し上げますけれども、これだけ自然の森林がありながら親子で安心していけるようなところがないように思います。それは私だけでしょうか。先の中川村の落石死亡事故以来、道の管理が大変難しくなっていると感じます。ところで町には町民の森がありますけれども、これは知る人ぞ知るでほとんどの町民の皆さんがどこにあるかも知らないと思われまして。その町民の森とはどういうところなのでしょう。また、町有林等の後世に繋いでいかなければならない森林の保護、管理についてもお聞きいたします。

大きく3つ目でございますけれども、最近特に話題になっているのが温暖化防止に対することではないかと思っております。地球規模の温暖化防止には国際的なルールを決め、本年2月に発行されました京都議定書がありますけれども、また近年は温暖化と異常気象との関連も取り沙汰されております。それはご承知のとおりでございますけれども、しかし私はこんな大きなことは国に任せておいて、もっと身近で我々が温暖化防止のためにこれから手を付けていかなければならないこと、それを考えなければいけないのではないかと思うのであります。近頃あちこちから環境省が推進する夏の軽装をいうクールビズが聞かれます。当町でも丁度今日からですかね、職員のノーネクタイが始められるわけでございますけれども、こういったことを手始めとしてこれから行政と町民の皆さんとが協力し合いながら、そしてタイアップしてやっていくべきことは何なのかをお聞きいたします。次に温暖化防止のために二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減するための色々な研究がされております。そうした中で地球資源を使わないエコエネルギーの開発におけるこの

地への誘導促進のための施策を考えたらどうかと思っておりますけれどもどうでしょうか。特にこの地方にとっては、風を利用した風力発電等が考えられます。これは勿論これを行政でやったらというわけではありません。民活との共同によるそういった土壌づくりを推進するという活動それを言うのでありまして、これが間接的に町の利益になればよいというふうに思うのであります。町長の所見をお聞きしたいと思います。以上1回目の質問といたします。

町 長

それでは今議会一般質問の最初の質問者である宮下議員から自立の町づくりに向けた新たな行政の役割、2番目には町の自然環境に対する考え方について、3番目に温暖化対策の町の取組みについてと、この3つの質問をいただきました。大変多岐にわたってのご質問をいただいたわけでありまして、少し時間をいただきながら順次お答えをしてみたいと思います。

まず、自立の町づくりに向けた新たな行政の役割について、色んな点についてご質問いただきました。基本的には現在飯島町の行財政改革につきましては、飯島町のふるさとづくり計画これに基づいて進めておるわけでございます。飯島町ふるさとづくり計画は、飯島町が今後地方分権時代に対応し、自己決定自己責任のもとに国に依存しなくても自立しうる持続可能なこの自治体経営を構築するために定められた基本的な計画であることはご承知のとおりでございます。この計画の内容につきましては、素々案の段階から町議会をはじめ耕地別の懇談会、ふるさとづくり審議会など多くの議論を経て今年の9月1日に計画決定をしたところでございます。地方分権の時代を迎えた今日、私共地方自治体はまず行財政体制の整備を行い、それから財源の確保、住民との協働による町づくり、それから職員の意識改革などが求められているところでございます。当町ではこうした問題にあるいは課題に対処するために様々な改革を実施をしていかなければならないと考えておるわけでありまして、内容につきましては既に町民の皆さんにお示しをしてありますとおり、行政経費の節減削減、住民サービスの削減、住民負担の増加、住民協働によってこのことを克服していくというそれぞれの行財政運営を行ってまいらなければならないというふうにご承知のとおりでございます。既にその一部につきましては、自立の本年度第1年度として、また行革の第2幕として17年度予算をもってスタートしたわけでございます。今後更にその内容を加速をしていかなければならないというふうにご承知のとおりでございます。こうした中でご質問にございました職員の意識改革について考えると、まずこの分権時代を迎えた今日職員が求められているもの、これは何かという点について申し上げますと、まず1つには政策目標を企画立案してそれを遂行しうる政策形成の能力の向上、あるいは法務能力の向上がどうしても求められるわけでありまして、また、住民の皆さんとともに地域社会の問題を共に考えて地域住民の視点に立った仕事の取組みが求められてまいります。また、町に勤める職業人としてあらゆる面で不断の自己啓発を行いながらこの努力が求められていくということかと思っております。まだまだ色々あるわけでございますけれども、職員がこうしたニーズに対応すべき努力を今まで以上に行っていかなければなりません。また、職員を取り巻く環境も大変大きく変わろうとしておりまして、ご質問にもございました今まさにそのことが問われておるわけでございます。能力、職責、業績を反映させた人事評価の制

度の導入、更にこれをもとにした新給与の制度の導入、それから地方公務員制度改革が進められているところがございます、今後色々な取り組みの中でこのことを実践に向けて検討していくということになるわけでございます。当町においても来客に対する接遇や電話の対応厳守など勿論小さいことから勿論でありますけれども、今後は人事評価制度の導入、更に新給与制度の導入、そして職務遂行能力の向上に関する研修、そして耕地担当制度の導入などを通じまして職員の資質の向上に向けた研修や実践を行って職員の意識改革を進めてまいりたいというふうに考えております。次に庁舎内の機構改革、庁内の機構改革の進行と現状についてでございます。この組織機構改革につきましては、ふるさとづくり計画の一課題として改革を進めてまいります。改革にあたっては、過去の様々な課題の克服と今後の行政課題への対応を目指した次の事柄を基本的な方針として進めてまいりたいと考えております。まず、住民意向の把握と的確な反映を重視をしていきたいと、また住民を顧客と位置付けた行政サービスの向上を図ること、そして政策主導型に変化対応できる効率的で柔軟な組織機構を目指していくということ、更には住民ニーズを先取りした情報開示など行財政運営に関する高い透明性の確保を図っていくこと、それから組織の膠着化による弊害を防ぐために具体的な項目を設定して対応できるシステムの構築を図っていくことなどなどでございます。これらを基本に現在具体的な改革案の策定作業を今現在行っております。中間的なご報告ができるのは9月頃を他のふるさとづくりの実践計画に合わせてご報告を申し上げていけるかと思っておりますが、この具体的な実施につきましては色々検討してまいりましたけれども、特に事務室の配置替えの一部を変更しなきゃならないという事情もございますし、それから人事面との関係もございまして平成18年の4月1日新年度のスタートとともに、このことを実践していくと現在計画して進めておるところでございますので、是非ご理解をいただきたいと思っております。次に職員の人員削減に対する考え方でございます。職員の人員削減につきましては、ふるさとづくり計画でお示しもしてございますけれども、常勤の一般職の職員を計画では10年後に100人体制とするということを基本として約25%の削減を図る目標を立ててございますが、これも退職者等との関連も色々ございます。しかしながらできる限り早期にこのことを実現して対応して図ってまいりたいというふうに考えております。また、嘱託職員や臨時職員につきましても必要最小限度の範囲での雇用の対応ということでやってまいりたいというふうに思っております。既に町民の皆さんにお示しをした内容を基本的に改革を進めておりますけれども、今後の行政は住民ニーズが多種多様化するとともに、複雑化、細分化していくことが予想されます。その中での人員削減でありますので、今後行政サービスの推進や質をこの今までどおり維持していくには、住民との協働が欠かせない手法と考えております。飯島町の身の丈に合った行財政運営を基本として進めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきたいと思っております。私以下職員に対する色々な住民の皆さん方の風当たりと申しますかそうしたものは十分私共心に受け止めておるわけでございます、何よりもそのことは職員自身が受け止めておるわけでございます。今後そうした視点に立ってできる限りの努力をしてみたいというふうに思っております。続きまして中期総合計画のふるさとづくり計画これとの位置付け関連についてのご質問でございま

した。お答えをいたします。飯島町では平成22年度を目標とした第4次長期構想を平成13年度からスタートをさせました。同時に策定したその前段である前期5カ年の中期総合計画これは平成13年度から今年度までの5年間になっておりますけれども、これによって具体的な事業を推進をしてみたい。本年度において18年度から22年までの残り後期5年間の中期総合計画を策定をする計画で今進めております。この中期総合計画は、基本構想10年間の基本構想の実現のために取組むべき施策を具体化体系化した町づくりの基本計画でございます。また一方で昨年策定をいたしましたこのふるさとづくり計画先程来ておりますこの計画は基本構想及び中期総合計画に沿った持続可能な町づくりを目指したこの行財政改革中心の計画でございます、計画の目標年度はいずれも平成22年度までということで一致をしておるわけでございますけれども、考え方基本的には中期総合計画が上位計画であるという位置付けは変わるわけではございません。ただし、ふるさとづくり計画はふるさとづくり審議会を設けて耕地単位の住民懇談会を開催するなど十分な検討の末に作成された計画でありますので、今回中期総合計画を作成する上にもこのふるさとづくり計画を基本とすることが非常に合理的であり、効率的であるというふうに考えております。したがって今回の中期総合計画では、ふるさとづくり計画で審議された事項については極力重複審議を避けまして、重点的に絞って審議をしていただきたいというふうに考えております。具体的には特にこれからの自立して持続可能なこの飯島町の町づくりにどうしても必要である協働の町づくりということ、それから人口増の対策の問題、それから地域振興活性化対策この3点がどうしても必要な重要な事項でございますので、この3つの審議の検討が中心になるかというふうに考えております。そこで中期総合計画の策定に当りましては、素案づくりの段階から住民参加を基本に考えていきたいと思っております。住民参加の方策といたしましては、住民の意識調査これは今までも色々な意識調査やってみましたが、特に今後自立していく上でのこの町づくりに対する住民の皆さんの意識この厳しいふるさとづくり計画も踏まえた上での意識というものをぜひ把握して反映していきたいと、これ既に抽出でもって実施をいたしまして現在まとめ中でございますけれどもそうしたこと、それから素案策定委員の募集これも現在行いまして参画をいただきたいということでございます。それから意見や提言の募集それから地区単位の住民懇談会などを計画して素案段階からひとつ広くご意見を聞いてまいりたいというふうに思っております。またこの内部的な策定体制につきましては、素案づくりのワーキンググループとして7つの分科会を設置して進めてまいりたいと思っております。この内に協働の町づくり分科会と人口増活性化対策分科会の2つの分科会につきましては、公募等による住民による素案策定委員の皆さん、それと基本構想の審議会の委員の皆さんそれから職員も含めてこの三者で重点課題について素案づくりを進めていただく計画で現在進めております。最終的には素案をもって基本構想審議会に諮りまして諮問をして答申をしていただくよう予定しております。平成18年年明けの2月までにはこの計画が策定し、次期中期総合計画のスタートができるように進めてまいりたいと思っております。こうした審議を経て中期総合計画を策定いたしますが、最終的には新たに策定したこの中期総合計画と今現在ありますふるさとづくり計画は整合性がとれるよう配慮

して策定をしまいでというふうになるわけでございます。次に住民との協働の町づくりの範囲ということでございますが、住民と行政の協働による町づくりの基本はふるさとづくり計画でもお示ししてあるとおり、自助それから共助、公助とこの3つの考え方による役割分担の明確化にあるわけでありまして、まず住民一人一人が自分でできることは自分でやるとやっていたとということ、それから住民一人一人でできないことを地域やその取り巻く団体がこれを補ってそれでもできない事柄を行政町が担うというこの役割分担というかたちでございます。したがって町全体の基盤整備や行政運営上の共通のルールや制度の整備、あるいは自助、共助では解決できない課題等については行政が担当いたします。これ以外の住民や地域団体の皆さんでできる事柄はそれぞれ分担していただくことになるわけでございます。また、協働による町づくりを推進するためには、住民と行政は対等協力関係のよきパートナーとしての相互の認識がどうしても不可欠であるということになります。このことから行政は情報の公開や提供とともに、地域や団体の活動の支援という役割を担っておるわけございまして、5月から住民の皆さんから直接ご意見を伺うために町長とのホット懇談会を開催をしているところでございまして、8月からは先程もお話に触れましたが職員の耕地担当制度につきまして各耕地の自主的な活動を尊重しながら耕地担当の職員が情報の収集や提供を通じまして地域活動を側面から支援して協働による町づくりの土壌づくりというものを少しでもお手伝いして図ってきたいというふうにご考えております。このふるさとづくり細部につきましては、具体的には更に実践計画の中で詰めてまたご報告を申し上げてまいりたいというふうにご考えております。続きまして県のコモンズ支援金の基本的な考え方でございます。地方公共団体や公共的団体が行うこの地域の特色を活かした取り組みということでございまして、地域の課題解決に向けた取り組みを支援することにより、いわゆるコモンズ地域をかたちづくりこの人間的な横のつながりに軸足を置いた社会を目指そうということでございまして、従来県の地域づくり総合支援事業というものがございましたけれども、これを発展改称して統合した新たな事業として県が本年度から創設スタートしたものでございます。この制度の交付対象は特別枠といわゆる特別分と一般分この2つに分かれておるわけございまして、特別分は先刻的なモデル性が大変高くして他の地域への普及が期待される事業等が対象でございます。これは県に直接本庁で県庁本庁で設置される選定委員会の審査を経て事業採択されるという仕組みでございますが、一方で一般分につきましてはこの特別分に該当しない事業が対象と比較的きめ細かい部分というかたちになるかと思っておりますけれども、それぞれの地方事務所、上伊那地方事務所を設置される選定委員会の審査を経て事業採択されるという仕組みになっておるわけでございます。支援金の交付額はハードの事業が3分の2以内、ソフトの事業に対しては10分の10以内という補助対象交付対象でございまして、そこでこの飯島町にかかる申請状況はどうかというお尋ねでございました。その1つ特別分として現在町が申請しておりますのが、営農センター町の営農センターが1,000ヘクタール自然共生農場づくりという事業を既に着手をして色んな事業取り組みを進めておるわけでございますけれども、これについてのぜひ交付申請をお願いしたいということで現在申請してございます。この事業は観光評価のための仕法生物の設定や自然共生農場基本

計画これらの策定などを盛り込んだソフト事業が中心でございます。これにかかる必要な経費をお願いしておるところでございます。それからまた一般分といたしましては、職員の耕地担当制度の関連しての文書ポストの設置事業であると、それから町民の健康づくり運動の充実事業、また協働による花づくりの充実事業今年度はこの3事業を申請しておるわけございまして、総申請額合わせて468万という現在お願いしておるところで県において審査中ではございます。今後近々に審査が進んで交付決定の方向が出されるというふうに聞いておりますけれども、細部についてはまったく現在のところ承知できる段階ではございません。なお、この事業では区や耕地などの自治組織それから町づくりの関係する団体などが行う地域づくり事業にも申請ができることとなっております。ただ、制度が固まってからご承知のように時間もあんまり経てないというようなこと、それから県や町としても十分な周知のできる時間も少なかったというようなことございまして、今回はそうした団体や地元からの申請ございませんでしたけれども、今年度は本年後半にも2次補正があるかもしれないというようなことも言われております。来年以降も制度は継続されるものと思われまので、町としてはぜひこの制度をきめ細かく有効に利用して町の公共的団体に対しても制度を十分PRして有効活動を促進していきたいというふうにご考えております。それから自立に向けた最後の公共施設の管理委託についての考え方のご質問がございました。一般的な考え方を申し上げますと、このふるさとづくり計画では各公共施設の委託管理委託についてもふれてございまして、その方法としては民間委託それから民営化、利用者の管理、利用者による自らの管理、それから公設民営方式と色々導入の様々な方法があるわけで提案をしておるわけでございますが、いずれにいたしましても結果的には住民負担となるべきものがございまして、単純に委託してしまえばよいというわけにはなかなかいかないものもあるわけございまして、町内の数多くの公共施設それぞれ1件1件を詳細に検討すると同時に、ある程度一括りで委託することも選択肢のひとつであるというふうにご考えます。この施設管理委託の問題につきましては、今までも様々な検討を重ねて改革を重ねながら今日の結果の方法に至っておるわけでございますけれども、先般も議会初日の日に新たな指定管理者制度の条例創設ができましたので、これも含めて今年度中に方向を定めてよりよい方向を模索してまいりたいというふうにご考えております。

次に質問でございますこの町の自然環境に対する考え方の中で幾つか質問をいただきました。我町の自然環境を観光と結びつける考え方でございますが、自立に向けた町づくりの中では調和のとれた地域産業の振興による活力ある町づくりが主要な課題となっております。ご質問いただきました我町の優れた自然環境を大切な地域の資源としてこれを位置付けまして、観光振興に結びつけることができないかとお考えは大切なご提言として同感でございます。シオジ平自然園につきましては、ご承知のとおりアプローチとなる林道横根山線において現在大きな崩落が生じておるわけでございます。その沿線では常に落石の痕跡が多くて、過日中川村にも発生したようにこの落石等の死亡事故を考えますと来ていただく皆さん方の安全の確保という点で大きな課題があるというふうにご考えております。しかしながら与田切川流域の渓谷及び沿線の水辺の環境や里山をはじめとしまして安全の確保が容易で優れた自然環境の豊かな場所は多いものというふうにご考えており

ます。とともにこの一方で町の観光協会ともタイアップして現在昨年度からこの里山トレッキングや野鳥観察等いわゆる自然体験のメニューとして13コース区分からなる体験メニューづくりを具体的に進めてまいりました。現在もそのことを都会に向けたりして今応募を募って進めておるところでございます。こうした事業を農業体験等も組み合わせた上でのグリーンツーリズムと言いますか、この事業化を進めてまいりたいというふうに考えて今後進めてまいりたいというふうに考えております。ただ非常に安全面の確保それから費用対効果等の問題もなかなか現実の問題として課題があるわけでございますが、そのことはどうしても避けて通れないということを考えながら課題として研究をしてみたいというふうに思っております。それから次が森林セラピーへの参画の考え方はどうかということでございます。ご承知言われましたようにセラピーとは治療や治療方法をさすこの言葉として使われて久しいわけでございます。一般的になじみの深いものとして動物との触れ合いなど動物を介在させた療法としてのアニマルセラピーなどが知られておるわけでございますけれども、この森林の持つ多面的機能のひとつとして心身の健康に好ましい影響を与えているということは以前から知られておるわけでございます。国が森林浴という言葉で昭和57年に提唱して以来上松町の赤沢の自然休養林をはじめとして癒し効果のある健康増進とそして観光とが一体となったブームが全国的に起こりました。森林を資源とした観光地が各地に誕生をしております。最近では3月に産学官この三者が連携して設立をいたしました森林セラピー研究会というのがございまして、森林を活用した心身の健康に関する治療効果が医学的に検証をされつつあるということございまして、現在林野庁においては全国に31箇所の森林セラピー基地候補として選定をされて関係自治体がネットワークを構築しながら森林の機能を科学的に明らかにするための整備実験を今行おうとしておるということでございます。県内では南箕輪村や駒ヶ根市など8市町村が候補として選定をされました。このプロジェクトに参画をしておるところでございます。面積の約7割の森林を有するこの当町におきましてもこのプロジェクトは地域資源を活用して都市部からの観光客誘致が期待できる興味深いプロジェクトとして認識をいたしておりますけれども、その一方で先程も申し上げました候補地には森林の植生やそれから立地の問題、それから施設整備も含めた交通等の総合的な条件が整備が求められてまいります。したがって現段階での参画はすぐにはなかなか難しいというふうに認識をいたしております。今後の検討課題ということにさせていただきたいと思っております。続いて町民の森のPRと保護の推進を図るべきであるというお話もいただきました。町民の森は通称池の平と言われる地籍内にございまして、林道の辰巳ヶ沢入り線という林道がございます。与田切川左岸の入口になりますけれども、この林道を2キロほど入った林道沿いにあるわけございまして、標高は約1,060m面積5.8haの一段のなだらかな地形にある樹齢80年の檜の美林であるわけでございます。この池の平はいわゆる前の役場の跡地にもございました床福寺の修験道場があったという言い伝えがあるわけございまして、大正の末期当時の小林音吉村長さんが衆議を結集しながら自ら陣頭に立って公有林の造林事業を敢行しました。村の基本財産の造成に努めてその後代々これを継承して現在は郡きっての檜の美林素晴らしい檜の林になっておるわけでございます。こうした功績を

讃えて後世に繋げていくために飯島町の合併20周年これは昭和52年の3月でございました。この地を町民の森を定めて記念碑を設置してございます。町民のPRこの森のPRにつきましても、これまでも行ってまいりましたが、更に機会を捉えて町の広報等で紹介をして町民の皆さん方にぜひひとつ目のあたりにしていただきたいわけでありましてけれども、なかなか道路等の問題も条件整備しなきゃならないなど課題も多いわけでございます。今後できるだけ努力をしてみたいというふうに思っております。この町民の森の保護を推進を図るべきであるというご質問でございました。この町有林の森の基幹的な保育作業としてこれまでも枝打ちや除伐間伐等の手入れを何回となく行って保護に努めてきておるわけでございますが、最近ではこの役場庁舎の建設時におきましてこの檜を択抜によって間伐をしてございます。全体で200m³ほどの用材を利用したわけでございます。この後ろにございます現在の役場の議場の檜の素晴らしい柱もそうでございます。庁舎内の至るところにあります腰板もすべてこの町民の森の檜材を使用しておるということになります。なお、本年度はこの池の平周辺の町民の森の間伐約2haを計画しておりまして、この町民の森については今後とも必要な保護と町民へのPRに努めてまいりたいというふうに思っております。

最後のご質問でございまして地球温暖化の町の取組みについてございまして、2つほど質問いただきました。まず温暖化防止対策について行政としてできること、それからまた町民がやるべきことそれぞれでございます。ご承知のように本年2月16日に京都議定書の交付がございました。これが効力が発行いたしました。これにより2012年までに日本も温室効果ガスを1990年に比べて6%削減をしなければならないという義務を負ったわけでございます。長野県においても温暖化防止条例の制定が検討されておまして、上伊那広域連合においても循環型社会の実現を基本理念にいたしましてごみ処理基本計画が見直されるなど温暖化防止に向けた動きが現在活発化してきております。当町といたしましても職員の夏季の軽装での執務を今日から始まるところでございますが、あるいは庁舎をはじめとする公共施設の冷暖房温度の調整、昼休みの消灯、OA機器の主電源をこまめに切ること、それからコピー用紙の両面使用、リサイクル古紙分別回収のボックスの設置、ノー残業デーの設定などなどでございます。当然といえば当然のきめ細かい内容でございますけれども、このことが町民の皆さんに模範となるような温暖化防止運動を実施してまいりましたし、今後とも一層推進して努力してまいりたいと思っております。またここ数年家庭から出るCO₂の量も増加傾向にあることから広報、有線テレビ、出前講座等を通じまして家庭でできる身近な省エネ運動として冷暖房温度の調整や節電の問題それから節水、不要なアイドリングストップの問題、自動車利用の自粛、買い物の際のマイバック運動などの温暖化防止に向けての町民の皆さんの意識がぜひひとつ高揚が大事でございますので、そうしたことを取り入れていただくようなPRを図ってまいりたいと考えております。色々ございますけれども、温暖化防止という対策につきましても、何よりも国民一人一人の自覚と実践、そしてこれに対する行政の取り組みの一体化なくしてできるものではございませんので、住民の皆さんの一層のご理解とご協力をお願いしたいと思っております。それから最後にエコエネルギーこれは風力発電等も含めての活用はどうかというこ

とでございます。現在石油に代わるエネルギーとして太陽エネルギーや風力、水力などをはじめとする再生可能な自然エネルギーが考えられております。当町においても七久保の道の駅の風力発電、学校へのペレットストーブの導入などが行われておりますけれども、道の駅の風力発電につきましては、休憩所の電力を自らその場で賄うということに留まっております、ペレットストーブにつきましても燃料を消費する割にはこの熱効率がそれほど上がらないというようなこともございまして、今後改良の余地があるかと思えます。ただし、技術的な問題及び経済性から本格的な実用にはまだまだ時間を要すると思えますけれども、こうしたいわゆる温暖化現象に寄与するためのひとつの方策としての町内にも民間レベルで色々と研究をしていただいております方もおいでになりますけれども、将来に向けた自然エネルギーの活用を検討していくことはぜひ必要であるというふうに私は考えております。以上第1回の質問に対するお答えとさせていただきます。よろしくお願いたします。

- 9 番 ご答弁をいただきました。町づくりに対する色々な思いがありましたので、項目が多くなってしまいましたけれども、項目を絞って2回目の質問をいたします。それぞれ答弁をいただいた中でございますけれども、はっきり言って町長の本心と言いますかこれからやっていこうというその気持ちがどうも伝わってこないんですね。何といても飯島町はこれから自立のスタートを切ったわけですので、これからどうやってやっていったらいいかということでございます。持続可能な町となるかということは、これからどうやっていか町民の皆さんもその自立のための覚悟はしてくれていると思えますけれども、しかしその思いはあってもやはり町行政に対する風あたりはものすごいものがあるわけでありませう。今までの長い間に出来上がってきたこの行政の体質、職員の皆さんの町民に対する対応や態度、勤務状態等々これはこれから自立に向かって変わっていかねばならないということでございますけれども、町民の皆さんは全然変わってないし実に冷ややかにまた非常に関心を持って見ておられます。町民の血税の使われ方、そして使い方、これを今までとは違った見地から見ております。あれだけ住民説明会、耕地説明会を経た今日でございますけれども、町民の皆さんの気持ちはまったく変わっていない、不満をもっております。それが総合的に今答弁いただいた職員の意識改革に対応であり庁舎内の機構改革、これは来年4月からということでございますけれども、それから職員の人員削減の問題でございます。やはり行政は役場は民間とは違うというそれは今はもう許されません。民間の厳しさを苦しさをわかってもらいたい、それが町民の切なる願いであろうと思うわけでありませう。そのことが理解されて町民の皆さんの気持ちの整理ができなければ今掲げております住民との協働の町づくりは到底実現は難しいであろうと私は思うのであります。改革とは抵抗と痛みが伴うわけでありませうけれども、これは1日にしてできないのがわかりませう。しかし、極々近い日の問題として人員削減にいたしましても10年の計画ではなくて近い近い日の問題として早急な対応を求めたいと思えます。普通に言いますと定年による自然的な減それから勤奨制度による減ということでございます。もう一つプラスアルファは何か、ここが問題でございます。この人員削減引いては人件費削減、経費節減に対するこの町長の真の心をもう一度お聞きしたいと思えます。特にこの問題については、政府で

も来年度予算に反映させるように国も地方も公務員の基本方針として純減目標を策定するよう首相の骨太の方針が出されているわけでありませう。住民の関心もかなりあると思えますので、再度質問をさせていただきます。協働の町づくりについては、これから自立に向かって大きな柱となるわけでございます。しかし、この協働の策定の段階においてどうしても行政主導のかたちにならざるを得なかつた。一般の住民の皆さんの意見が聞けなかつたという、かたちの上では町民の皆さんにとってみれば押し付けの感じがあるわけでございます。頭でわかっていても身が動かないということがあろうかと思えます。したがって耕地担当職員等を通じていかにこれから理解をしてもらえるかが今後の町政にかかっていると思えます。この点についても町長の所見をお伺いいたします。

町の自然環境でございますが、私が何でこんなことを言うかと言いますと、先に内堀醸造さんが久根平に進出する運びとなりました。とかく企業は全国的な知名度からして何郡何町よりも何々市の方が聞こえがいいために、町村というところはなかなか敬遠されやすいのでありますけれども、それを超えてこの飯島町に決まって本当によかつたなと思えます。この内堀さんはご承知のように伊那谷をはじめとして全国的に都市というか工場建設地を探したというふう聞いております。近くは駒ヶ根市がむしろ誘致したようございませうけれども養命酒の付近、そして中川村にもかなり足を運んだというふう聞いております。そうした中でこの飯島町にあの久根平に決めたのかということは何かということでございますけれども、内堀会長の奥さんいわく「私達があ土地を見に行ったとき、たまたま天気のよいときであつて、あの土地から見える残雪に抱かれた素晴らしい山の景色まさに両方にアルプスの見える町飯島があつたから」だそうでございます。「もしあのときに曇つていてあの素晴らしい自然が景色が見えなかつたら、他のところへ決めていたかもしれませうね。」と言つておりました。そしてこの一体を歩いた山好きの人でさえこの辺の山の景色が一番美しいと言つて住みついた人もあります。農業も産業も大切なことは変わりありませんけれども、こうした素晴らしい自然財産を生かして町外の人たちへのPRとともに、町の活性化に繋がればと思うのであります。グリーンツーリズムの話もございました。自然の財産を残してどのようにして利用していくか、むしろ山林と言いますか山を基本にした住環境そういったことも考えていくのが今後の方向かなというふうに思えます。その辺につきまして町長の考えがありましたらもう一度お尋ねいたします。町民の森の件でございますが、町民の森とは2つの2通りの考えがあるなというふうに思いました。町民の皆さんのための森と人々がみんなて森林という空間を楽しめるという森、その2つが論理じゃないかなというふうに今思いました。町では緑の少年団の皆さんも活躍されております。私はせつかく森林を子供達のためにも森林の持つ楽しさ良さを、そして木の大切さを知ってもらいたい、そして家族で安心して過ごせる場所そんな町民の森を望むわけでありませう。それは安全面からしても与田切川沿線が適当なところかなと思えますけれども、そんなところが考えられるかどうか町長の考えをお聞きしたいと思えます。

温暖化防止につきましては、答弁にございました。やはり住民の皆さんの環境問題に対する意識の高揚これが一番重要であると私も思えます。行政と町民と事業者とこの3つがタイアップして、そして行動計画のもとにやっていくことが必要であると私は考えませう。

県では本年度信州省エネパトロール隊も発足したようでございます。そういったことで各地でこの温暖化防止についてはですね、考えておられるようでございます。町としてもPRしていくという今答弁ございましたので、なお一層のこれに対する取り組みをお願いをしたいと思いますが、町長のそれに対する考えもう一度お聞きしたいと思います。以上2回目といたします。

町長

それでは2回目のご質問に順次お答えをいたしてまいりたいと思いますが、まずこの自立をして自立可能な町づくりの方向を何としても整えていかなければならないということの中で、色んな行財政改革を伴っての方向が示されて考えておるわけでありましてけれども、特にこの中で経常経費である人件費の問題非常に大きなウエートを占めておると、決して現在あまり余った職員で無駄をしておるということではございませんけれども、そこにひとつの色んな機構改革やら効率的な行政運営という噛み合わせの中で少しでもこの人員削減をし、人件費を減らしていくということは至上命令でございます。これまででもできる中で精一杯の職員の給与削減、人員等もつきましても退職者不採用というようなことも含めてやってまいりましたけれども、まだまだ到底これは目標には達していない状況でございますので、今後基本的なこのふるさとづくり計画に沿って進めていかなきゃなりませんけれども、10年という長いスパンではなかなかその効果が目に見えてこないというかたちでございますので、こうしたことは色んな考え方の中でできるだけそのことを早めてやっていきたいということございまして、既にこの新年度におきましても新しい退職の勧奨制度というものも具体的な内容を更に加えてですね、職員に今現在あたってきて今やっておるところでございますので、そうした方向を見ながら精一杯のこの人件費の削減、職員の方向の中での削減、数の削減というものは引続いて精一杯取り組んでいくということでございますけれども、それにはやはり行政のどうしても今までと同じようなことの職員体制はできませんので、そこに住民との協働との色んな行政の手法を取り入れたかたちでないといくともそのことが効果として出てこないというかたちになりますので、今後実践づくりの中でそのことを具体的に詰めてまいりたいというふうに努力をしてみたいと思っております。それから協働の町づくりのひとつの考え方の中での職員の耕地担当制度につきましてもお話を申し上げました。そこに今までにない地域を思う地域との関わりを持つ職員の意識というものが一層この植え付けられて、そのことが行政運営、職員の意識改革の中で必ず身を結んで出てくるであろうというふうに考えております。したがってこれは色々試行錯誤でやってみて色々あるかと思っておりますけれども、常に改善改革をしながらこのことはどうしても定着をしていきたいというふうに考えておりますので、少し時間をいただいで見守っていただきたいというふうに思います。

それから自然環境を生かした町の活性化、町民の森を含めて多くの町外の皆さんに来ていただいてこの素晴らしい自然環境に馴染んでいただきながら、またここで生活の基盤を求めてというような施策のお話ございました。そのとおりでありますけれども、これまでも色々この交流体験やそして現実問題としてこの景観を好んでいただいてここに定住していただいでおる方も多いわけでありましてけれども、今度の内堀醸造さんの進出につけてもお話もございました。一層これを町のかけがえのない財産としてのことを定住促進そ

れから若者の住む、この誇りの持てる景観での地域活性化というものに結び付けていきたいということでございますが、なかなかこのインフラ整備的な部分も課題が多くあるわけでございますので、その辺は今後の町づくりの中期総合計画の中で色々民間の皆さん方からの募集の中でご意見をいただく機会を設けてございます。ぜひひとつその実現に向けて努力をしていきたいというふうでございます。また与田切川公園等に着きましても、その沿線が直轄の砂防林整備等が進んでまいりました。概ね終盤を迎えておるわけでございますが、大変景観も一変して素晴らしい親水的な地域になってまいりましたので、この辺も道路の整備インフラ整備等課題も多いわけでございますけれども、ぜひひとつ身近な町民の皆さんの親しめるこの水辺としての位置付けも考えいきたいというふうに思っております。

温暖化の取り組みにつきましては、もう再三申し上げてお話にあったとおりでございます。いつにこれは国民住民の意識の問題でございますので、その意識の高揚を図るための各自の実践に向けての考え方をどういうふうに行政は助長してPRしていくかということにかかっているわけでございます。精一杯の努力をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

9番

県内のある市長お隣じゃないですけども、市長になってカルチャーショックを受けたというふうに聞きました。1つは行政は予算主義であるということでありまして。予算編成のときには一生懸命考えるけれども、決算ではこれを有効に活用したかという議論は殆どしない、つまり費用対効果がないという結論がないということ、もう1つはスピード感覚の欠如であると、例えば今いい意見が出たとしても次年度でないといけないというこれが行政としての欠点でございます。これから行政のやり方これが自立に向かっていく行政のやり方、この辺も改革できることなら変えてもらいたいそんな思いでございますけれども、自立の町づくりに対する町長の意気込みを聞いて終わりたいと思います。よろしくお願いたします。

町長

行政のひとつの弊害として結果を重んじなくてその段取りだけで終わってしまうというようなこと、それからスピード感に乏しいということは従来からも言われてきておりました、この辺のところは私もぜひできるだけ改革をしてそれに向けていきたいというふうに思っております。したがって今後新しい町づくりの中での大きな要素として行政の評価制度というものは当然導入として考えてまいる計画でありますし、このスピードの問題につきましても思いつきですぐほいとなかなかいかない部分もあるわけでございます。じっくり検討して費用対効果を見極めながら、あとあと禍根の残すような手法はとることもなかなかできませんので、問題になります。したがって熟慮の上でやはりそうは言ってもスピード化というものはこの時代の要請であるということは十分認識しておりますので、そのことも含めて行政運営に対応してまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

9番

質問を終わります。

議長

7番 竹澤秀幸議員。

7番

私は地元柏木耕地並びに七久保地区の多くの支援をいただき、加えて飯島町全体の皆様

方のご支援をいただきこの議席を確保することができまして、この場で一般質問をできま
すことを改めて心から感謝を申し上げるところでございます。

そこでまず地元要望の強い課題について質問と提言を申し上げたいというふうに存じ
ます。私達の飯島町は七久保村と飯島町が合併して平成18年度には新町発足50周年を
迎えるところでございます。何と言いましても町の地形的特性であります田切地形、即ち
この与田切川の垣根を越えて飯島町の町の一体性を確保するということが以前からの重
要な課題であるわけでございます。通称広域農道町道広域2号線は南北にこの我飯島町を
走る主要な幹線道路であるわけでありまして、当時長野県の農政部サイドの補助事業によ
り開設をされ完成後飯島町に移管された町が管理している道路であるわけでありまして、こ
のご案内のように町道広域2号線与田切川右岸は幅員が7m、道路延長660m、勾配が
11%と急勾配の大変冬期間には融雪と凍結によりまして危険な箇所でございます、町
内の方は危険な場所ということで安全に注意して通過するわけですが、現実県外車
などを中心にして事故の起きているという場所であると思うわけでありまして、高坂町長さ
んは合併論議の際に、合併特例債を活用して一直線のこの与田切橋構想というものを打ち
立てたわけでありまして、しかしながらこれは飯島町一般会計の予算規模に匹敵するほどの
巨額な費用規模を要すわけでありまして、当時合併特例債の枠には含まれなかったとい
うことで町長さんも残念かと思っておりますけれども、夢の夢の架け橋ということになっ
たのではないかというふうに思っているところでございます。そこで町民の皆さんのご判断によ
りまして我飯島町は自立の町づくりを今進めているところでございます。自立してもやら
なければならぬ課題は税金を有効に活用し、いわゆるインフラ整備をする必要があるとい
うふうに思うわけでありまして、具体的には町道広域2号線与田切右岸の凍結防止対策につ
きまして現状の対応策はともかくとして、一定の費用を投じて町民の皆様もとより県外車
を含む安全で安心して通過のできるロードヒーティング対策を新町発足50周年に合わ
せまして講じる必要があるのではないかということをお尋ねをいたします。そこで何点が
現状について質問をいたします。第一に町道広域2号線与田切右岸の除雪凍結防止対策の
費用はどのくらいかかっているのかをお尋ねをいたします。2つ目交通量でございますけ
れども、現状は皆さんご承知のようにこの広域農道それから七久保のバイパスの先線であ
ります飯田市の大門工事区間が通れるようになりました。そのことによりまして交通量
が増えているわけでありまして、概ね1日1万台以上は越えているのではないかというふう
に思うわけでありまして、現状の町道広域2号線及び県道飯島飯田線の七久保バイパ
スなどの1日当りの交通量はどのくらいあるのかをお尋ねをいたします。3つ目ござい
ますが、この当該地に関わる交通事故の発生件数そんなにはないかと思っておりますけ
れども、年間どのくらいあるのかについてお尋ねをいたします。第4にこの間に凍結によるスリッ
プ事故防止のためにアスファルトの舗装に溝を入れる方法ですとか、あるいは現在実施を
しております融雪剤の散布、それから2基設置してあります融雪剤の自動散布機も一定の
効果はあると思っておりますけれども、凍結防止対策を町としても検討しておるのではないかと
いうふうに思うわけでありまして、例えばスノージェットですとかロックジェットある
いは地下水ですとか井戸水など使った工法ですとか、あるいはニクロム線引いた施工などの

工法など色々な方法があるかと思っておりますけれども、これらについて研究している結果、あ
るいは施工費用あるいはランニングコストなどについてもわかる範囲でありましたら
お答えをいただきたいと思っております。第5に町道広域2号線の与田切右岸のみならず、そう
いった広域農道現在市町村道であるわけでありまして、各市町村とも歩道を含めまして維
持管理費がかかるわけでありまして、舗装の修繕とか色々含めまして市町村負担になっ
ているわけでありまして、主要幹線道路として交通量が増えているこの現状、市町村が維持管
理していく現状を判断すると長野県の道すなわち県道への格上げということが必要では
ないかというふうに思うわけでありまして、そうした取組みについて取組んできた経緯が
あるのかどうかについてお尋ねをいたしたいと思っております。以上につきましてそれぞれ担当
の課長さんまた総論で町長さんの見解がありましたらご答弁をいただきたいと思っております。

次に2項目目の質問事項でございます。飯島町ふるさとづくり計画の中におきます循環
バス運行事業の前倒しの実施についてをお願いをいたしたいというふうに思っております。既に
飯島町は自立して持続可能な町づくりということを現在進めているわけでありまして、こ
れはイメージとしては自立するということはですね、町民の皆さんから見るとやっぱり我
慢、我慢をしなきゃいかんそういう町づくりというイメージがあるかに思っております。前段宮
下議員さんの質問にもありましたけれども、町当局のおかれましては可能な限り町当局が
率先して人件費削減を行って、その後に町民の皆さんの負担増をいただくようなのが道筋
ではないかというふうに思うわけでありまして、特にこの飯島町ふるさとづくり計画の中
では平成18年度から住民税他の増税というものが計画されているように思うわけですが
けれども、これは何も長野県下で先駆けてですね、増税を我飯島町が率先してやる必要は私
はないと思っております。これは特に慎重に取り扱っていただきたいということをお尋ねを
させていただきます。そういうことでなくてですね、三位一体改革の中で当
面この平成19年度以降更に地方交付税減ってくるというのが情勢の中でありまして、
町民の皆さんが期待する事業につきましては、今のうちにやっぱり前倒しをして自
立しても元気のある夢のある町づくりを、また個性豊かな町づくりを私の言葉で言いま
すと自立してきらり輝く飯島町を町民の皆さんとともに進めていかなければならないとい
うふうに思うわけでありまして、昨今の飯島町はともかくとしてですね、近隣の市町村含め
まして色々なことが起こっておりまして、将来何が起こるかわからないわけでありまして、
町長さんは町民の目線に立ちまして具体的な事業について事業選択をやっていくことが
今求められているのではないかというふうに思うわけでありまして、そこで伺いをいたし
たいわけでありまして、飯島町ふるさとづくり計画の第4章これからの町づくり第2節自
立の町づくりというところに、交流の時代の新しい基盤整備を進める町づくりというのが
ございまして、この中に道路交通の重点施策 といまして、住民の移動手段確保策及
び地域振興策としての庁内循環バス運行事業というのがございまして、近隣の
中川村や駒ヶ根市では既に実施をしておるわけでありまして、またこれは全国的に見ま
しても自立しても合併してもいわゆるこのその市町村内を循環する循環バスすなわちコミュ
ニティーバスとも俗称言いますけれども、これは多く各市町村で実施をされてお
りまして地元の公共交通としてまた地域振興策として大変好評を博している実態にあるわけであ

ります。我飯島町ではまた視点を変えますと、町内の送迎福祉バスというのが運行されておりまして平成16年度実績では乗車人数4,995人、月に416人の方が1日当たり20人の方が利用されておりまして運行日数で年間239日稼働しているわけでありまして。こうした実績もあって別の意味で好評を博しているわけでありまして、町内循環バス運行事業につきましては、市町村合併の耕地説明会の折にも自立しても合併してもやるんだよということも申し上げてきて町民の皆さんの要望も期待感もあるわけでありまして。この町内循環バス運行事業につきましてふるさとづくり計画の中では平成20年度実施ということになっておりますけれども、先程から申し上げてきた幾つかの自立の町づくりの視点及び必要性からいたしまして前倒しをいたしまして平成18年度から新町発足50周年の冠事業として実施するため町長さんの勇断をもって実施をしていただくご見解をお尋ねをいたしたいと思っております。それぞれにつきまして明解なご答弁をいただければ2回目の質問の中で詳細につきまして私の具体的な思案を提案させていただきたいと思っております。1回目の質問は以上でございます。

町 長

竹澤議員からは町道の広域2号線これと田切川の右岸の部分特に絞っての凍結防止対策の問題、それからふるさとづくり計画の中の位置付けられております循環バスの運行事業前倒しができないか取組めないかというご質問でございますのでお答えをいたします。

まずこの町道広域2号の特に与田切川右岸の凍結防止対策に関して、除雪、凍結防止の費用の問題であるとか、それから交通事故の発生件数等のご質問がございました。ご承知のようにこの町道広域2号線の与田切川右岸につきましては、建設当初より急カーブそれから急勾配である非常に交通事故の心配を当初からしておったところでございます。特に冬の降雪時は非常に神経を使いながらこれまでもこの事故防止のためにあらゆる手段を尽くして精一杯道路の維持をしておるところでございます。除雪凍結防止にかかる費用ということですが、特にこの場所に限った費用の積算は特に算出はしておりませんが、概算で考えますと年間130万ぐらいはかかっているというふうに考えております。全体として町全体の冬期の凍結防止除雪等の費用が570万ぐらいございますので、その内約23%ぐらいの費用をここで費やしておるという現況になるということになります。交通量につきましては、お話にございましたように平成16年度の調査が出ておりますが、1日約12,000台ということでここ最近非常に台数が増えてまいりまして下の153に匹敵するぐらいの交通量が毎日みられるところでございます。色んな課題も出てきておるわけでございます。また一方交通事故の発生件数につきましては、これは駒ヶ根署の数字の調べによりますけれども、平成16年度昨年度1年間における七久保地区全体での発生件数は人身、物損合わせて57件ございました。その内その与田切のこの今のこの地域での発生件数が4件というふうになっておりまして、また今年にはいりましてこの1月から5月までの七久保地区全体では36件出ている交通事故がございますが、その内既にやはり当該地区での発生件数は4件色んなちょっとひとつ間違えと死亡事故につながったというようなこともひやりとするような事故も含めてございました。一応今年も既に昨年並みの4件出ているわけでございます。色々対策を今までも講じてまいりましてすぐに橋を架けてというひとつの夢も持ったわけでありまして、今のこ

の状況ではとても適わぬ課題となりました。今後抜本的にどういふふうに検討していくかということも今までもやっておりますけれども、またそれらの状況につきましては担当課長の方からご説明をさせていただきますが、いずれにしてもこの今のルートである限りその根本的な解決には至らないというのが結論でございます。ひたすら維持運営費を中心に相当の予算を割きながら安全対策を講じていかざるを得ないということもございまして。スノージェットやヒーティングの問題で温水等をあれしてというようなちょっとお話しも触れて今お話がございましたけれども、ちょっと踏み込んだ具体的な試算をするまでに至っておりませんが、そうとうな莫大なお金がかかるということもございまして、この自立の町づくりの方向の中では今すぐというわけには到底まいらないひたすらこれは十分気をつけて町もできるだけの手を尽くしますが、運転者、歩行者のひとつのマナーに問う以外やむを得ないのかなというふうにも実感としては思っております。次にこの道路全体を県道への格上げについての検討することに対する見解についてということでご質問いただきました。この通称広域農道でございますが、この道路につきましては、長野県農政部が国庫補助、農林水産省の補助金を受けて担当としては上伊那地方事務所土地改良課が当時建設をいたしました。伊那中部広域営農団地農道というのが正式名称かと思っておりますけれども、通称広域農道これが完成後に町がこれを譲与を受けまして現在広域2号線として、あるいはまた広域1号線の一部かかりますし、高尾本線としてもかかっております。これらを総称して町道として管理をしておるところでございます。1日12,000台もこの通過する道路のために今申し上げましたように非常に維持補修に多額の費用を費やするというようなことから以前からこの県道昇格について精力的に伊那建設事務所や地方事務所の土地改良課を通じて県庁本課まで上げて色々をお願いをしたり検討をしていただいております。これが現在の県道飯島飯田が日陰坂を中心に飯田まで行っておるわけでございますが、非常に七曲の県道ということ、それからまた地震対応色々その他のことで紆余曲折したこの県道というものの存在が非常に難しい面がございまして、できればこの国道の梅戸神社の入口から上の原幹線を経てそれから広域農道を経て与田切公園の上を通過して柏木の信号機の県道飯島飯田に繋ぐという県道昇格の構想であるわけでございますけれども、色々やっております。非常に少し明るい面も見えたことございまして、最終的にはこれはやはり国の補助金適正化という法律の問題の隘路がございまして、目的がこの営農振興農業振興を中心に考えた企画であり、その目的であるこの広域農道というものが一般県道であるこの県道昇格ということについては、やはりそのどうしてもそこに突き当たってしまうという問題がございまして、最終的に現段階ではこれが望み薄というかたちになってしまいました。ただ再三申し上げておりますように、非常に駒ヶ根と松川のインター間、更にそれが今県道飯島飯田は伊賀良の飯田インターの方までつなぐ構想で今現在工事が最終段階に入っておりますけれども、そうした全線開通によるこの地域への通行量が更に伸びる予定も想像されますし、それからこのインター間のアクセスとして153にはない近距離的な結びとことこのメリットもございまして、それからかつての中央道の大雪のときの迂回の問題それから東海地震に対するまた代替道路としての位置付けということも色々県道昇格には私共も考

えて非常にこれは主要幹線である縦断路線で伊那の南部を通過する道路であるという認識を持っておりますので、なかなか厳しいわけでありませぬけれども、できるだけ粘り強くこのことを何とか方向も見える努力をさせていただき以外今のところないかなというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

それから次に循環バスの前倒しできないかと町の50周年の記念事業に併せてひとつ英断をというお話でございますけれども、かつて飯島町のバス路線定期路線が廃止されてから当町における交通公共機関としては、JR東海飯田線が主体になっておるわけでありませぬ。現在身体障害者の方それから65歳以上の高齢者ご自分でバスに乗降できる方を対象として社会福祉協議会があるバスを有効利用する中で実施しておるこの福祉バスこれが運行されておるわけでございますが、この福祉バスも含めて飯島町における移動困難な方や交通の不便者の輸送の確保を総合的に検討をして誰でもが利用できる交通手段として色々議論をいたしましたけれども、ふるさとづくり計画においては循環バス運行を平成20年の実施の目標でもって位置付けてございます。実施にあたっては安全の確保及び利用者の利便性の確保等にかかる方策を協議するための運営協議会の設置をはじめといたしまして、運行経費それから運行方法、道路運送法等の法的な手続きを検討して経ていかなければならないわけでありませぬ。それからまたその通過する路線及び停留所の位置、それから運行時間等につきましても利用される町民の皆さんの意向も十分考慮する中で広く検討をしていかなければならないと思っております。今の福祉バスが必ずしも利便性を満足しておるものとは言えませぬので、色々課題はございますけれども、平成20年の目標を置きながらこれらの色んな課題を解決する中でできる限り早く来年の50周年に間に合うかどうかということはちょっと明言できませんけれども、できるだけ早く実施に踏み切っていく方法を考えたいというふうには思っております。以上2点についてのご質問にお答えをいたしました。

建設水道
課長

それでは凍結防止、融雪対策につきまして方法検討したかということでございますけれども、今竹澤議員さんから申しましたように幾つかの方法があるわけございまして、3つの方法につきまして検討をいたしました。1つには今従来の融雪剤を散布してやっていくという方法でございますけれども、事業費につきましては先程町長が申しましたように130万ほどの事業費がかかるということでございます。もう1つには今道路ヒーターということでコイルを路面に埋め込めましてその路面を暖めて融雪をしますと、もう1つには地熱を利用しまして路面を暖めてやる方法この2つの方法でございます。もう1つには今スノージェット、トンネル道路を覆う方法この方法で検討をいたしましたけれども、今事業費的にはこの後半の部分につきまして3億ほどの事業費がかかるということでございます。また維持管理の面につきましても通常の数倍ぐらいの維持管理を有するというところでございますので、今後どのような検討していくかということではありますので、そんなふうでお願いをしたいと思います。以上でございます。

7 番

それでは現状についてご答弁をいただき、またバスにつきましては実施時期はともかくとしてできるだけ早くやりたいというようなご答弁をいただいて大変ありがとうございました。そこでまず凍結防止対策いわゆるロードヒーティングに関わる私の意見と提案を

申し上げたいというふうには思うわけでありませぬけれども、現在の雪が降った場合の融雪剤の散布それから2基設置してあります融雪剤の自動散布機今したら130万円くらいかかるということではありますので、これも当面継続しておやりになることが必要じゃないかなということではあります。それから2つ目にスノージェットですとかロックジェットなどのように構造物の施工ですけれども、これはもっと豪雪地帯の方へ行きますとこういう施設があるわけではありますけれども、我町の場合は雪の量もですね、少ないものですからその必要性はないかと思っておりますし、ただいま説明ありましたように門方のものですとかアーチ型のものですトンネルのような施設でありませぬ、先程の宮下議員さんの質問にありましたように我町は中央アルプスが映える与田切公園周辺素晴らしいところではありますので、そうした構造物を作ることによって環境を損なうということではありますので、この方法も私好ましくないというふうには思っております。次に地下水、井戸水ですとか温水パイプなどの施工はこれは温水要するに水を温めてやるわけですので、ボイラーですとかそれから燃料こういうものが当然必要になるわけではあります、それに伴う維持費が必要になってくるということが考えられます。それから埋設用のニクロム線ヒーターの施工ですが、これも初期投資もかかりますが電気料などもかかるということではあります。それから新しい発想でいけば太陽熱なんかを利用してですね、ソーラー発電ですとか前段の質問ご答弁にもありましたように風力発電などの新エネルギーもいろいろありますけれども、これも初期投資に莫大な費用がかかってしまうということと、その必要な電力は供給するのに大きな施設を作らないとこの間に合わないという問題点があるわけではあります。そこで私が研究したところの中では、我が国の中で新しい凍結防止対策として横文字で申しますとロードヒーティングでありますけれども、従来の埋設用のニクロム線ヒーター施工ではなくて、遠赤外線を使用したロードヒーティングがいいんじゃないかとこのように思うわけではあります。既に北海道の札幌市、恵庭市などで実施をしております。これは工法といたしましては、遠赤外線を発生する特殊カーボン路面の舗装材としてケーブルに混ぜることによりまして省エネ低コストで雪や氷を溶かしてしまうという方法でありませぬ、地球環境に優しく公害のない方法であるわけではあります。どの方法にしてもまだ初期の投資が一定の額が必要であるということが若干の問題点があるわけではありますけれども、いずれにいたしましても初期投資と後の維持管理いわゆるランニングコストも含めまして今申し上げた遠赤外線の工法は新しい方法でありませぬ研究をしていただきたいというふうには思っております。それからこの世界的にみますとまだ未実施ですけれどもイギリスではですね、高速道路のロードヒーティングの対策として現在大型の放熱管を通して不凍液をこの循環させるという工法ですね、これは今研究して試験を開始しております。色んな我が国もそうですし、世界的にも色んな方法でそうした冬場の対策というものに色んな知恵を出しておるわけでありませぬ、今申し上げましたような遠赤外線を使用したロードヒーティングというのは新しい手法でありますので、それ導入する場合の財源措置でありますけれども、長野県のコモンズ支援金の対象にも当然なるというふうには思っておりますので、財源確保の方策としても研究してみてもどうかというふうには思うわけではあります。町民の皆様はもとより県外車を含む安全で安心して通過できることの凍結防止対策というのはやっぱり必要

でありますので、重複して恐縮ですが、新町発足50周年に合わせて節目節目で新しい事業を起こしていくということが私は大事じゃないかと思えます。駒ヶ根市や箕輪や辰野でも50周年イベントやっておりますけれども、記念式典も結構でございますけれども、そうしたものは質素にしてその節目に新しい事業を起こして町づくりをしていくとそういう物の考え方、姿勢というのが必要ではないかということとを協調しておきたいと思えます。それから次に町道広域2号線の県道への昇格と言うか格上げの必要性につきまして、町長さんの方から縷々経緯とその必要性についてご説明がございましたが、若干重複する点もあるかと思えますけれども、この必要性についてまた町長さんがこの課題について関係する皆さんをひとまとめにしてそのリーダーとして取組んで欲しいという意味のことで申し上げたいというふうに思えます。町道広域2号線の県道への格上げの必要性についてでありますけれども、先程ご答弁をいただいたとおりでございますけれども、通称広域農道は現在町道であるわけでありまして、歩道も含めて維持管理費がかかっているわけでありまして、農政サイドの補助事業であるということと補助金適正化法のことでもありますけれども、また加えて現田中県政の中での困難性ということもあるのではないかとこのことにも思えますけれども、そういうことも承知しつつも現在の田中さんにこのことを訴えていくことが必要じゃないかというふうに思うわけでありまして、先程もお話ありましたが将来飯田インターへ通じるところの飯田市における都市計画道路羽場大瀬木線が開通いたしますと、いわゆる伊那谷を南北に走る大動脈としての道路とした位置付けの道路となるわけでありまして、更に飯島地域の中も交通量が増えるということが想定するわけでありまして、当面この上伊那の沿線市町村は現状舗装の修繕ですとか、融雪対策も含めまして維持管理費がかかっているという現況があります。それでちょっと違った視点からみますとですね、車に乗りましてカーナビゲーションを使って例えば飯島町の七久保駅へ来たいという場合に画面ではどういうふうに表示されてくるかと言いますと、国道ですとか県道が優先されて表示されるわけです。したがって例えば極端な話が日曽利の方ね、あっちの方県道伊那生田飯田線の方へ間違っちゃうとかというのは、そのカーナビと出ちゃうわけですね、そういう県道でないためにそういう問題点もあります。それからこの中央アルプスが映える我飯島町に定住したいという方も結構いまして、そういうお客さんとは私も直接最近接触しておりますけれども、やはり広域農道の急勾配な部分これに対する不安というのでも聞いておりますので、やっぱ何らかの対策という部分で県道に昇格することによってのアフターケアということが必要なというふうに思えます。また、国道バイパスとは違いますので通過交通という部分とは違っていて、生活に密着した道路という意味でこの通称広域農道の機能は重要であるというふうに思うわけでありまして、また通称日陰坂の部分は県道でありますけれども事実上交通量が少ないという現状がありまして、その先程町長のお話がありました県道昇格への組替の路線として運動していく必要もあるかというふうに思えます。また、現在の中川村の方では七久保の駅から行きます北林線ですけれども、中川西小学校の南の部分について現在工事が行われておりまして、いわゆるあそこは通称長坂というふうに言われている地域でありますけれども、あそこの道路整備が行われるようになりまして完成しますと中川地域からのまた七久保を経由して

の交通量というのでも増えていくということで、いわゆる中川村さんとの連携ということも当然必要になってくるのではないかとこのように思うわけでありまして、そこでここはひとつ町長さんが近隣の市町村長さんや関係する方に呼び掛けをしていただいて、上伊那の沿線の市町村への働きかけによりまして長野県の道すなわち県道への格上げの運動を展開するようぜひお願いをしたいというふうに思えます。改めて町長さんの決意をお伺いしたいと思えます。それから当面の措置としてですね、これ簡単にできることなので、町単独でできることについて提案をしたいと思えます。これは誘導交通標識の設置であります。例えばですね、急カーブの道路へ行きますと「この先危ないよ」というようなね、そういう言葉で書いてあるとか、矢印でたまたたかね、カーブのところに標識があるとかそういう場所が他の地域にはあると思えますけれども、例えばそのようなものをですね、設置してやることによって地元でないドライバーの方はここを通るときに予告、予告のその標識をしてやることによって心を準備をして運転していただけるということで、これは町単の格安な事業費でできるんじゃないかと思えて、これを町長さんすぐおやりになると「すぐやる町長さんですよ」というふうに言われるかというふうに思えて評価されると思えますので、当面の対策として町長さんの見解もお願いをしたいと思えます。

続いて循環バスの事業についてでございます。できるだけ早くやるということでありまして、最後にそれじゃいつまでにやるのかということとを答弁いただきたいわけでありまして、実施にあたっての幾つかの案についてご提案申し上げたいというふうに思えます。色々方法がありますが、まず事業主体の問題でありますけれども、町内のタクシー会社ですとか、観光バスなどの関連の会社2社ほどあると思えますけれども、含めて3社かな、これまず委託する方法というのがひとつ考えられます。それから中川みたいに新たなNPO法人を立ち上げて行うという方法があります。いずれにしても事業主体をどうするかということがひとつの課題になると思えます。それから早めに事業していくためにも陸運局の許可申請が必要でありまして、そのために早めにこの事業主体を早く立ち上げるということが必要になるかと思えます。それからバスの購入の関係ですけれども、先程申し上げた民間の会社が直接買うという方法もありますけれども、例えば中川村の例であれば過疎債によってバスを準備してそれをリースするというような形態をとっておりますのでそういう考え方に立ちますとバスを購入する場合は、国土交通省の町づくり交付金というのが補助対象になるはずであります。県下でも希望市町村合併あるためにこれは早く手を上げないと補助対象から外れちゃうということに、あるいは額が少なくなっちゃうということになりますので、やっぱ早くやるべきだということを強調するわけでありまして、購入後は事業主体へのリースということがいいかと思えます。それから事業主体への運営補助やっぱし中川村さんもそうですけれども、立ち上がりの段階はその収支のバランスから言いますと不安な部分はあると思えますので、状況を見ながら運営補助というようなことも検討しなければいけないというふうに思えます。それから路線の問題で幾つか提案したいんですけれども、その前に実施にあたってはですね、まず町長もおっしゃっているように町民の皆さんからの路線の問題コースね、それから駐車場所、通行時間、原案では100円というふうになっていますが料金100円でいいかどうかということなどを事前に

町民の皆さんに意見を十分に把握してからやるということがひとつ大事なことで、最初の例えば3ヶ月を6ヶ月ね、試行で運転をしてその中で路線だとか色々不自由な点を町民の皆さんから意見を反映してもらって、それで最終的にコースを固めて本格実施するというのが中川でおやりになっていましたが、それらの試行運転を繰り返して本格稼働するというふうな手法はいかがかというふうに思っておりますので、蛇足ですが申し上げます。路線の問題でですが、せっかくやるについて町内を循環するだけではあんまり意味がないので、住民要望の高い昭和伊南病院への飯島町からの乗り入れる路線というのがどうしても私は必要であるというふうに考えます。これは地方自治法の規定によりまして駒ヶ根市さんの議会が同意が必要であることはご案内のとおりであります。加えてですね、もうちょっと突っ込んで考えると飯島町で昭和伊南病院を確立した場合にお隣の中川村のことを考えてみると、現在中川村では中川村のバスが飯島町の駅まで来ます。そこから病院に行きたい人は電車に乗って駒ヶ根の駅へ行ってそれからまたバスかタクシーか何かでまた病院に行くということになるんですけれども、いわゆる中継所としての機能を持たせるという考え方を導入したらどうかということです。そうしますと中川の方がね、今申し上げましたように飯島まで来て飯島から飯島で運営する循環バスで昭和病院まで行けば、現在中川の方がご負担していただいている飯島の駅から昭和病院までの色々な費用と時間がね、圧縮できて便利になるわけです。そうするとですね、これは飯島の町長さんはいいことをしてくれたと言って、中川村の皆さんに喜んでいただけたということになるわけでありまして、加えて別に料金をいただきますので経営的にも収入が増えるということになるわけでありまして、そういうことをご検討いただきたいと思います。それから本郷地区では飯島中学校への電車通学の要望もありますので、こういうのをスクール運行と合わせてやるのもお父さんお母さんの心配がなくなるのではないかというふうに思います。それから福祉バスについては廃止という案がありますが、これは実施の段階第一に社協との協議が必要なものではないかというふうに思います。それから細かいことに東京都ではバスに公告を付けまして宣伝料を取っておりますが、そういう方法もいいでしょうし、南箕輪でやっているような時刻表を携帯電話サイズのを時刻表を作って利用を図ると色々あると思いますので、色々な面で検討していただいていると思いますが、要は子供からお年寄りまでの皆さんが町民の皆さんが喜んでいただき、地域の振興に役立つ町民の皆さんにやってよかつというふうに喜ばれるような循環バスをぜひ実施するために十分町民の皆さんの意見を反映した段階でのこの制度化と事業の導入ということをお願いしたいと思います。冒頭申しましたが、できるだけ早くやりたいということが、いつおやりになるかご答弁をいただきたいと思っております。以上です。

町 長 2つの質問につきましてそれぞれご提案を含めていただきました。まず広域農道のあそこの七久保の右岸の地籍の問題でございます。新しい提案としてのこのロードヒーティングの問題、不凍液を使った問題それぞれご提案いただきました。またどのくらいそのことに対しての初期投資それからランニングコスト等がかかるのかということ、また十分にまた先進地の例もあるようでありましてお聞きしながら研究をして、最低限度今の維持管理状態を続けていかなきゃなりませんけれども、この自立をした中の財政状況の中で

はそう億単位のような大きな投資というものはちょっと当面のところ不可能でございますので、できるだけそうした費用対効果の方も含めながら研究をさせていただくということでご提言をいただきましたので研究させていただきたいと思っております。当面できる看板等の注意を喚起するようなことについては、即対応をしてみたいと思っております。それから巡回バスの関係でございます。結論的にいつまでにやるのかという確答をということでございますが、今申し上げたように色々クリアーして研究をする要素が課題が多いわけでありまして、早急にこのことは研究自体を立ち上げて、明言はできませんけれども、最大20年ということを示しても前倒しできるようなかたちの中で鋭意積極的に研究をしてみたいと思っております。バスの購入の問題それからその運行委託にかかる費用等の問題、それから中川との連携、拠点中継施設にするのがいいのか、許されるならば総合乗り入れがいいのか、また病院の方まで延長するというようなこともございました。色々あるかと思っております。また、最近のこの通学路上での色々な問題もございまして、その辺も含めた通学園児等への拡大した対応ができるのかどうかというようなこと、色々あるかと思っておりますけれども、いずれにしても今のこの福祉バスに変わるもう少し多面的な広角的なバスの運行ということでの位置付けをしながら、住民の皆様喜んでいただけるようなことを十分ご意見を聞いて実現の方向に向けて準備をしてみたいというふうに考えておりますのでよろしく願います。

7 番 それぞれのご答弁いただいてありがとうございました。2回目の質問の中で申し上げております県道の昇格についての運動の経緯は最初ご答弁ありましたけれども、私が申し上げたことを含まして今後中川村もございまして、上伊那全体をですね、飯島町長さんが音頭取りになってまとめてこの運動を盛り上げていくということのリーダーとしてやってほしいということを申し上げているわけでありまして、それに対する決意ご見解を求めます。

町 長 落としてしまいましたけれども、この問題につきましても長期的にはぜひこのことを県の幹線道路網的な位置付けとして昇格を考えていただきということは、私も今も願望を持っております。大変強い願望でございまして、今までもやってまいりました。リーダーとかこの周辺の道路事情それから今後のこうした車の通行する状況もだいぶ変わってまいります。まさにこれは県道に相応しい道路というふうに私も思っておりますので、機をひとつ長く持って粘り強く近隣の関係の市町村長の皆さんとも相談しながら、できれば知事の胸を叩いてというようなことも含めてお願いをしてみたいと思っております。

7 番 以上で終わりたいと思っております。ありがとうございました。

議 長 ここで休憩をとります。

再開時刻は、11時20分といたします。休憩。

午前11時 8分 休憩

午前11時20分 再開

議 長 休憩を解き、会議を再開します。

一般質問を続けます。5番 森岡一雄議員。

5 番 それでは一般質問を始めます。さて、飯島町では住民意向調査の結果、財政難と少子高

齢化の中で自立の道を歩むことになりました。しかし、自立の決定で自立が可能になったわけではございません。財政難と少子高齢化の人口問題を抱えての船出でございます。まずこのことを理解することが大切であると思うわけであり、そこでただ今ふるさとづくり計画に基づいて住民との協働の町づくりを中心に持続可能な自立のための実践計画を作成すると伺っております。今議会は自立に向けての初の議会であり、改めて自立への課題について何点か確認をしておきたいと思っております。まずはじめにこのふるさとづくり計画の中で自立の町づくりの方向性として協働の町づくりを上げております。この協働の町づくりのためには、区や耕地など地域の活動が大きな鍵と考えます。しかし、現在ある耕地や区とともに、行政とともに協働の町づくりをしていく体制にはなっておりません。特に区においては、他の市町村にみるような行政的な区政ではありません。任意の組織として区の財産、水利の管理、水の確保などを行ない時代の経過の中で道路行政などの一部も行うようになってきたと認識をいたしております。ふるさとづくり計画の中でこの4区への地域づくり委員会を設置して、計画と施策の実施をするとありますが、現在の区会等との関わりはどうなるのでしょうか。行政と区の間、また行政として4区と町内に42耕地あるこの二重構造をどのように捉えているのでしょうかお伺いをいたします。このことは新しい協働の町づくりをしていく上で、基本的なこととして再確認をしておきたいと思うわけでございます。次に職員の区耕地担当制と地区公民館への派遣についてお聞きをいたします。現在ある4区と公民館はそれぞれ地域の事情も違う運営をし、内容的にも異差があります。そして各地区でそれぞれ自主的に自覚をもって運営をしております。そこへいきなり職員の派遣はあまりにも唐突ではないでしょうか。しかも職員の任務内容も明確ではありません。派遣された方でも戸惑うのは当然と思いがいかでしょうか。地域支援を行う考え方は賛同いたしますが、方策として何か行き違いがあるような気がいたします。このことについては、現場からも意見が出ていると聞いておりますがいかでしょうか。また、次に職員の地域耕地担当制について協働の意識改革とありますが、目的と役割を具体的に説明をお願いいたします。

第2点といたしまして行政改革と業務の受け皿についてをお伺いをいたします。自立のために厳しい財政事情への対応として行政全般にわたって改めて見直しを行い簡素で効率的な行政運営を行うために、行政改革が行われております。しかし、行政改革に伴うものとしてサービスの低下や業務の縮小などという弊害は免れません。特に人員の削減においては、その可能性は大きいものがあります。そこでこの弊害を少しでも少なくする必要があり、その受け皿として民間活力の活用などが言われております。そこでふるさとづくり計画にも上げられておりますが、飯島町の振興公社についてお伺いをいたします。振興公社については、計画書の中で説明されておりますように将来の観光立町を想定して設立されましたが、その後の諸情勢の中で事業内容も縮小されました。今では真に振興公社の機能が発揮されておられません。振興公社も目的、事業内容からして産業振興公社、農業振興公社、文化スポーツ振興公社、コミュニティ振興公社、観光振興基本公社、施設利用振興公社など全国には多様な公社があって、それぞれ住民の福利に寄与しております。例えば真田町振興公社では地域の活性化、地域振興と特産物の販売、都市交流、都市

への直産配達、直売所、観光施設管理受託など多彩にわたって手を広げ実績を上げているところもございます。計画書でも行政改革の受け皿として検討すると上げられております。また、公社の解散も検討の対象となっておりますが、県下でも振興公社を持ってる町村は数少ないと聞いております。振興公社の特徴を生かして自立のための機構改革への活用はどうでしょうか町長の所見をお伺いいたします。次に公設民営委託あるいは公設民営化などによる行政改革の手法も多くあります。その中で保育園については、賛否両論であり実施しているところ反対のため白紙に戻ったところ等ありますが、私立の保育園もあり一概に良し悪しは決めがたいと思っておりますが、このことについてどのように考えておられますかお聞きをいたしたいと思っております。最後に厳しい財政運営の中で経費の削減や合理化は結構でございますが、改革も行き過ぎますと行政本来の使命や機能が作動しなくなることが懸念されます。行政改革の推進と産業振興や地域の活性化など振興施策とのバランスについてどのように考えておられますかお伺いをいたします。以上質問いたします。

町 長

それでは森岡議員の質問にお答えをいたします。森岡議員からは自立への課題ということで、自立のための条件整備の問題とそれから行政改革と業務の受け皿の問題について幾つかのケースを出していただけて質問いただきました。まず住民との協働の町づくりの推進にあたって行政と区の間、区と耕地の二重構造の行政をどう捉えていくかということについてでございます。住民と行政の協働による町づくりはふるさとづくり計画の中での基本的な考え方であり、また、計画の実践には共助の部分の担い手である自治組織によるコミュニティ活動の活性化は非常に重要なウエートを占めるものであるというふうに思っております。現在の4つの区とそれから42からなる各耕地は、それぞれに歴史的な経過を経て築き上げられて、それぞれが自治組織として機能を現在しておられるわけでございます。この点ふるさとづくり計画におきましても区や耕地に対しまして自治組織としての自分達の地域を自分達の力で更によくしていこうとこういふ地域づくり活動の一層の推進を期待しておるところから位置付けられておられるわけでございます。ご質問のその区との関わりそれから耕地と区の間、二重構造の考え方につきましては、やはりこの現在こうした自立を選択した町の方向の中で考えるならばですね、この現在定着をしております住民から耕地、それから耕地から区、区から町と言うか役場というひとつの流れをこれ尊重しながら協働の町づくりを推進をしていくことが必要ではないかと、そうあるべきだというふうに思っております。また協働という土壌が醸成をされていく中非常にこれなかなか今お話にございましたように時間のかかる問題でございます。なかなか一朝一夕というわけにはまいりませんが、このことを将来の方向付けの大変重要な考え方として位置付けましてですね、この協働という土壌が醸成をされていく中で住民の皆さんが現在のこの区や耕地の状況を色んな面で時代の転換とともに変えていく必要があるという議論の末の判断に至った場合にもしあるとすれば、これはやはりこれを重く受け止めて考えてその対応は行政としてもしていくべきであろうというふうに考えております。続きましてこの職員の耕地担当制と区へあるいは公民館の含めてでございますが、職員派遣の問題でございます。やはりふるさとづくり計画では地域や自治組織の活性化による協働の町づくりの推進のために、区及び地区公民館への人的な支援として4区へ

の職員配置と、それから全職員が自治組織と関わるための職員の区耕地担当制度の導入をお示ししておるわけでありまして、はじめにこの4区への職員配置につきましては、配置する職員の任務といたしまして地区公民館主事の業務これと地域づくり支援員としての区の事務処理を想定しておるわけでありまして、この提案に関して現在地区ごとそれぞれに公民館主事の選任の方法が定着しておる状況のもとで、本当に職員の、町の職員の派遣の必要性、それから計画にある中央公民館の廃止や職員の派遣期間等について色々懸念もされておりますし、地区ごとに若干その受け入れ等の考え方についても温度差があることは事実でございます、今後十分に更に時間をかけてこの受け皿である区や地区の公民館の関係者等話し合いを持ちながらよりよい方向を見い出して考えていきたいと、現在も館長主事会あるいは区長さんも入っていただいたこの構成の中でこうした問題も合併の議論も含めてですけれども、最近もこうした地域の地元の皆さんとの話し合いを重ねておるところでございます、まだ結論出ておりませんが、一応ふるさとづくり計画ではそうしたことを提案申し上げておりますので、若干温度差もあるわけでございますが、ひとつ更なる検討をして詰めてまいりたいというふうでございますので、ぜひひとつまたそれぞれの地域のお考えをまたまとめてお願いしていきたいというふうに思っております。次に職員の耕地担当制度についての件でございますが、職員が各耕地を担当することによりまして住民の皆さんと行政がよりよきパートナーとしての住民協働の町づくりを推進をすること、そして魅力あるこの集落づくりを支援するという、更に職員のこの地域に対する意識の醸成、あるいはまた職員の資質向上などを図ることを主な目的といたしまして、本年8月からこの職員の耕地担当制度をスタートをさせてみたいと今考えて準備を進めておるところでございます。具体的には課長以下全員職員がいずれの耕地を担当いたします、いずれかの耕地を担当して地域と行政とのつなぎ役の問題、そして自治活動の支援や情報の提供等にあたっていくということになります。耕地の事情はそれぞれ異なっておりますので、総代さんをはじめ地元の皆さんとよく相談をして調整を図りながら行動に移してまいりたいというふうに思っておりますが、したがってまずは耕地総代さんを中心にして地元の受け入れ態勢を相談をいただきまして8月からは担当職員が一緒になって耕地の自主性を尊重する中で細部の調整を行って、調整の整ったものから順次実施をしていきたいと考えておりますのでご理解ご協力をお願い申し上げます。なお、このことはついこの6月の15日議会の会期中になりますが、区長総代会をもって細部の説明を申し上げながら懇談をするように会議を予定しておりますし、議会の皆さんには議会最終日の全員協議会ではこの考え方の問題について現在のところの説明をお話を申し上げてご理解をいただくように予定しております。よろしくお願いをしたいと思います。それから行政改革と業務のその受け皿についての問題で3つほどの、3点についてのお話ご質問いただきました。まず振興公社の活用、町の行政の受け皿としての活用の検討ということも含めてのご質問でございます。これらのそれぞれ保育園の問題それから地域の振興施策との総合性色々あるわけでございますが、いずれもご質問いただきました内容はふるさとづくり計画の中で検討項目に掲げている事項ばかりでございます。最初のこの振興公社のあり方につきましては、昨年事務レベルでは検討をいたしました。たたき台をまと

めてこれらをもとに更に結論に向けた検討や議論を進めております。現在も組織機構の改善の中にも含めてですね、このことを一緒に取組んでやってまいりませうけれども、考え方といたしましては大きく分けて2つあるわけでありまして、その1つは色々な施設の管理委託先としての経営というかたちがあるわけでございます。この場合には経営として成り立つのかどうか、それから町の負担が今までより大きくなるのかどうか、また新規事業どのくらい見込めるのか、またその体制の中身をどういうふうにしていったらいいのかという色々な課題があるわけでございます。それからもう1つの方はちょっとお話にも触れられましたが、極論になるかもしれませんが、振興公社を廃止していく選択肢もあると効率面から考えていう部分もあるわけでございますが、この直営自ら行政が整理をして直営の方が機能的で経費がかからないということも現にあるものによってはあるということもありますので、いずれにいたしましてもこの他にも様々な課題がございます。これらを含めてまた新しい指定管理者制度というものを条例作って、またスタートをいたしますので、振興公社の役職員の皆さんのご意見も聞きながらまた組織機構の中身とも関連して慎重にひとつ検討をこれからしておるところでございますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。それから保育園の運営につきましても、ふるさとづくり計画の中では民間参入や社会福祉協議会への運営委託というような一応メニューとしては掲げられて提案されておるわけでございます。これ現在5つの保育園が順調にいけば今年度来年度で3園に再編整備をして新しい保育園体制ができるわけでございます、いずれも町営でというかたちで今進んでまいりましたけれども、新しい民間導入新しい委託というものも自立の中で経営効率的な面を含めるならば検討していくことになるわけでございますけれども、今後少子化が進む中で子育て支援をどういうふうにするのかと、経費の削減がどういうふうに行われるのか、それから住民の理解をどう得るのかという問題もございまして、色々な様々な角度からこの社会福祉協議会へのひとつの考え方も含めた委託というものも計画の中に位置付けられておりますので、これが本当に慎重審議をして、一旦これ歩みだしますとなかなかこれは大きな町の子育てに対するひとつの考え方の問題が変わってまいりますから、ぜひひとつこれは費用対効果のみならずでは解決できない問題もあるんじゃないかというふうに思っておりますから慎重な上にも慎重にもう少し時間をかけてまいりたいというふうに思っております。次に行政改革と振興施策の課題でございます。今後飯島町の発展のためには人口増の対策や活性化対策などが最重要課題である、自立をして節減をしてそして行政改革を先行してやる、ただそのことのみで町の存在感と言いますか、閉塞感のあるただ町が存在するのみでは到底これは許されるべき問題ではございませぬし、もう地方自治体としても存立価値すらないこととなります。厳しい中にもこれはやはり活力を出して、前向きな町づくりをしていくそれに住民の皆さん方の協働の手をお借りしながらともに作っていくという気概がないとやっぱりこの町の振興というものは実現できませんので、そうした観点に立って厳しい中にも活力を出していこうという基本的な考え方でありまして、これらの課題につきましては、先程の宮下議員のご質問にも関連しておるわけでありまして、そのときにお答えしましたように中期総合計画の後期編を策定をいたします。その分科会には公募による委員の方も積極的に参加を

いただいて色々な意見を通じてこの人口増対策あるいはまた活力活性化対策というものも中心に進めてですね、十分議論をしていただいて今後の施策を講じてまいりたいということと考えております。したがってふるさとづくり計画では主に大規模な行財政改革をやるのが大綱的な考え方になっておりますけれども、この行財政改革を据えながらも町の活性化対策には積極的に取組んで活力を出していく町づくりを進めていかなきゃならないというふうに思っております。以上1回目のご質問に対するお答えでございます。

- 5 番 　　ただいま答弁をいただきましたが、区に関する質問の中で私の思いと町長が受け止めたことと若干違うような気がいたします。これからは自立の町づくり協働の町づくりをしていく中では、区というものの一つの単位が非常に重要性を増してくると思うんです。地域でことを考えて地域でことを起こしていくと、そのときの区の性格っていうものが非常に大事になってくるわけです。例えばこれからは具体的に言うと区で何かしようと、耕地総代を集めて区長が指揮をとっていけるかと、実はそういう構造にはなっていないわけです。2列制になっておると、特に弊害が出ておるのは防災訓練あたりを見ますと非常にそこがちぐはぐしたような内容でこう運営されているということ常々思っております。そういったことがこれから実際に町づくりの中へいったときに大きな弊害になるのではないかとということで質問をいたわけでございます。例えば地域の中でやるに、区長がいちいち耕地総代を招集してことを運んでいくというような構造にはなっていないと思います。町長なら区長も呼べるし、耕地総代も呼んでも素直に出れるという体制にはなってますけれども、その辺が先程も申し上げましたように他の市町村と違うところです。行政的な区政にはなっておりません。財産区ではありませんけれども、財産管理区的な任意的なそういう組織の中から盛り上がってきて、それで歴史的経過の中で色々と都合よく仕事をしておるというようなことで、私はこの際そのところをひとつ1回きちと線を引いて町民あるいは区民合意の中でこういう体制でこれから進みましょうということを行わないと、今までの習慣の中で乗かってやっていると、大きな弊害が出るとこういうことを感じて質問をしたわけでございます。例えば区長総代会と年幾回か気安く呼んで招集しています。これは全然違うものです。区長の立場と総代の立場と、町としてもこう見ているに区長さんと呼んだだけであって区会自体のその任務をもってきて呼んだわけじゃない、そんなような内容になっているような気がいたします。非常に変な構造になってそれを使ってくるというように私はみておりますが、その辺についての考えはどうかということであります。その辺について考え方をお聞きしたいと思います。それから職員の地区、区への派遣であります。これについても地元でも受け入れについて色々考えているとかか苦慮しているっていうか理解ができなくているということですが、先程も申し上げましたように各区ではそれぞれ自発的に自覚を持ってやっております。主任制度にしてもそれぞれ自分達で選んで、何故そこへもう一回主任を持っていくのかと私はいらぬのかと、その辺の問題も起こってくるわけで、これは先程も何か方策が間違っているんじゃないかということ申し上げたわけですが、こうした地域への支援に対しては人的資源ばっかではなくて地域の自主性を主体性を生み出すようなそうした施策、お金の使い方ってものが大切

ではないかなと、相手のあることであります。人さえ送ればいいのか、物さえ送ればいいのかじゃないなくて、そうしたことは特に地域の事情との関わりを理解する中でことを進めていくことが大切ではないかなとこんなふうに思います。よく地域と話し合う中で円満な進め方をさせていただきたいなとこんなふうに思いますが、その辺の見解について現場の課長としてはどんなふうに考えておるのか、町長の見解、現場の見解等お聞かせいただきたいと思っております。それから行政改革の受け皿でございます。この公社というものは非常にこれ使い方によってはものすごく有効なものであります。飯島町においては、段々事業を縮小してきてかえって重荷かなというような位置付けになっておりますけれども、この活用によってはものすごい大きな事業もできるし、それなりの人員の活用もできるということもあります。また民間的な感覚の中で進めていけるとこうしたことがあり、計画書の中では提案はされております。しっかりと検討していただきたいなとこう思うわけでありませぬ。以上2回目の質問といたしますので、お答えをお願いいたします。

- 町 長 　　最初に区の位置付け、性格の問題でございます。先程も申し上げましたようにこの自立の町のつくりをしていく上に区耕地は、これはどうしてもいわゆるそれぞれの責任分野の中での共助という部分で地元の地域の自治組織として大変この中核を担っていただくという位置付けには変わらないわけでありまして、私もそのように思っております。それぞれ歴史の中で区というもの、それから耕地というものが形成をされてそれなりに順応をして現在に至ってきておるわけでありませぬ。これはあくまでも行政主導というよりも地域の皆さんがそれなりに考えてこままでのこの礎を築いてきた母体でございますので、区にしる耕地にしる今後自立の町づくりの計画の中でその性格位置付けを行政主導の中で、こういう位置付けにしてくださいというようなこと、一步踏み込んだ介入までしていくべきがいいのかどうかということはちょっと疑問があるかと思っております。あくまでもこれは自主的な共助の部分での自治組織の位置付けということを前提にして住民の皆さんが一番時代のかたちに合ったような言い方を考えていただくのがまず大事であるというふうに私は思っております。ただそうは言ってもばらばらなかたちの中で共助自治組織といっても何でございますので、更に今後地域のこの自治組織と位置付けである区耕地というものは実践計画の中でも十分また、また将来の中期総合計画の中でも色々考え方のひとつとして議論をしていただくということは当然必要でございますので、そのようにぜひお願いをしてまいりたいと、あくまでもこれは自発的なひとつの運営というものを自ら地元で考えていただくのがこの自治組織のあり方というふうに繰り返して申し上げておきたいと思っております。それからこの職員の区なり公民館への派遣の問題で色々のご意見もあるということも承知しておりますし、ご意見のとおりであります。これは基本的にはかつて数年前に社会教育委員会の方から公民館のあり方の問題の中で提起されたひとつの答申の中にあるわけございまして、具体的には中央公民館を廃止して地区館を独立して充実していくと、その手法として町からの職員を配置してその支援をして地区館の独立館としての位置付けをしていくことが必要であるんだというその方向を出していただきました。これもそれぞれの立場の皆さん十分に議論をいただいた結果でございますので、それを受け止めてこの合併議論の中でもまた自立の町づくりの中でもこうした考え方を

しておるわけでありませうけれども、現実の問題としてやっぱり地域によっては規模によりませうけれども、色んな考え方があることは今お話のとおりであります。十分にこのことはです、地域が名実ともに自立をして自分達のこの地域としての方向付けという観点の中でこの職員の派遣についてももう一遍考えてご意見を聞いてまいりたいということで現在進行中でございますので、もう少しこれは時間を貸していただきたいというふうに思っております。行政の受け皿としてのひとつの効率的な運営の中で振興公社の問題があるわけございまして、これも2つの方法あるわけございまして、やはり考え方としてはこれを有効に最大限この直営でいくよりも相当なメリットを持ったかたちの中での振興公社ということのあり方の方向として今捉えておると、色々議論の末にこの公設民営化や色々あるわけございませうけれども、その中でじゃあ、やっぱり直営した方が結果的にはスリムで効率がいいんじゃないかという結論も中にはあるかもしれませう。したがってそういう方向で公社の有効利用、効率化というものを町全体のこの事業特に委託の部分なんかの事業大変あるわけありますから、その辺を整理できるものはしてその公社にそのことを委ねることによってうんと活力と効率が出されるならばこれもひとつの前向きな方法であるなというふうに従来考えてまいりましたので、そうした線に沿いながらも両面でひとつ検討していきたいというふうに考えております。

教育次長

公民館の関係でございまして、私の方から答弁をさせていただきたいと思っております。基本的には今町長が申し上げたとおりでございますが、このいわゆる公民館の基本的な活動計画を作るにあたりましてひとつ住民の皆さんからアンケートをいただいたわけでございます。その折のひとつの方向としては、地域の皆さんより身近なところで活動したいというそういった希望が多かったわけございまして、そういった部分の意見を取り入れた結果、地区の公民館を充実させていく方向が今後の公民館活動のあり方としてはいいんじゃないかという結論でございました。したがって基本的にはその作業を生かすべく基本計画を策定をされたわけでございます。また一方現実の問題としては地区の主宰さん方その地域から出ておられて人と人との繋がりそういったものを生かして行っていく公民館活動としては、人と人との繋がりが非常に大切でございましてそういった利点も現在持っているわけでございます。したがってそういったところを今後の中で十分今の地区公民館の皆さんそういった方々とお話し合いをさせていただきまして、今後の公民館のあり方そういったものを探る中からよりよい方向を見つけていきたいとこんなふうに考えております。

5 番

協働の町づくりをしていくには地域の連帯、かたまりが大切だということで、こうした場で区の性格について話をしたわけございませうが、確かに町長の言うとおりは地域の問題であって、行政がどうこうという指示をする問題ではないと思っておりますが、ひとつのそうしたものの考え方の機会になるように提案をするわけあります。折に触れてそうしたことを地域で話し合っているいい方向へ進めていただければ幸いかなとこんなふうにも思うわけあります。そんな中でひとつ先程から協働の町づくりというこの計画書を見たり、こうたたいの一般質問話を聞いていても非常に言葉だけが動いておってなかなかイメージすることが難しい、協働の町づくりって具体的にはどういうことだろう「自助、共

助、公助だ」「こういうことはこういうことだ」非常になかなか言葉だけでは理解がイメージが出てこないっていうのがこのことあります。一般町民にしても行政不信というような言葉の中に非常に議会でしゃべっておることが理解できないと、難しいことを言っておるとこんなような話も出ております。具体的なことでわかりやすい事例でことが進んでいくことがいかなとこんなふう思うわけあります。これは余談になりましたけれども、もう1つ参考というかたたい言いましたようなことの中で、協働というような中で考えてみたいと思うんですけども、今飯島町の農業では担い手不足と高齢化の中で農業への明日の発展のために各地区営農組合を中心に担い手法人、いわゆる地域農業の担い手となる会社を作っております。ご案内かと思っております。この経過の中では農家自らがすべてを自分達の手で行い、地域の合意も取り付け自己決定、自己責任の上に立って立ち上げられてまいりました。特に七久保地区、田切地区ではその成果をみて立ち上げたという経過でございます。このように農業の面では自立ということをもう行政より一歩先に進んで行っていると、ぜひこうした地域の主体性盛り上がりができるようなことを参考にして地域づくりをしていっていただきたいなとこんなふう思うわけあります。最後になりますけれども、自立のための協働の町づくりの実現のためには、自助、共助、公助の働く体制づくりとそれを支援する施策が必要になってくるとそのことを強く思うわけあります。町民の主体性を引き出すような金を使い方、これが非常に大事になってくる、これが今までの手法と変わっていくところではないかなとこころが非常に大きな問題になると私は思っております。そんなことを申し上げまして質問を終わりたいと思っております。私の今申し上げたことに対しまして町長の所見がございましたらお聞きをいたしたいと思っております。

町 長

協働の町の手法と中身、言葉だけでなく具体的にどういう部分で自助、共助、公助というこのことをしていくか、先程も質問にもございました。色々地元に対する事業との共同体性があるわけあります、これ具体的な面につきましてはもう少し整理をしてですね、実践計画の中でひとつつまびらかにしていくべきだということでございませうので、もう少し時間を貸していただいて今研究中でございませう。それから農業の担い手法人化に見られるような地域から盛り上がりとその自らの取組む実践するその姿勢これを町全体のひとつの考え方としてこの協働の町づくりを目指すべきであるという考え方ごもっともであると思っております。またそこに対するその予算の充当というものもひとつ重きを持ちながらそういう面をできるだけ助長するような方向の中で予算執行というものは考えていくべきだというふうに私も思っておりますので、今後努力させていただきたいと思っております。以上であります。

5 番

以上で終わります。

議 長

ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻は午後1時20分といたします。休憩。

午後12時 1分 休憩

午後 1時20分 再開

議 長

会議を再開します。

休憩前に引き続き一般質問を行います。8番 坂本紀子議員。

8 番 議員になる以前こちらの議会の傍聴させて頂いたとき、どの方々も専門用語が多い質問及び答弁でしたので、できるだけ皆様方簡単な言葉を使い今日傍聴にこられた方々、後からCATVを見られる方々にもわかりますよう少しゆっくりお話いただきたいと思ます。

では、一般質問に入ります。公共工事における発注、入札、契約についてお尋ねしたいと思ます。町民の方々の中には公共工事と言いますと建設水道課だけがやっていると思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、実際はそういうことではなくて千人塚公園トイレ建設は産業振興課が担当、本郷コミュニケーション消防センター建設は総務課が担当、公共下水道公共枡設置工事は建設水道課が担当というように各課にわたり振り分けられておるのが現状でございます。それらすべてにおける補修工事及び改築工事を含んだすべての工事についてお尋ねしたいと思ます。飯島町の設計及び建設会社の数をおっしゃっていただき一般的にどういった方法で発注、入札に至り一般競争入札及び指名競争入札とはどういったものなのか、また町内の業者をランクごとに分けるという基準はどこにあるのか、どういった方々の決定により業者が決められているのか、また落札の決定基準はどうなっているのかお話をいただきたいと思ます。過去10年間での大きな公共工事での平均落札率は何%になるのでしょうか。また16年度のすべての公共工事の総額はお幾らになるのでしょうか。そして、それは歳出のどの位のパーセンテージを占めるのかお答えいただきたいと思ます。

町 長 それでは坂本議員のご質問にお答えをいたします。公共事業特に土木事業における入札の方法と契約という全般にわたって具体的な数字を含めてのご質問でございますので、お答えを申し上げ、また細部につきましては助役担当課長の方から補足をさせていただきたいと思ます。まず、工事等の入札におけるこの一般入札あるいは指名競争入札の基準についてのご質問ございました。ご承知のようにこの契約の原則は、誰にでも入札参加の機会が与えられるこの一般競争入札というふうに称しておりますけれども、この方法がございいます。しかしながらこの一般競争入札の場合はその手続きが非常に複雑であり、また広範囲におよぶと時間もかかるということございまして、そういう面から経費も必然的に嵩むこととなるために地方自治体で実際に今行われているのは非常に少ないという状況にあります。町では飯島町一般競争入札実施要領によりまして、対象となる工事について予定金額に応じて定めておるわけでありまして、土木事業工事でも申し上げますとこれが10億円以上の予定金額の言ってみれば大規模工事について適用をするということになっておりますが、指名競争入札など一般競争入札以外の方法による入札につきましては、この地方の自治法の政令あるいは町の財務規則に基づいて実施をしておるわけでございます。それで平成16年度の建設費の総額についてでありますけれども、これは予算上では工事請負費という節の項目の中で捉えている部分になるかと思ますけれども、土木農林その他色々ございいます。今お話のとおりでございますけれども、この工事契約についてみますと全会計16年度になります、9億8,900万円という数字には上ります。内訳でまいりますと一般会計で所管をしておるこの工事契約これが3億7,300万円、それから今盛んに額も大きく伴って事業進めております公共下水道事業これを所管しておる特別会

計でございますが、これが4億1,300万円ほど、それから工事は殆ど終わりましたけれども、農業集落排水事業の特別会計で300万円、それから水道事業会計というのがございいます上水道の関係でございますが、これが2億円ということで合計約9億8,900万円こういうことになってございます。それから落札率という入札率ですかでございますが、平成元年からとのご質問でありますけれども、当時はこの率について算定した経過がございません。はっきりお示しできる資料はございませんけれども、公共工事のこの入札及び契約の適正化に関する法律というのが色んな社会的な背景から反省の上から更にこの入札制度というものを公正明大適正な方法で実施をしていくという大きなこの考え方の転換期がございまして、これが公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律と、できるだけ難しい言葉を避けてということでございますけれども、これは一応法律の名称でございますのでこういう法律が平成13年の4月1日から施行されて以来、透明性誰が見てもこのはっきり内容がわかるこの透明性というものの確保の観点から入札契約にかかる情報の公表が義務付けられてまいりました。そしてその13年度からの落札率というものも一応公表をされるということになってまいりました。したがって13年度以降では年度別の平均の落札率これについて申し上げますと、単純平均で平成14年度が98.7%、平成15年度が97.7%、それから平成16年度が96.6%というふうになってございます。それ以前の14年度以前も概ねこうした落札率で推移していたものというふうに思われます。なお、また町内業者等のことにつきましては、助役の方からお答えをさせていただきたいと思ます。第1回の質問に対しては以上でございます。

助 役 それではご質問にお答えをしておまいりたいと思ます。町内のいわゆる業者の数というご質問でございます。ご承知と思ますけれども、業者の内には色んな業種を手掛けておるいわゆる総合建設業に等しいような業者も大勢あるわけでございます。件数ということになりますと、各業種別にうちの方ではいわゆるリストアップしてございますので、業者の数ということから言いますと若干重複するかと思ますけれども、建築あるいは土木工事等の業種別にちょっと数を申し上げてみたいと思ます。なお、またこれはあくまでも町の方で2カ年間の期間を区切りまして、町の中に業者の資格審査委員会という制度がございまして、そこに登録をしておる登録された業者ということでご理解をいただきたいと思っております。なお、またご承知と思ます、町内に町外からですね、支店営業所等を設置されておる業者もございいます。したがってその辺を除きまして純粋に町内のいわゆる業者とこういうことでご理解をいただきたいと思ます。土木一式工事ということで町内業者が14社ございいます。それから建築一式ということで10社、電気通信ということで1社、管工事これはいわゆる水道管というような管ですね、管と書きますけれども、管工事で10社ですね、それから舗装工事におきましては7社ということで登録をしておる業者が14社でございます。それから建築一式ということで10社、電気通信ということで1社、管工事これはいわゆる水道管というような管ですね、管と書きますけれども、管工事で10社ですね、それから舗装工事におきましては7社ということで登録をしておる業者を指名してまいるとこういう内容でございます。なお、またいわゆる指名業者等のいわゆる何て言うんですかね、どういった方法でというご質問でございますが、これにつきましては、業者につきましては大小大きな規模小さな規模等ございいますので、それぞれ発注のいわゆる事業の規模によりまして業者の選定ということになるわけでございますが、実

質的には作業の効率と言いますか公平性と言いますかそういう手順もございまして、庁内の中でいわゆる点数をもとにいたしまして、この点数というのはなかなか多種多様な業者のですね。内容についての審査項目がございます。庁内ではなかなかそこまでのノウハウを持ち合わせておりませんので、県の制度に準拠をいたしまして県の経営審査点数等を用いておりますが、それによりまして格付けを行っております。具体的にはA級、B級、C級、D級とこういう呼び方をしておりますが、そういうランク付けをいたしまして工事の規模によりまして発注のいわゆる枠取りをすることで庁内の選定委員会等に諮った上で決定をさせていただくという内容で進めさせていただいております。

8 番 今、落札の決定基準に関してはお話になかったようです。先程私の答弁の中に落札の決定基準をお聞きしたのですけれども、お答えがなかったのですが。

助 役 答弁漏れがあったかと思えます。失礼いたしました。落札の決定基準ということでございますが、町長から先程いわゆる落札に関わる率等の答弁がございましたけれども、当然のことでございますけれども、入札の結果ですね、最低価格の入札者が落札ということになるわけでございます。その落札の決定基準といえはそういうことになるかと思えます。

8 番 ありがとうございます。高森町で担当の課の方にお話をお聞きしたところによりますと、高森町では現在設計会社が3社、建設が16社で大きな工事以外は殆ど現在飯島町と同じような指名競争入札ということでございました。落札率は約90%ぐらいということで、これは工事の内容により先程助役がおっしゃった例えば管工事を直接トップの企業の方にお話ししないで直接管のやってらっしゃる会社にお話しするとともに落札率は低くなるということでお答えいただいていた。それ宮田村でのお聞きした話によりますと、設計の数が3社、建設が8社ということでやはり指名競争入札ということで飯島町と同じような状況での入札の形態でございました。落札率においては、すぐには出せないということのお話でした。高森町での業者選定委員会のメンバーはお聞きしたところによりますと、助役をトップに各課の課長を工事担当の課の係長と一緒にすることで決定されているということで、宮田村ではトップが助役で同じく各課の課長と議会事務局、教育次長ということで、その中で業者を決定されるということですが、飯島町ではどういう状況でこの業者選定委員会のメンバーという方々が決められているのかお聞きしたいと思います。今助役がおっしゃいましたように決定基準というのは、指定業者の中で入札金額の一番低いところに決めるということでございましたけれども、町の税金を町内の業者さんに支払うということで町内業者の発展を図りつつ、その収益の中から税金を納めていただくというそういう考え方で飯島町もやっているとは思いますが、そういう点では宮田村の課長の方もそれから高森の課長の方も同じようなことをおっしゃっておりまして、私共の飯島町でも同じようだと理解できますけれども、いつも町内業者の中での発注というものはいかがなものかと感じております。ときにはその工事内容の大きさにより色々かとは思いますが、町外の業者の方も入れて入札することが必要だと考えます。業者の方々はある程度の売上は役場の工事で賄えるということになると、業者としての独自の発展を考えるという企業人としての積極的行動を失わせることにもなり

かねないと思えます。役場の担当の方々も現在の町の財政について企業の方々に情報公開し、また入金設定での金額のコストダウンに努めていただけるよう業者の方々に要請する必要があるかと思えます。いかがでしょうか。そういう点は飯島町の方ではやっておられるのでしょうか。予定価格の算出方法ですけれども、それぞれの基準の中からあるいはそれは県とか国の補助の出る事業においてはそれなりに基準が決められていることとは思いますが、決定された数字だとは思いますが、その中で今一度考え日々の業務に流されることなく、これが本当によいかどうか厳しい目で決定していただきたいと思えます。例えば先程町長が答弁された中で、14年度が98.7%、15年度97.7%、16年度96.6%とおっしゃいましたけれども、高森に聞きましたところ90%ということである程度その開きがあるわけで、そこには明らかにパーセンテージの差が出てきております。少しでも落札率をですね、例えば3億円の工事ですと落札率が1%低くなれば単純に言うと300万円安くできるということになります。そして9億円ということでしたけれども、そうすると900万ということになります。そうすると900万のお金を浮いた分がですね、例えば福祉ふるさとまちづくりの中での計画の策定の中では、福祉とか教育の部分である程度カットされている部分があると思えますが、そういうところに少しでもその節減できた経費が廻せられれば随分町民の方たちにとっても違ったものになってくると思えます。長野県は田中知事になられ郵便入札をし、現在83.1%の落札率です。県の工事は大型工事が多く一応一般入札ということが殆どだとは思いますが、全体として130億円余りの節約になったと新聞報道にもありました。県の財政と町の財政は簡単に比べることができませんけれども、これだけ多くの工事がある現在品質を落とすことはなくお互いの努力により少しでも節約できればそのお金を福祉教育に廻すことができるのではないのでしょうか。業者選定委員会のメンバーがどういう方たちがなっているか、それとともに業者選定委員会は定期的に開かれているのでしょうか。また、それとも不定期で開かれているのでしょうか。場所はどこで開かれているのでしょうか。それについてお尋ねしたいと思います。

町 長 入札の指名業者選定からふれて具体的な落札に至る経過の中で経費を費用をできるだけ節減して他の福祉等に廻すべきであるということのご意見かと思えます。言ってみればこれは当然のことでありまして、この入札によって事業を建設事業等を実施して住民の皆さん方の福祉の向上に繋げていくということで色んな土木をはじめ公共事業やっておるわけでございますが、この業者に対する考え方の問題がひとつあると思えますが、今お話にもございましたこの経費の競争性の原理から言えばできるだけ町内外を含めたこの競争の原理を働かせてできるだけこの競争性の中でその経費を節減していくべきだということは当然かと思えます。ただお考えいただきたいのは一方ではこの非常に今現在こうした長引く不況の中、それから公共事業のマイナスシーリング化というようなことで国も県も町も大変事業量が従来から少なくなってまいっているわけです。補助金も三位一体の改革等から交付金化あるいは削減廃止というような色んな手立ての中で公共事業というのは削減されてきております。したがってこの町内での事業の皆さんにもその限られた事業量の中で生き残りをかけて大変な面もあるということもご承知かと思えます。で、そ

これらの点を総合的に判断をして限られた予算の中でいい仕事をしていただくと、そしてまた財源もできるだけいい仕事を安くというようなこと考え方はどなたも誰しも共通の考え方でございますので、今その辺につきましては事業の規模によって町内をお願いする部分とそれから町外も含めた競争性の中でお願いする規模の部分と色々かみ合わせの中で事業を発注しておるとというのが現状でございます。その他指名業者選定委員会のメンバーそれから落札率の他の町村と比べて差があるようにではないかということも含めて助役の方から答弁いたしますけれども、これ捉える基準がちょっとどういう基準で捉えてお聞きになっているかわかりませんが、捉える考え方も色々ありますので、ちょっとこちらの考え方の例を申し上げてご理解をいただきたいと思っております。

助 役

それでは私の方から業者選定の委員会等につきましてのご質問がございました。先程の初回の町長の答弁にもあったかと思っておりますが、極めて公正性を求められる契約事務でございます。従前から当町におきまして建設工事等の請負業者等選定要領というものがあつて、これに基づきまして一連の事務手続きを行っております。そこでこの業者選定委員会のメンバーでありますけれども、当町の場合もやはり助役が一応何て言うのでしょうか中心になりまして、それから総務課長、企画財政課長、産業振興課長、建設水道課長、企画財政課長ここがいわゆる契約事務の所管の事務部局にあたります。総務課はいわゆる町内の行政の全般的なものを一応考えるという立場で参画いたしております。基本的にはいわゆる請負業者、請負工事等が非常に多い所管が中心になったメンバーとなっております。それで開催の回数でございますけれども、これは原則といたしまして現在のところは毎週1回をセットいたしております。だいたい月曜日の朝というのが今までの平常でございます。これは当然のことですけれども、業者の選定をする必要が生じた都度とこういうことでございます。それから場所でございますが、これは庁内この庁舎内の会議室を用いております。それからもう1点落札率についてご質問がございました。落札率につきましては、よくこういふ場面におきまして色々論議をいただいておりますけれども、非常に入札制度の中では一番目に付きやすい数字でございます。基本的に落札率と言いますのは、いわゆる予定価格に対する入札額の率とこういふことで捉えておりますけれども、若干考え方によれば設計額と予定価格との開きも若干は場合によればあるわけでございますので、設計額を基本にすれば落札率は若干落ちてまいります。そういふことで何を基本に置くかということをしかり統一して比較対照する必要があるかと思っております。入札の原則的に手法につきましては、2回までの一応入札が認められておりますので、落札率がどの辺までいわゆる予定価格に近づいていっていかつていふようなことは昨今の状況では非常に落札率が高くなって、特別業者の方の中にですね、いわゆる基準を外れたような設計単価というものを出してあげてありますけれども、そういふことが殆どありませんので、全般的な傾向として落札率は非常に高くなっておるといふ現状かと思っております。それから町内の業者への発注というようなことにふれてのご質問がございましたけれども、議員今ご指摘のありましたとおりですね、町内業者と町外から参画をされる業者これを相互に相乗りをかけることによっていい工事が安くできるといふご指摘があったわけでございますが、当町におきまして当然のことであり

8 番

ますけれども、入札の機会の公平性それから競争原理の活用という点からですね、町内に営業所を設けておる、あるいは支店を設けておる業者につきましても町の方の選定委員会の中で一応厳密に審査をいたしまして入札の機会は等しく町内業者と同じ立場で与えておるところでございます。町内企業の振興策あるいはまた町内企業の育成策という点から若干の疑問も投げ掛けられておりますけれども、やはり地域の振興あるいは町内の町のいわゆる財政面における貢献度というものあるわけでございますので、極力現在のこの時流に乗った競争性の原理を働かせるという意味合いからそういう考えで町は進めております。以上でございます。

今、お話がありました業者選定委員会のメンバーに関しては、よくわかりました。ひとつ提案なんですけれども、業者選定委員会のメンバーは役場の方々になっていらっしゃるけれども、その中にやはり透明性のあるという決定において町民から選ばれた方で知識のある方2名ほど期間を決めて選定委員会のメンバーに入れられたらどうかと思っております。それは知識のある方でないこの工事の内容及びチェックするという点においては、難しいかと思っておりますけれども、そういう目で見ると非常に厳しいチェックも出てくると思っておりますので、今後ともこういう方法もあるかと思っておりますので考えていただきたいと思っております。次に他町と度々比較して申し訳ないのですが、取材に行きました高森町及び宮田村も工事に対する方法に関しては飯島町とだいたい同じような状況なのでしたけれども、大きな工事に関しては住民全体の合意が叶えられるまでよくよく話し合いをするということをお聞きしました。特に高森におきましては、先程森岡議員が町長に説明を伺ったんですけれども、耕地担当制に関してですが、これに関しては高森は非常に進んでおりました町内を22の単位に分け、それをまた7つの区に分け22の小単位にそれぞれ役場の職員を派遣しましてその中から要求がありました順に優先順位を付けて区の方に持ち上げてまいります。そして区の中でまた順番をつけて7人が集まります。そのとき役場の職員とともに7人でそれぞれの要望のあった現場を見学にまいります。そのとき例えばひとつの区の方で道路工事の補修のここをやって欲しいという要望を出していたのに、その別の区に行きますとその区の方がもっとひどい状況だったりしますと、それを見かねて、では私の区ではその順位をおたくに譲るのでお宅の方から先にやってくれというそういうような話にもなると役場の方おっしゃってました。そういうわけで自分の区の要望だけを性急に求めるようなこともなく、お互いその区がどういう状況なのかを区の方々が皆それぞれの区を見ながらわかるというそういうことが非常に町政の中でうまく行われているように感じました。それとともに道路のこともひとつの箇所をやるときに道路だけではなく、その下にある下水道工事とかその横の側溝なんかに関して一応調査しましてそれを総合的に考えて1ヶ所その道路の表面だけを補修するということではなく、やる時にはそこ全体を考えてやるという集中的な工事方法もとっているとお聞きしました。そういう点で非常に経費の節減ということを合理的に考えてやるように心掛けておるといふことをおっしゃってました。これはとても大切なことで役場の方々が考えている行政のあり方ということと各それぞれの町の方達が思っていることが非常にいい具合にドッキングして、それが町政にうまく跳ねかえってその間には非常に合理的な考え方が含められ

ております。今後耕地担当制を飯島がやる場合に率先してやっている高森町を見学に行かれるというのはどうでしょうか。非常に参考になることがたくさんあると思います。また、22の耕地に派遣される役場の方々というのはすべての職員の方々に末端の調理員の方もいらっしゃるということを伺いました。職員の方達はそれぞれ自分の仕事を持ってらっしゃいますけれども、その仕事以外に地域が現在どういう状態になっているのか、またその地域にとって今何が必要なのかということを町民の目から考えることができるということとその仕事の中で学んでいくという状況が既にできているということは、やはりとてもいいことだと思います。現在の飯島町が行政システムのあり方がどこかでスムーズに働いていないからこそ町民と役場職員との溝が深まっている現在、お互いもどかしい思いをしているのは現状かと思われまます。ふるさとづくり計画の中で地区担当制を導入するということですが、ぜひ高森のシステムを学び、そしてその中である問題も抱えているかと思われまますので、更なる改良を加え8月から実施されるということですが、ぜひ飯島にそのよい部分を取り入れて早急に開始して欲しいものだと思います。公共事業は今後益々経費削減していかねば自立の道は厳しいものと思われまます。今一度それぞれの事業に対して再確認をし、本当に必要なか町民に尋ねてもらいたいと思います。また、一つ一つの事業に対して同じ場所を何度も掘ったり埋めたりするような不合理な工事をしないためにも、計画的な方法と手腕をしてもらいたいと思います。その点については町長どうお考えでしょうか。

町長

公共事業の捉え方、特に地元との職員との仕事の繋がり的なことで高森町の例でお話がありました。ご承知かと思われまますけれども、飯島町におきましてはこの各地元の色々な公共事業土木、農林、土地改良その他の事業を含めて区あるいは耕地それから水利組合というふうに関係団体が関わってまいりまます。色々な要望またおびたしい数の要望をいただいておるわけでご覧しまして、また一方で大きな公共事業の推進も住民の皆さんのご意見を聞いて図っていく、で、非常今その辺高森町においてはこのひとつの事業をする段階で徹底した住民議論を経て公共事業というものをやっていくということでお聞きしましたけれども、決してこれは飯島町もまったく同じことでやってまいりまます。ひとつの大型事業するにつかまましてかつて道の駅もそうでご覧まます。学校の改築、保育園の統廃合、公園事業、河川事業すべてでご覧まますけれども、すべてこれはまず先に地元を下した色々なご意見をお聞きして、そして全体の合意形成の中でそれを確実に中期総合計画の位置付けの中から実施計画に移して、で、予算の補助金あるいは交付金の動向等も取り付けながら議会に諮って議決をいただいて予算化してやっていくという手法を踏んでおるわけでご覧しまして、決して飯島町が高森町に比べてそうした面で劣っておるというふうには思っておりまません。同時にまたいわゆるきめ細かいこの地元の事業の採択にあたりましても色々な要望が出てまいりまます。耕地は区に対して、区は行政に対してというふうな段階を経て上がってまいりまますけれども、これもどこの耕地あるいは区という言葉はあれですけれども、事業の取り合いっこというようなことは決してございませぬ。町としましてはあくまでも現地調査を十分担当職員助役以下やりまして、そして予てからの優先度それから緊急度というものを常に現場に合わせて念頭におきながらその位置付けをもう組み

立ててきておる中での事業実施でございまして、その実施の段階では更にまた地元へ下ろして色々ご協力いただき、また地元負担等の問題についてもご理解をいただいて優先度順序だった事業の採択をしまいでございまして、決して飯島町が今までのこの手法が間違っておるということではございませぬし、高森町も飯島町も同様な考え方の中でこの地域の地元の事業というものは取組んでおるつもりでございまして、ぜひご理解いただきたい。この今度始めようとしてございましてこの耕地担当制度の職員との問題そのことだけをもって耕地担当を設けて考え方ではございませぬけれども、もっともっと広く地域の住民の皆さんとのコンセンサスを得ながら職員の意識としてこれを醸成していくという大きな目的の中に色々また情報もいただくことになろうかと思われまます。そのことも含めて確かにこれは耕地担当制度というものは、地元のそうした要望の状況も把握することもひとつの任務であろうかと思われまますので、そのことの任務も含めて、含めてですね、この耕地担当制度が実の上がるような方向でやってまいりたいというふうにご覧まます。この業者選定委員会の中に部外と申すか第三者機関の委員を入れたらどうかという、確かに一見そうした客観的な面もあろうかと思われまますけれども、これはひとつの町長からの諮問的な機関として現在内部の職員でありますけれども、独立した責任のあるこの業者選定委員会ということで構成してございまして、したがってこの選定にあたっては非常に慎重な上にも慎重、それから大局的な状況を把握して同時にその選定を仕様とする事業等につきましましては、十分今までも行政が歩んできた経過の中での仕事の位置付けというものを念頭にないとなかなかそれ単独じゃあ業者だけどうするというような外から意見だけというわけにはなかなかまいりませぬので、そうした面も含めて本当にそれじゃ外部の方が入るとすればそのメリットは何かということも徹底的にこう求めながらやはりやっていく必要もあるということでご覧まますので、これは今後の検討材料でございませぬけれども、現在のこの選定委員会の状況の中で機能は十分果たされておるというふうには私は思っておりますのでご理解をいただきたいと思われまます。以上です。

8 番
議 長
4 番

これで質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

4 番 平澤議員。

それではただいまより通告にいたしまして以下大きく3点について質問してまいりまます。1つには自立の町づくりに対応する長中期構想について、2つ目としてこの田中県政コモンズ支援金の評価とこれに取り込む町の対応について、それから3つ目として自立に向けた農村地域の振興対策について質問を続けてまいりたいと思われまます。

最初に飯島町ふるさとづくり計画についてお尋ねいたします。自立の町づくりは今町の最重要課題であります。本日前任の同僚議員が質問してございませぬが、この飯島町の将来を思う気持ちはそれぞれみんな同じであります。重複しても率直なご答弁をお願いしてございませぬ。平成7年に地方分権推進法が制定されて、平成12年には地方分権一括法が施行され、国と地方のあり方が大きく変わり、地方自治体は国に依存しなくても自立しうる自治体を確立することが現在求められてございませぬ。国が進めているこの三位一体の改革はこの人口規模が小さくこの税収の少ないこの飯島町にとっては、この行政面にしても財政面にしてもこの大きな影響があるのは確かであります。当町では平成22年を目標とする長期

構想及び17年度を目標とする中期総合計画を定め、現在この計画に基づいていただいた町の町づくりを進めていることは承知しておりますが、この自立の道を選択した昨今、この飯島町この第4次総合計画はいただいた現状にこれは果たしてマッチしたものなのか、具体的野件につきましては先程来細部にわたり答弁がありましたので、私はその方向性とこの位な付けについて町長の総合的な所見をまずお聞きしたいと思います。今年度のこの予算を見ましてもこの総合的計画的な町づくりの指針はこれは理解ができますが、今後の財政見通しから見て今までどおりのこの行政サービスを提供していくと、大幅なこの財源不足を生じ財政は破綻状態にこれは陥るのは確実でございます。住民要望の多い事業、緊急性の高い事業これを優先的また重点的に実施しながら長期構想に掲げるこの町の将来像の達成を目指したこの持続可能な町づくりを進めていかなければなりません。この自立のためには財政収支の均衡を実現し、この地方分権に対応できる行財政基盤を確立する必要がありますし、この住民も行政も今までの意識を大幅に変えなければと思っておりますが、その手法についていかがお考えかこれも合わせてお伺いいたします。次に新行政改革大綱がこの目指す行財政運営についてお伺いいたします。この飯島町新行財政改革大綱はこれは平成17年からこの3年間を目標年次として実施し、この3年目に見直しをするものとお聞きしております。国、都道府県それから市町村の関係が現在上下主従関係から対等関係へと移行し、この自己決定、自己責任による自立しうるこの自治体が求められているところでございます。このような背景のもとでこの当町の目指す行財政運営指針は住民との協働による町づくり先程来出ているこの公正の確保と透明性の向上、それから厳しい財政運営の対応、執行体制の見直しとここに掲載してあるわけですが、町政はこれ全町民のためのものでありますから町民各層からの意見を吸収する必要があると思っております。住民の福祉の増進とこの能率性、それから組織及び運営の合理化、行政規模の適正化等の地方公共団体のこの努力義務をこの地方分権型社会へこのどのように反映する方針なのか町長の方針をお尋ねしたいと思います。

次に田中県政のコモンズ支援金の評価とこれに取り込む町の対応についてお伺いいたします。県では6月県議会に向けていただき市町村支援のこのコモンズ支援金の選定作業が急ピッチで行われております。コモンズ支援金これは信州ルネッサンス革命推進事業のこの趣旨は、未来への提言コモンズから始まる信州ルネッサンス革命のこの具現化を図るために地域の軸足を置いた施策や共同して行う創意工夫ある取り組み等この提言の理念に基づき市町村や公共的団体等が行う事業に対して必要な経費を支援するものとあります。これは先程町長答弁にございました。支援金の内容は支援対象団体としては、市町村それから広域連合、一部事務組合それから公共的団体等これは県内に事務所を有する公共的活動や地域づくり活動を行うNPOや協議会として、この支援対象事業としては特別としてはひとつに先駆的でモデル性が高く且つ他の地域の普及が期待される事業、それから2つ目として事業効果が広域市町村圏を越えて広範に及ぶものと認められる事業、3つ目として県が実施する事業とこの同等の目的を有する事業で当該目的の推進に資するものとありまして、12の事業区分に分かれております。その内訳は安心安全な暮らしの支援、それから地域交通の確保、それから県教地域等の活性化、やさしい町づくり、健康な暮らし

の応援、それで美しい町づくり、これ魅力ある観光の創出、コモンズビジネス支援、豊かな新人づくり、協働型の村づくり、特色ある学校づくり、その他地域の活性化の事業区分に分かれてソフト事業が主体の多岐にわたる交付対象事業がはっきりと明記されてあるわけでございます。先程申しておりますが、この一般枠は予算額が7億円に対して先程言っておりますが件数が612件で金額としては20億8千万円余それから特別分が総額3億円に対して151件で12億2千万円というようなこの莫大なこの申請がでているのが現状でございます。支援内容の交付金については、先程町長申しましたこのやはりソフト事業が10分の10以内、ハード事業が3分の2以内とこのように謳っております。この県のあらゆる事業のこのたぐいまれ補助金の削減が考える中で、このやはり地域と一番密着しているこの各区会これは先程のふるさとづくり計画の中では自治組織のこの役割をしておりますので、その事業がこの対象となるようなこのきめ細かくこの利用すべき検討をしていくべきと私は考えておりますが、この事業に対して町としてまたどのように取り組んでいるのか、それからその状況とこの町長の所見をお伺いいたします。

次に3点目の自立に向けた農村地域の振興対策についてお尋ねしてまいります。本年3月に今後10年程度の施策展開の羅針盤としてこの新たな食料農業農村基本計画が制定されました。その中でこれまでの農業を取り巻く情勢の変化や施策の検証結果等を踏まえて食料自給率のこの目標を設定するとともに、この目標の達成に向けて生産及び消費の両面においてこの重点的に取り組むべき事項を明らかにしております。また具体的な施策の展開方向として担い手の明確化とそれから支援の集中化、経営安定対策の確立、環境保全に対する支援の導入、農地農業用水等の資源の保管理施策の構築等この新たな政策の方向性が示されました。当町では営農面に対しては既にこの営農センターを中心にして地域複合営農を基本に組織農業を推進して飯島町営農センターのこの企画共生それから評価と合意形成機能と地域営農組合の地域農業マネジメント機能と実践活動によりまして農業農村づくりをこの全国に先駆けて着実に進め、その効果を上げていることはこれは本当に高く評価するものでございます。しかし、この永年続いてきたこの米の生産調整もこの大きな転換期を迎えて米政策改革が進む中で今後の土地利用型農業のあり方はこの競争に勝ち残る強固な地域営農体制への整備強化とこの地域の環境とアイデアを生かした農業の取り組みがこれは不可欠であります。そこで今日まで進めてきたこの当町のこの担い手の育成確保とこの農地の有効利用の現状はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。次にこの元気な地域農業を実現する対応策についてお尋ねします。ゆとりやすらぎ等のこの価値観が重視されるようになる中で、この豊かな自然環境や美しい景観に触れ合うことのできる農村への期待が現在高まっております。地域住民だけではなくて、この都市の住民も含めた生活を支える共有財産として農村を振興していく必要があります。飯島町はこの2つのアルプスに囲まれた豊かな自然の中で美しい水と緑が映える自然を生かした農業を営むことで、環境保全と農産物生産を一体的に捉えた町の全農地1,086haと山林等はこの広いフィールドとして自然環境の保全継承と食と農の安全安心の確立により信頼され期待されるこの農業の展開、農村の活性化に向けた1,000ha自然共生農場づくりを進めて、この新たな農業ビジネスに取り組んでいることもこれも非常に高く評

価されるところでございます。農村はこの新たな方向が求められ、水田農業と生産調整の転換、力強い農業経営体の育成とこの法人化、多様な担い手の育成、高付加価値農業の展開による個性ある産地づくり等ただいま重要な問題は山積されていると思いますが、飯島町の農業農村にこの元気が出るこの対応策のこの具体的な取組みとこの方策をお尋ねしたいと思います。次に農業経営基盤強化促進法がこれ一部改正させましたが、この2010年を目標とした飯島町農業農村活性化計画にこの影響はあるのでしょうか。日本の食料自給率は低迷しておりまして、ここ6年間は40%で横ばいでございます。この国ではカロリーベースの食料自給率を一応5割これ以上を目指してこの平成27年を目標に一応45%としております。それに伴いましてこの生産額ベースの食料自給率目標を76%としていますが、この現状国民の多くが日本の食料事情に非常に不安を抱いている中で、この買い手のニーズに応じた国内農業生産の拡大を通じて安全な食料の安定供給の確保を図ることが急務だと思います。その一方でこの農業生産の担い手は減少しており、非常に高齢化が急速に進展しています。この今こそこの将来にわたる食料の安定供給のためにこのはっきりした担い手の確保が重要な課題であると言うまでもありません。この法律は担い手に対する農地の利用集積を加速するとともに、このリース特区の全国展開を実施する他に増加傾向にあるこの耕作放棄地これの解消防止策を強化するためのもので、この担い手に対する農地の利用集積の促進では、農用地利用規定の充実によりまして集落営農の組織化それから法人化、集落営農の役割の分担等のこの明確化、この担い手に対する農地の集積目標をはっきりと明記し、農地保有合理化事業の充実による農地の仲介機能の強化、農業生産法人への金銭の出資、それから貸付信託の制度化等を説いてあります。また、この市町村基本構想における特定法人それから貸付事業の創設では、この耕作放棄地が相当程度存在する地域においては、この市町村と産業法人がきちんと農業を行う旨協定を締結し、この市町村が産業法人に対して農地をリースそれから協定違反の場合はリースの契約を解除できるとそういうふうなことも謳って、それから合わせてこの遊休農地の管理に関しては農地保有者に対する処置命令これは草刈等を制度化したものだそうです。この制度はこの町が認めるところの要するに株式会社がこの算入できるようになっております。既にこの飯島町では地域複合営農の体制強化に取り組んでおりますが、この農業経営基盤強化促進法これがこの当町のただいまの農業営農に影響があるのかお伺いいたしまして1回目の質問を終わります。

町長 それでは平澤議員のご質問にお答えをいたします。議員からは自立の町づくりに対応する中長期の構想について、それから田中県政特にコモンズ支援金にふれてのご質問、また自立に向けた農村地域の振興策これについてのご質問いただきました。

まずこの自立の町づくり対応、中長期構想との関連でございまして、飯島町のふるさとづくり計画は持続可能な自立をしよう自治体としての整合性はあるのかどうか、また新行財政改革の大綱いわゆる地方分権型に向けたこの対応策についてのご質問でございますが、先に宮下議員から一部森岡議員のご質問にもお答えしましたが、一部重複する部分はあるかもしれませんがお願いしたいと思います。まず、このふるさとづくり計画でございますが、申し上げるまでもなく地方分権時代に対応したこの持続可能な自立しよう

自治体運営を目指すという大前提でございまして、この基本は大規模な広範囲な行財政改革の大綱の考え方を伴っておるわけでございます。地方分権のこの時代を迎えた今日、各自治体は行政体制の整備をもう一度し直す、それから財源の確保、住民協働による町づくり、それから先程来出ております職員の意識改革これが求められるところでございます。当町ではこうした課題に対応するために様々な改革を実施をしていかなければなりません。特に行政改革の整備面では人口の規模それから財政の規模、行政職員の規模またその体制、それぞれが整っていないと多様化高度化する住民のニーズや複雑化細分化する一方のこの行政需要には十分とて答えて対応できないことが想定をされるわけでありまして、したがって今後人口1万人の飯島町が人口の多い自治体と同じような行政サービスを将来にわたって維持していくことは到底できるものではない、これは議員もおっしゃっておりでございまして、大変厳しい状況になることは明白であります。そのためにはまずふるさとづくり計画に示されている大規模広範囲な行財政改革を実施をしていくことが何としてもこれは不可欠となってまいります。こうしたふるさとづくり計画に基づいたあらゆる行財政改革を進める一方で、飯島にとって人口増の対策それから活性化対策は最重要課題であるというふうに再三申し上げております。こうした問題は特に中期総合計画の中で分科会などを通じてしっかりと議論をしていただきたいというふうに考えておるところでございます。この他に中期総合計画の後編、いわゆる後半部の計画の策定にあたりましては、最近の地方自治体を取り巻く環境お話にもございました大変大きく様変わりをしてきておるということでございまして、ふるさとづくり計画の改革内容も反映させた内容としていかなければならない部分が大変多くあるわけでありまして、飯島町の将来像を実現するための施策の大綱としての位置付けもございまして、飯島町の方向性を見失わないように策定をしてまいりたいと思います。今後の行政はあれもこれもというような取り組みは到底できるものではないということでございまして、行財政改革を進める一方で最重点施策にはポイント絞って積極的に取り組んでいくそのことが厳しい行財政運営、住民の皆さん方に理解と負担を求めなければなりませんけれども、やはり閉塞感のみが漂うような町づくりでは困るということでもありますから、ひとつそこにはその中でも活力を出していけるような町づくりを何としてもしていかなきゃならない、このことが人口増対策であり、また企業導入等も含めた活性化対策であり、その他福祉の面まで繋げていく全体としての方向性であろうというふうに思っております。

次のご質問のコモンズの支援金評価とこれに取り組む町の現状の対応ということでございます。まずこの知事査定状況というようなご質問でございますが、さっきの質問にもお答えしておりますが、色々このコモンズ支援金の内容等につきましては、平澤議員からも今色々述べられておりますので重複は避けたいと思いますけれども、いわゆる地方公共団体やその中にある色々な団体が行う地域の特色を生かした取り組み、こうした地域課題に向けた取り組みを県が直接コモンズ支援金というかたちでもって支援していく、そこに地域をかたちづくる人間的な繋がりを求めていくのだという知事の考え方に基づいて今年度から発足した新たな制度でございまして、考え方としては昨年までございましたこの地域振興策である地域総合支援事業飯島町も色々事業これに取り組んでやってまい

りましたけれども、これを一部発展解消して生まれ変わったというようなことも言えなくもないというこの制度の内容であるわけであります。お話にございましたように特別枠と一般枠、特別分と一般分の2つの制度で分かれておりましてそれぞれ率等についてはお話があったとおりでございます。この中では特別分については、飯島町は現在申請する段階ではいわゆるお話にございました町の営農センターが主体となって現在進めております1,000haの自然共生農場づくりこの事業を少しでも支援をしていただくということとして現在申請中でございます。また一般分としても申し上げてまいりましたけれども、町民の健康づくり運動への取り組みの充実というようなことも含めて3事業を現在申請をしているところでございます。総額で468万円ということになって現在県で審査中でございます。近々方向が出るようにお聞きしておりますけれども、そうしたことで現在申請しておりますので、できるだけ申請が認められるように更なるまたお願いしてまいりたいと思っております。なお、ご承知かと思えますけれども、特別枠については県庁本庁の中で直接これは知事以下の審査委員会の中でやってまいります。これには直接市町村が加わることはできません。あくまでも市町村長の代表がオブザーバーというかたちで加わってまいりますけれども、そうしたことから一般分については上伊那の場合は上伊那地方事務所長これが責任者となってそれぞれの申請団体の市町村の代表がこれに参画をしてそれぞれの機関のこの地域の責任者あるいはその他の担当が主体となって審査を経て決定をされるというふうにお聞きをしております。そこでこのコモンズ支援金、できるだけ行政自体もそうでございますが、地域に根ざしたこの自治組織的な団体活動を支援する意味でぜひひとつそのきめ細かくというようなお話でございます。そのとおりでございますが、ご承知のようにこれは新年度からの事業で県もそれからそれを受けた町もこの5月の上旬には〆切るといような非常に足早な最初のスタートでございましたので、一部検討いただいた団体もございますけれども、なかなかそうしたことが間に合わなくて、しかも申請にはかなりのこの具体的な詳細な事業計画がないと取り上げていただけないというようなことがありますので、少し準備不足の面もございました。そのことは十分お伝えをして後期にはまた補正がでるやにも聞いておりますし、このコモンズ支援金まだまだこれからスタートでございます。来年度以降も創設されると思っておりますので、十分にPRをしてできるだけ地元のそうした色んな協働のいわゆる自治の中で取組むような事業がありましたらぜひひとつご活用いただくようにまたPRをしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしいと思います。

3つ目の質問でございますこの自立に向けた農業地域の振興の農政振興対策でございます。平澤議員におかれましてはこれまで営農センターの副会長という大変重責の立場で色々これまでも参画をしていただいております。特に担い手の育成保護と確保と農地の有効利用の現状についてのお尋ねでございますが、ご承知のように農業者の高齢化が進んでおります。地域農業主体的になる経営体の育成が大変重要な課題となっておりますということでございまして、町では農業農村の活性化計画即ちこれは地域複合への道のパート3というふうに位置付けられておりまして、農業委員会、営農センター中心にそれぞれパート3の計画を立ち上げていただきました。これに基づいて現在認定

農業者の育成と合わせて営農組合の担い手法人の育成を進めておるところでございます。この担い手の法人は地区の営農組合と連携をいたしまして、地区の農業主体となって行っている担い手集団であるということでございます。平成17年のこの3月に七久保地区にご承知のとおり有限会社水緑里七久保が誕生しました。それから田切地区では有限会社田切農産としての法人化が設立をされ立ち上がってまいりました。いわゆる営農組合担い手法人そのものであるわけでございます。今後残された本郷地区及び飯島地区においても担い手法人設立が現在進められておるところでございます。次に農地の有効利用の現状でございますけれども、飯島方式による農地の利用調整システムこれによりまして麦や大豆それから蕎麦といった作付けの集団化、それから担い手への利用集積それから地区営農組合とJAの農地保有合理化事業これらを色々と組合せながら農地利用の集積の活用を図ってきて大変大きな成果を上げておるわけでございます。これは全国的には他の模範であるというふうに言われておりますが、現在この流動化の実績は20.4%進んでまいりました。面積的には219.8haという広大な農地がこの流動化によって現在進められております。なお、4地区営農組合の総作業受託をしておるこの実績面積につきましては、642.5haというふうになってございます。それから元気な地域農業を実現するための手立てでございます。町では営農センター活動を基礎といたしまして町内全戸農家の合意と参加を基本に取り組みを進めてまいりました。自立して競争力のある農業の確立を目指しているところでございます。この推進にあたっては先程申し上げました地域複合営農への道のパート3これに基づいて1,000ha自然共生農場づくりこれを目標に土づくりを基本に自然共生栽培作物の生産の普及それから推進を図って、安全で安心して売れる農作づくりを進めてまいります。適地適作付けというこの団地化による大豆、蕎麦の栽培を推進するとともに予算でもお認めをいただきましたように乾燥調整施設の整備を進めて競争力のある産地としての体制づくりを進めてまいります。なお、また高齢者等にも栽培が可能で果樹園の廃園地等もございますし、また遊休農地対策等にもございますので、この有効な作物そして栗栽培に現在取組みをいたしました。町の必要な予算措置でもって支援をしてまいりますけれども、これについては既に8haあまりの作付けが一応実現をしております。計画に基づいて今後更に栗の里づくりによる活性化を進めたいということでございまして、これを加工するお菓子の業者の方も大変この地域を栗作りの里の適地として大変熱を入れて真剣に取組んでおっていただきますので、この栽培の方と加工販売の方とが一体となって飯島の特色のあるものにひとつまた加わっていただければというふうに考えておりますので、ぜひともご協力をいただきたいと思います。更に交流体験の拠点であるアグリネイチャー飯島それから道の駅花の里いいじまの整備により都市との交流が次第にでありますけれども、大変始まってまいりました。今後ともこうしたことも含めて町の活性化に向けて都市交流など重要な取り組みとなってまいります。一層の充実を進めて飯島ファン飯島に本当に来たい人達のファンを少しでも多く増やして交流の拡大を図って、物流の発展を進めていきたいというふうに考えております。最後でございますが、農業経営の基盤強化促進法に触れての当町に及ぼす影響のご質問がございました。農業経営の基盤強化の促進法はお話にもございましたように効率かつ安定的な農業経営を育成するという

目的をもってこれを実現するために農業経営の規模拡大それから生産方式、経営管理の合理化などを進めていくこの意欲ある農業経営者を総合的に支援をすることが目的として改正をされたわけでございます。このポイントが1点目としては、集落営農や個別法人経営の育成、それからその確保による担い手への農地集積に関する内容、それから2点目には耕作放棄地いわゆる遊休農地等含まれますけれども、これが相当程度ある地域においては町の基本構想に定めることによって株式会社等法人への貸付事業の創設が可能になったという点がございます。お話のあったとおりでございます。また3点目に耕作放棄地のこの対策の整備に関する内容を主な改正の内容として今 162 通常国会で改正し成立をいたしております。今後政令規則等の整備を行って具体的な実施の運びになってまいりますけれども、そこで当町ではこの1点目の改正ポイントである営農センター機能の充実と地区営農組合の実践体制によりまして担い手法人の育成及び飯島方式によるこの農地の利用調整を更に図っていくと、もう相当全国に先駆けたこの利用調整のレベルで水準で進んでおられるわけでありまして、これを更に有効法の趣旨を有効活用していくというかたちになります。それから2点目の改正ポイントであるこの遊休農地現在飯島町で約17haというふうに踏んでおりますけれども、この利活用については営農センターそれから地区営農組合あるいは担い手法人の連携によって保全活用の対応が現在見込められておりまして、大変色々な皆さん方にご協力をいただいて方向が進んでおります。したがって法のひとつの考え方でありまして株式会社等への農地の利用権の設定、これについては飯島町は今現在のところ考えておりません。自分達の手作りによるひとつのこの農地利用調整の中でひとつ改善していくというふうな位置付けになってございますので、当然のことながら市町村の基本構想への位置付けは予定はしていないところでございます。なお、また3点目の改正ポイントである今後も農業委員会それから地区営農組合と連携を十分取りながら合理的な農用地の活用に努めてまいりたいと考えております。以上第1回目の質問に対するお答えといたします。

4 番

それでは2回目の質問をさせていただきます。それぞれご答弁をいただきました。町の将来に及ぶこの大きな問題で財政運営に左右されますので、抽象的な答弁になるのもこれ仕方がないと思いますけれども、やはりこの実践計画の中でそれぞれ回答が出た時点でまたしっかりとお願いしたいと思います。今この自治体が持続可能な自立を目指すときこのふるさとづくり計画でこの新たな行財政計画が羅列されておられるわけでございますが、この事務管理経費の節減合理化それから民間委託は先程縷々説明がありましたけれども、この広域処理の推進これあたりが今後ひとつの大きな問題になってこようかと思っております。というのはこの既定経費の節減はこれは容易ではなかろうかと察するわけでございますので、これらの広域処理の推進あたりの問題も視野に入れたかたちの中で色々検討をお願いしたいところでございます。こうした状況にあってこの近い将来この実施しようとしているこの施策についてどのようなお考えか、またこの個性あるこの地方活性化それから循環型社会の形成それからかなり進んでいるこの飯島ですがこの少子高齢化への対応は、今後この町政の中で行政需要のこの重点課題にこれなると思いますが、この税収それから交付税の縮減のもとでこの大変厳しい財政運営指針がこの作成されておられるわけでございます。この重

点経費充当のためのこの行政経費の削減はこれは可能なものなのか、それからこの実践計画の中でこの早急にこの取組むべき先程申し上げておりましたこの組織機構改革や人事管理計画これは計画どおりに進んでいるのか、当初来この町長できるところから取組むそのような姿勢を申し上げておられました。この点についてもう一度お伺いしたいと思います。

それから先程のコモンズの問題でございますが、毎日新聞紙上でこの賑わしております。この選定過程等は先程言ったオブザーバー関係もございまして、これ非常に経過公表を拒んでおるといような感触を受けるわけございまして、この県の市長会それから県の町村会のこの溝が益々これ深まるのではないかと、そんなような様相にあるような懸念をいたします。それで各市町村が納得のいくこの期待に応える公正のものなのか、また必要なサービスができるような改正に向けてこれ町としてもどのような働きをしている所存かこのまま町長の見解を再度お聞きしたいことと、それから先程申したこの2次査定これから始まるコモンズこれ1年じゃないというかたちの中でそれぞれ今度は耕地担当制度の8月から実施に伴うもので、私先程申したこの区のあり方、先程森岡議員の方から説明ありましたこの位置付けについて何かポジション的なものをはっきりさせるかたちの中で、インフラ整備がこれらのものを上手に活用していけるのではなかろうかと、先程申したその県の補助金がカットの中ではこらはいかがなものでありますか。これも町長の所見をちょっとお伺いしたいと思います。

それからこの農業経営者の高齢化によりまして、この農業の将来は明るい展望がないとして農村の雰囲気概して暗いというのがこの一般的でございます。先程申したとおりこの先進国中食料需給率が最低な我が国が現在以上にこの農村を疲弊されるならば、これは農村ばかりではなくてこの我が国自体の在り様が危惧されると言ってもこれは過言ではございません。この飯島町が目指すこの農村地域の推進政策は新たな農業農村づくりに先ほど申したこの1,000ha自然共生農場づくりこれを基本テーマとして地域複合営農の道のパート3この実績を基礎にこの次代に期待されて力強く持続発展していくとともに、この農業と農村を大事にこの活性化していかなければならないと考えるものであります。この農業経営基盤強化促進法この改正またこの本国会で法律が先だって成立しました新しい言葉でございます有限責任事業組合これLLPと申すんですが、これがこれもこの農水省はこの集落営農の活性化を特に進めるために成立したものでございまして、飯島町はこの日本農業大賞受賞以来この活力ある産業としてこの農業農村づくりを進めるために、引き続き組織営農体制を充実しながらこの担い手の確保育成とこの地域の特色を生かした新しい時代の農業推進に町として先程栗の里づくりこれ200万一般会計上してございますが、それらの問題に合わせたかたちの中でこのどう支援して助長をしていくのか、これも再度お聞きしまして2回目の質問を終わります。

町 長

まずこの事務事業の効率化経費の節減というようなことの中で、広域行政幾つかの市町村の中で共同して事務を処理して経費を節減し、効率のよい行政運営をすべきということと全くこれはそのとおりでございます。現在も伊南行政組合の病院経営をはじめとする色々な取り組み、それから広域連合の中では介護保険の認定審査の問題それから一番今大きな課題でありますこのごみ処理のひとつの一元共同化これに取り組んでおられるところご

ございますし、まだまだこれから広域的な視野に立った事業を取り組んでいくということになるわけですが、少しここへきて合併問題等も色々ありまして今後また18年度の4月1日でひとつのまた方向の中で落ち着きの中でこうしたものは更にメニュー的に取組んでいくということは期待しておりますし、またそのことは申し上げてまいりたいと思っております。今後なかなか個々の町村の自立といっても財源的なものもございまして難しい面はやはりこの広域体の行政共同体の中で進めていくということは当然かと思っております。ひとつその対応をしてみたいと思っております。それから新しいふるさとづくり計画の中で基本に改善改革を進めているわけでありまして、これには実践計画を伴ってまた住民の皆さんにご理解を得てというようなことで今実践計画を進めておる最中でございます。それから再三申し上げておりますこの中期総合計画の後期分の計画に合わせてそのことは取組んでまいりますが、この計画策定以降私もお話にございましたようにできるものはもうとにかくお金のそんなかかるものではない、取組んでいくべきであるというようなことをもちまして4月からも幾つかの考え方を述べてまいりました。今もう始めておりますけれども、ひとつには今までも住民の皆さんの声を色んな機会に聞いたりまたご意見をいただいたりというようなことでやってまいりましたけれども、特定な期日を定めてないかたちの中で推移してまいりましたので非常に留守も多かったり電話等というようなことでございましたけれども、実際に顔を見て日を定めてやるこの町長とのホット懇談会もう5月から始めておりまして、過去3回ほど第2水曜日と第4水曜日、第1の方はお年寄りやなんかを対象にしたこの昼間の時間帯それから第4の方水曜日は夜間に開催をして、これまでももう5、6人ですか色々来ていただいて有意義な懇談会をしておりますけれどもそうしたこと、それからこれまでも自由にまた町長なり町の方へも電話でも手紙でも何でもかたちでお願いしてまいりましたけれども、これもひとつの様式を定めて町長への直接意見を述べるあるいはご意見を聞く手紙とかたちでこれも4月早々からスタートしてまいりまして、かなり多くの今色んなお便りをちょうだいしております、すぐ対応できるものまた今後の課題のもの、それでできるでけそうのご意見をいただいた方にはどうかたちにしるこのことが分かりやすく、またご返事ができるようなかたちで今職員を通じてできるだけご返事をしておるような状況でございます。それから更にはまた住民の皆さんとの利便性をあれた住民ポストのことも、ことは小さいかもしれませんが、ある程度の利便性を入れながらこれも予算を認めて先般いただきましたので早速その設置に取りかかって様子を見てまた増設も考えていくとかたちになろうかと思っております。それから8月から予定をしておりますこの職員の耕地派遣制度担当制度でございます。これも近々総代さんをお願いして色々ご意見いただきながらとにかくスタートして地域に皆さんとのコミュニケーション職員とのパイプというものを十分持ってそれが行政の組織としての非常に風穴が通るような方向で考えていきたいということでございますので、これも実現していくように今現在予定しております。その他色んな大きな課題色々あるわけでありまして、これはもう少しの時間をかけながら財政の問題も伴いますし、それから住民の皆さんが本当にそれを取り入れてくださって共通の認識の上でこの町づくりができるかどうかということもございまして、ぜひひ

つつ自立を選択した以上住民の皆さん方のひとつの目線もそこに当てていただいて共々にご協力いただきたいというふうに思っております。

それからコモンズ支援の問題でお話にございましたように行政の仕事も勿論でありませぬけれども、地域にこの根ざした非常にユニークな身軽なところからこのそれが全体として相乗効果の出るようなこの地域の取り組みに対してのこのコモンズ支援金というのが非常に大切だと思います。型にはまったものだけでなくでございまして、その辺も県特に知事さんの方も強い思いがあるわけございまして、できれば今後は色んなかたちで呼びかけてPRをしながらそうした取り組みをぜひ地域の団体なりサークルなりこれはひとつのルールの範囲内に限られるわけでありませぬけれども、活用いただくように私も期待しております。ただ区や耕地のインフラ整備に道路や河川や水路だというようなことのハードな部分について、ハードという部分もあるわけでありませぬけれども、ちょっとその辺についてはメニュー的に定かではございませぬ。今担当課長の方から補足して申し上げますけれども、少し厳しいかなというふうな実感はしておりますけれども、その他のこのコモンズの支援金の中で地域で取り上げていただくことは非常に多いだろうと思っておりますので、またPRしてまいりたいと思っております。

なお、また農政問題で平澤議員ご承知のとおりであります。町はこの営農組織というのが組織営農というのが非常に全国的にも先進地として捉えてその実績を残してきておるわけございまして、特に営農センター営農組合が中心になったこの営農企画の問題や、それからまた農地の利用調整の問題、機械利用の問題それから今度の一部法人かも含めてそうでございます。非常に全国的にも観たる位置付けでもって歩んでまいりました。このことが新しいまた法律とも十分連携しながら早くして更なる町の農業振興のために非常にこれは町の財政問題との中で農業をどうするかという問題とはまた別個な時限の問題もございまして。そういう意味で農業農工商これはそれぞれの連携しながら切っても切れないそれぞれの立場にあるわけございまして、ひとつ更なる担い手の育成も含めた農業振興のためにも意を注いでいければならないというふうに考えております。以上2回目のお答えとさせていただきます。

企画財政課長

それではコモンズ支援金の関係で申し上げたいと思っておりますけれども、先程申し上げておりますようにこの県本庁採択分の特別分の中に事業例として色々内容を示した資料があるわけございまして、その中に協働型の町づくりということで例えば田直し、道直しなど住民と協働で進める基盤整備という項目はございまして。ただその最初の部分で先覚的でモデル性の高いもの、効果が広域的なもの、県事業との協働性が高いものとかいうふうに言われております。したがってそこを踏まえてどのようなこの位置付けがその事業に位置付けができるかということで採択順位が決められるのではないかとこのように考えております。また、地方事務所採択分、一般分と言っているんでありますけれども、これにつきましても上伊那地方事務所では独自のこの採択の枠を順位を決めておまして、分権型社会形成事業、共生型社会形成事業、循環型社会形成事業、それから地域活性化事業とこれに重点的に配分しますよとこのように言っております。また、上伊那の枠と言いますか配分額でございますけれども、報道によりますと4,970万円、4,970万円

を10市町村あるいはその以上の団体で割り振るということでございまして、例えば15年度16、15その前までは地域づくり総合支援事業という名称で言っておりました。15年度その地域づくり総合支援事業の上伊那へ配分された額が4,840万円であります。ですのでそこらを見なすと過度な期待はいかなものかなという思います。以上であります。

4 番 それでは最後の質問をさせていただきます。自立の道を選択してももう早くも4ヶ月目へ入ったわけでございます。財政等厳しいこの状態の中で多岐茫羊とは思いますが、行政運営及びこのサービスのあり方についてこの多数の住民がこの強い不満を感じていることはこれは明らかでございます。それで町民の皆さんにこの分かりやすく納得のいく説明が必要だと思っております。先程町長この5月から行われている町長とのホット懇談とかその町長への手紙、これは本当にある一部の住民に過ぎないと思うんです。それで多くの住民に納得理解を求めるためにはこの今後このどのような手法それから周知しようとしておられるかちょっと最後にお聞きしたいと思います。それでまたこの飯島町の将来を考えたこの健全な財政運営の実現に向けたこの積極的な取り組みこの町長の決意をお聞きして質問を終わります。

町 長 自立を目指してスタートをしたこの飯島町、今後ともふるさとづくり計画の中では色んなかたちの中で住民の皆さんとの意見を重ねながら歩んできた経過がございますけれども、こうした段階に至りまして更にまた中期総合計画のひとつの策定作業の段階、それからふるさとづくりの実践計画の肉付けの問題色々あるわけでございますので、手短なこの耕地担当制度等につきましては、この15日の日に区長総代さんをお願いして内容説明しながら少し触れて申し上げていかなきゃならないと思います。9月にはだいたいその辺の新しい実践計画の内容というものが煮詰まっておりますので、各地区ごとにまた説明会をもってですね周知をしてご意見を聞いていくということでございます。また中期総合計画を進めていく作業の中でも一般の皆さん方にも入っていただいて、そしてそのご意見を聞いた中で分科会方式の中で特に町の厳しい自立の中ではありますけれども、その故に人口増、活性化、振興対策というものをひとつ意見交換しながらやっていくという方向になっておりますので、引続いて色んなかたちでその他にも出前講座やまた言っていただければいつでもまた理事者担当それぞれ説明の機会を各かではございません。そんなことで進めてまいりたいと思っております。一にも二にも自立をしていく上で更なる活力を目指していかなきゃならない、人口をどうする増をどうするのか、それから企業導入あるいは住宅政策の問題含めて十分にまた中期総合計画あたりの分課会の段階で検討していただくということで、私からもぜひお願いしてそのことを議論を深めていただくように考えてまいります。よろしくお願いたします。

4 番 終わります。

議 長 ここで休憩をとります。再開時刻は3時15分とします。休憩。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

議 長 休憩を解き、会議を再開します。

一般質問を続けます。10番 松下寿雄議員。

10 番 それでは最後の質問者になりました。町長大変同じような質問が繰り返したわけだし、疲れておるとは思いますけれども、また私も同じような質問をするはめになって大変恐縮な面がございますが、よろしくお願いたします。大きく分けて1つとして行財政運営について、2として財政の確保とその対応は、3つ目として伊南バイパスの現況についてお尋ねをいたします。

市町村合併も意向調査によりまして飯島町は自立に向かって17年度の行財政運営の執行に入っております。地方分権に対する行政運営は町民の多くの声を求め、官の時代からまさに民の時代と社会環境の変遷に伴い自治体は自己責任において後退することなく行政運営を図ることがもっとも理事者としての責務であります。それには住民の生活を守り地域の産業活性化の推進を図らなければなりません。小泉内閣は地方分権推進法のもとに更に第2次の合併を推進し、三位一体の改革を推し進め補助金制度を交付金として削減し、税源移譲、地方交付税の見直し削減を図ろうとしております。国地方を合わせた債務残高は今までも繰り返し言われておりますように730兆円、また一説には1,000兆円とも言われておるのが現状でございます。それがために国は安定財政計画として三位一体の改革、市町村合併を推進し、合併した市町村には合併特例債を合併しない自治体にはより以上の地方交付税を削減していく、これが政府の方針かと思われま。しかしながら伊南市町村は自立の道を選択したのであります。国は景気は回復しつつあると言っておりますが、地方は決して国が示すような経済状況ではありません。国県においてもまた自治体を含め厳しい時代を迎え当町においても17年度予算編成をされたかと思っております。町の決算の中で13年度町税は約12億円、地方交付税約18億円が16年度では町税が約10億円地方交付税約14億6千万円かと思っております。その対比を見ましても財源の減少は明らかであります。一方財政需要は高まり福祉の充実、子育て支援、環境整備、公共下水道整備事業等住民の要望に対する対応するには財政上大変厳しいものがあると存じます。国県地方ともに厳しい財政事情を背景に飯島町第4次総合長期構想が計画され、更に中期総合計画前期が策定をされております。まさに新世紀に向かってみんなが作る自然豊かなふれあいの町を目標として各種の事業の推進にあたり実施計画により行政運営に努められて今日に至っておりますが、第4次総合計画に基づく前期計画の実施状況はどうであったのか。また評価をどうされておるのか町長のご答弁を求めます。町ではこれから基本構想の後期にあたる中期総合計画を策定するにあたり既に計画されております飯島町ふるさとづくり計画がありますが、先程も同僚議員からの質問にありましたように整合性をどのようにもっていくのか、実施計画で見直しをしていくようになると思っておりますが、中期総合計画を優先していくのか、それともふるさとづくりを基本にしていくのかお伺いをいたします。そんな中で先頃日銀松本支店は県内の4月の主要経済統計をまとめた最近の県経済動向を発表しておりますが、総論で県内経済は全体としては回復に向いつつも足踏み状態が続いていると慎重な見方をしております。景気動向指数を見ましても景気を大きく押し上げる要素は見えませ。今後こうした厳しい経済状況、社会情勢の中で飯島町の行政運営をどのように施策対応するのかお伺いをいたします。

2として財源確保とその対応についてお伺いをいたします。先程も申し上げましたが、経済環境は厳しいものがあり法人税の落ち込みそれらによる失業者は増加し、所得税の減少と町民税自主財源の確保が難しい現況かと思われま。一方歳入不足の中で一般会計からの特別会計への繰出金は約4億2千万余円、伊南行政組合、上伊那広域行政組合への交付金は1億円以上に上がると思われます。また歳出面で最も憂慮すべき人件費、扶助費、公債費、補助費等がありますが、行財政運営で十分配慮しなければならないと思っておりますので、その対策として行政改革を強化して町長は機構改革を10月頃と発表されておりますが、また各種補助制度の更なる見直し改善を図る必要があると思われまますがどうお考えをお伺いをいたします。また財源確保の面で少子化高齢化が進む中で自主財源の確保をどのように考えているのかその施策についてお伺いをいたします。少子化率1.29と言われておりますが、飯島町のここ3年間の出生数の推移をお伺いをいたします。また、直近の高齢化率はどのくらいかお伺いをいたします。また、予算の執行上最も必要とする財源であります、3月議会でも取り上げましたが、町民税、固定資産税、国保税その他諸税についての滞納額が増加しているのが問題であります、過年度現年度含め内容状況について執行状況、対応策についてお伺いをいたします。納税は町民の義務でありますので、適切な法定処置が本来はなされなければなりません、税法上の処分方法で執行を考えているのかどうかもお伺いをいたします。

3つ目といたしまして伊南バイパスの現況についてお伺いをいたします。昨年1月19日の知事発言で一時はどうなるかと心配されました伊南バイパス飯島工区も地権者の方はもとより地元関係者、商工会等の皆様方町民の熱意により知事発言を撤回することができ、現在本郷地区の用地買収に入っているのが現況かと思われま。今後本郷飯島田切地区の状況についてどのように進めていくのかお伺いをいたします。とりわけ地権者、周辺の住民の方々は関心が高く、また心配をしておるのが事実でございます。当然地元説明会等頻繁に行っていくものとは思いますが、予算の執行状況により予定も変更を余儀なくされる場合も想定されるわけですが、そのようなことのないように願うものであります。先頃は飯島地区内景観形成協定認定交付もされまして、地元の期待も高まっております。このバイパス問題は単に飯島町の問題だけではありません。上下伊那を結ぶ大動脈であり、今後の経済発展また災害時の緊急道路でもあります。また飯島町の発展のためにもアクセス道路の整備も町の責任において限られた予算の中ではありますが、着実に進めていかなければならない問題だと思われま。町長のお考えをお伺いをいたします。これで第1回の質問を終わります。

町長 それでは本日最後の質問である松下議員の質問にお答えをいたします。松下議員からは行財政運営の問題それからそれに対する財源の確保の問題それから伊南バイパスの現状ということで3つのご質問をいただきました。

まず最初の行財政運営の中での基本構想中期総合計画の対応についてであります。中期総合計画の策定それからまたふるさとづくり計画との整合性これらについては、宮下議員はじめ何人かの議員のご質問にもお答えをいたしましたけれども、飯島町では平成22年この22年度を目標とした第4次長期構想を平成13年度からスタートをいたし

まして、同時に策定した前期の5カ年にわたる分中期総合計画でございます。これは13から17年度今年で一応5年が終了いたします。これによりまして具体的な事業を推進をまいりました。本年度において18年度から22年度までの後期5カ年の中期総合計画を策定してまいるという再三申し上げているとおりでございます。そこでこの最初の5年間の中期総合計画が終了をするについて、これまでのこの事業実績と申しますか事業内容それからその評価はどうかというご質問を最初にいただきましたのでお答え申し上げます。現在の中期総合計画に基づいて町づくりが始まって間もなくこの地方分権に伴う三位一体改革の影響で当町における財政計画は大変厳しい方向での見直しを余儀なくされました。その結果徹底した経費の削減を図るとともに、優先度によって事業を絞り込んで実施をしておる状況でございます。この結果、この計画期間中に実施をできたもの、あるいは着手をしたものそれから当然のことながら未着手のものもあるわけでございます。様々でございます。前期の中期総合計画の中で計画した多くの事業については、住民の皆さんとの合意のもとに計画に沿って進めてまいったところでございます。基盤整備の面から申し上げますと、懸案だった国道153号の伊南バイパスあるいは竜東線の整備に着手することができました。それから幹線道路の整備に向けてこれらの着手ができたということでございます。その一方で下水道事業の関係では処理地区のエリアの見直しを行いながらも七久保公共下水道に昨年より着手をすることができました。全町水洗化に向けての基盤整備の仕上げの段階に入ってきておるということでございます。なお、また一方で老朽化した町営住宅の建替えについては、財政面から遅れておるのが現状でございます。また、福祉面では福祉サービス全体を見直す中で真に福祉を必要とする人に対して支援ができるよう制度としての福祉の充実を図るように転換をまいりました。また、保育園については保育サービスや子育て支援の充実という行政改革の観点からも含めて東部保育園の再編整備に着手をし現在進めておるところでございます。なお、また産業面では特に農業面では営農センターや地区営農組合を中心とする地域複合営農の充実を図るとともに、道の駅アグリネイチャーなどの基盤整備と相まって都市と農村の交流が活発に進められてきておることでございます。なお、懸案の久根平工業団地大変長期経済低迷の中で売却できなくなりましたけれども、最近企業進出が決定をいたしましてこの点雇用や経済などの多面的な効果が期待をされるところでございます。前期計画の中でも住民参加と施策等を位置付けまして、住民の参画をお願いしてまいりましたけれども、住民との行政の意識が必ずしも一つになっていなかったという課題として受け止めておりまして、今後は協働の町づくりの目標を明確にしながら住民の皆さんと行政が対等の立場で協力し合いながら協働の町づくりを進めていく必要があるというふうに認識しております。したがって前期計画の実施状況全般につきましては、現在所管課で施策ごとに何をどの程度実施してきたかをまとめておる段階でございます。またより次第公表してまいると同時にこの前期計画の評価については今度新しい中期総合計画の策定にあたって実施をいたしました住民意向調査これにもうその項目を設けさせていただいておりまして、各施設に対する満足度あるいはその重要性についてそれぞれ4段階評価でもってお答えをいただくように設定してございますので、これもまた職員の達成度の評価検証と合わせて総合して施策ご

との評価として今後明らかにしていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。そこでご質問でございました中期総合計画の今回の策定にあたりましては、素案づくりのワーキンググループとして7つの分科会を設置して十分な検討を行って最終的には素案をもって基本構想審議会に諮問を申し上げ答申をいただいて18年の2月末に計画策定ができるように進めてまいりたいと思っております。今回の計画策定にあたっては、新たな試みといたしまして素案づくりの段階から住民参加をいただくということで再三申し上げてまいりましたが、このことによって住民と行政が信頼し協力し合って町づくりを進めていくことをお願い申し上げる次第であります。次に今後の財政計画と諸施策をどう進めるかについての点でございます。お話にございましたように今後の行財政運営を考えると最近の地方自治体を取り巻く厳しい環境十分考慮に入れて判断をしていく必要がございます。特に小さな自治体が地方分権時代に対応した行財政運営を行うことは、行財政基盤の面でかなり厳しい状況にあるんだということは認識をいたしております。またこのことは今後自治体間の格差が今まで以上に生じることも想定されますし、そのことで行政サービスがあれもこれもと他市町村と同じようにというようなわけにはなかなかいかない時代を迎えてきておるわけでございます。当町では既にお示しをしたふるさとづくり計画を基本にいたしまして大規模な行財政改革を進めてまいりますけれども、改革には住民との協働が不可欠となります。再三申し上げているとおりでございますけれども、住民の皆さんにも積極的にこの町づくりに参加をいただいております。そして町をよくするために町を元気にするための提言や行財政運営に対する建設的なご意見をぜひお寄せいただいております。一緒になって町づくりを考えて実践をいただきたいように思っております。それと同時に区や耕地を通じての魅力ある地位づくりにも積極的にそれぞれの住民の立場でぜひ参加をいただきたいというふうに思うわけでございます。なおまた、行財政改革を推進するにあたりましては住民サービスや各種の補助制度これの見直し削減というものがお話にございましたように当然避けて通れないことございまして、住民負担の増加を伴うこともぜひひとつご理解をいただいております。高率な機構改革につきましても9月までにはその内容をお示しをして準備時間を経て新年度の4月から実施の方向で計画を今現在進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。なお、今後は新しい厳しい行財政改革を進めながらポイントを絞ったこの諸施策の展開というかたちでの行財政運営なるかというふうに考えております。次のふるさとづくり計画とこの中期総合計画の後期分の整合性をどう図るのかということで宮下議員の質問にもございましたけれども、もう一度申し上げたいと思っておりますが、この位置付けにつきましては中期総合計画は基本構想実現のために取り組むべき施策を具体化体系化した町づくりを基本にしていくという基本計画でございます。この一方で昨年策定をしたふるさとづくり計画は基本構想あるいは中期総合計画に沿った持続可能な町づくりを目指したこの行財政改革を中心とした計画であるわけでありまして、いずれもこの目標年度は平成22年ということで一致しておるわけでございますが、位置付けからいくと中期総合計画が上位計画というふうに位置付けられることになるわけでありまして、ただふるさとづくり計画はこのふるさとづくり審議会を設けて、また耕地単位の住民懇談会を開催を重ねて十分な検討

の末に策定答申をいただいた計画でございますので、今回中期総合計画を策定する上にも当然このふるさとづくり計画を基本とすることが合理的であり効率的であるというふうに考えます。したがって今までの中期総合計画では、ふるさとづくり計画で審議された事項については極力重複審議を避けて重点課題に絞った審議をしていただくというふうに考えておりました。具体的にはこれからの町づくりの基本である協働の町づくりそれから人口増対策、地域の振興活性化対策のこの3点、町の将来の活性化の方向に結びつくような基本的な重要な3点がこの審議議論の中心になろうかというふうに考えております。したがって何回も申し上げますように最終的には新たに策定をする中期総合計画とこの今あるふるさとづくり計画は必ず整合性がとれるようにこの時代的背景を伴った整合性を取れるような配慮をしていかなきゃならないというふうに考えております。

次にこの財源確保の対応の問題でございまして、最初に税等の公共料金の滞納状況のご質問がございましたので、概略私の方から申し上げてまたお願いしたいと思います。現在の滞納の現状につきましては、町税それから保育料、介護保険料、それから住宅料、上下の水道料金それから学校給食費を含めまして年度末16年3月の末これ出納閉鎖を伴っておりますので実質的にはその整理をした5月の末というかたちについて先日になるわけでありまして、総額で7,600万円少し余というかたちの滞納となっております。この滞納額の内、約7割の5,200万円を町税の滞納が占めておるということで、行財政運営に大変大きな課題であり問題でありたいへん厳しい状況にあるということでございます。また、この町税の収納率につきましても納税者この意識の変化と申しますと最近の経済状況も色々影響しておるわけだと思っておりますが、そうした影響で年毎に低下しておる大変厳しい状況これは全国的にそういう傾向であると思っておりますけれども、当町もそうした例に違わないわけございまして、厳しい状況が続いております。こうした中で町では何とかして少しでも滞納額の減少を図るために各課所管のそれぞれの問題課題についての対応はもとよりでありますけれども、組織としては助役を中心にした関係課によるこの収納対策会議これを組織して徴収率の向上に努めておるわけでございます。関係職員本日に折々にふれた一丸となったこの必死になっての日夜にわたるこの努めてこの滞納の解消に向けての努力もぜひひとつご理解をいただきたいと思いますけれども、なかなか少しずつ効果は上がる面もありますけれども、現実には厳しいということで先程の年度末出納閉鎖後の滞納額の累積になっておるというかたちでございます。その上で更に今後は地方税法あるいは法律的にはこの国税徴収法という厳しい法律があるわけございまして、これに基づいた財産の調査それから差押さえ等の強制徴収の厳格な適応も含めてこれまで一部実施をしてきておりますけれども、そうしたことも含めて収納対策の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。なおまた、納税者の納税しやすい環境づくりや収納強化の体制に向けての検討を引続いて色々な手を考えて重ねてまいりたいと思っておりますが、ぜひこの納税意識等にかかる問題から始まってですね、これからの町づくりに向けた住民の皆さんのご理解を税のあるいは公共料金の公平性平等性という観点からもご理解をいただいております。ご協力をお願いしたいなというふうに思っております。なお、ご質問にございました過年度、現年度別、区分別の状況等あるいは税法上の具

体的に処分の内容等については担当課長の方から申し上げたいと思いますし、それから町の活性化人口の問題に絡んでの最近におけるこの町内の出生率それから高齢化率等につきましては、それぞれ担当課長の方から補足してお答えをさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

次に伊南バイパス 153 の問題でございますが、3 地区の現況と用地買収それから工事の進行の今後の課題ということについてでございます。ご承知のように 153 号伊南バイパス建設事業につきましては、昨年 4 月田中知事との懇談において最終的に飯島工区の事業再開が確認をされたところでございまして、それ以降国土交通省の飯田国道事務所の全面的なご支援のもとに関係者のご理解とご協力をいただいて本日まで順調に、順調と申しますか少し色々ございまして遅れた面もございましたけれども、もとの計画に沿った事業の推進が現在進んでおるところでございます。ご質問の 3 地区の現況についてでございますけれども、まず本郷地区については昨年 1 月に用地単価の確認書の調印が全地権者と間で執り行われました。念願の用地補償買収がスタートをしたわけでありまして、そして今年の 3 月までに本郷地区全体の約 15%、5,000 m²分の用地が国の単費で買収になったわけでございます。更に今年度 17 年度は国が用地国債 5 億円を投入いただきましてこの 6 月から町の土地開発公社による用地の先行取得方式で本郷全体の 70%にあたる約 27,000 m²の用地買収に現在入っております、また残りの 4,000 m²分につきましても引き続き残り 18 年度において買収してまいる予定でございます。次に飯島地区でございますけれども、昨年 1 年間事業が足踏み状態になっておったわけでございますが、本年度は地元対策委員会との設計協議を再開するとともに、各地権者の皆さんとの個別協議も積極的に進めてまいる所存でございます。色々今打ち合わせをしていただいている最中でございます。更に建設につきましても、県道の飯島停車場日曾利線いわゆる日曾利線までを一つの区間として用地測量と補償物権の調査に入っていた年度内には用地単価確認書の調印にこぎつけてまいりたいというふうに考えております。そして 18 年度には飯島区においても本格的な用地買収がスタートできるよう努めてまいる予定でございます。続いて田切地区の状況でございますけれども、一昨年の 5 月に地元対策委員会に対して予備設計の説明会を開催をして以降事業は一時中断をしておるわけでありまして、今後本郷飯島地区における事業の進捗状況に合わせて地元との設計協議に入らせていただく予定になっておるわけでありまして、今後の用地買収や工事の進行と課題でありますけれども、用地買収につきましては今後も引き続き国で用地国債をセットしていただきまして順調に、順調と言うかなかなか国の公共事業もマイナスシーリングの中で厳しいわけでありまして、ほぼ計画通り伸びていくものというふうに期待をしておりますし、そうした感触も得ておるわけでありまして、工事のその着工時期につきましては昨年の 6 月の議会においてご説明申し上げたとおりこの駒ヶ根工区を優先して投資効果を上げたいということの意向がございました、駒ヶ根工区は平成 19 年度末までに全線供用開始をさせて、飯島地区への工区への工事着手につきましては平成 20 年度を目安に本郷地区から入っていただく見込みであるというふうに言われております。今後の課題といたしまして投資的効果をできるだけ早く上げるというような意味からもバイパス建設事業の進行に合

わせて街中を走る現国道 153 号との結ぶアクセスの道路を整備していくことが大変大きな課題であるわけでありまして、この伊南バイパスの建設事業は自立の町づくりを選択した今日においても将来の町づくりの欠かせないこの一大プロジェクトであり重要な位置付けであることは変わりないわけでありまして、伊南バイパスの早期全線開通のために町の幹線アクセス道路の整備が大変重要な課題となってまいりますので、大変厳しい状況にあるわけでありまして、今後町民の皆さんと十分協議をしながらこの整備を進めてまいりたいというふうに考えております。以上 1 回目のお答えを申し上げてまた細部の数字的なものにつきましては、担当課長の方から説明させていただきます。よろしくお願ひします。

住民税務課長

税の税目別それから現年度、過年度別について少し申し上げてみたいと思います。現年度と言いますと当然 16 年度の滞納金額でございますし、過年度と言いますと 15 年、14 年、13 年と過去のものでございますけれども、まず個人住民税でございます。現年度が 402 万 626 円それから過年度分が 704 万 6,054 円、法人税でございますけれども、現年度が 10 万、過年度が 19 万 2 千、固定資産税でございますが現年度は 869 万 1,500 円、過年度分が 1,243 万 7,390 円、それから軽自動車税が現年度 22 万 9,400 円、過年度が 36 万 2,200 円ということで、単純な税だけでいきますと 3,307 万 9,170 円ということになります。それから国保でございますが、国保税は現年度が 907 万 3,100 円、それから過年度分が 991 万 7,200 円ということで、1,899 万 300 円というのが現状でございます。ですので両方、税と国保を合わせますと 5,206 万という数字になってくるわけでございます。なお、滞納処分等の法律に基づいてやっているかというようなご質問でございますが、当然それが基本でございまして滞納処分をするときには国税徴収法に基づいて、その他のものについても地方税法に基づいて処分いたしておりますし、不納欠損執行停止というようなことをやってまいっております。現況としてはそういう現状でありますのでお願ひいたします。

保健福祉課長

それでは飯島町の過去 3 年間の出生の数につきまして説明いたします。14 年度は 79 人、15 年度 81 人、16 年度 51 人というようになっております。次に高齢化率でございますが、14 年度が 26.02、15 年度が 25.75、16 年度 25.98 以上になっております。以上です。

10 番

それでは第 2 回目の質問をいたします。苦しい中でも長期総合計画の前期がだいぶ事業執行が成されて良かったという面もありますけれども、その反面平たく言うと町の借金もそれに従って増えておるとそういうのが現状でございます。これからの行財政運営が益々厳しくなるなどということを実感をしておるところでございます。そんなことで財源の確保ということで 2 回目の質問をいたしますが、先程も町長言われました人口対策とか色々手を打っておるのが事実でございますが、なかなか宅地開発を行っても今までは、まあまあそこそこ順調にさばけたという面がございますけれども、なかなか開発をしても短期には売れないというそういう現状が続いております。非常にまた財政の面では圧迫をする面があります。そんなことで何としてもやっぱり若者定住対策それから今までも同僚議員からも色々色々質問があったり説明があったりようにこの風光明媚な飯島町をど

うやって売っていくかそういうことがこれからの課題になるわけでございます。そんなことでぜひ生産人口を増やす若者が定住化されるようなぜひ政策を考えていただきたいとそんなことを考えるわけでございまして、それにはやっぱり優良の宅地開発と言いますがそういうことをやっていかなければならないのでは、もうある程度そういう開発はもう民間に任せてやっぱり民間のノウハウを生かした中でむしろ任せの方が町としての財政負担が伴わないのではないかとそんなふうに考えておりますので、発想の転換をしてやっぱりこれから自立の町づくりに向かっていくのが重要な課題ではないかとそんなふうに思われるわけでございます。それにいたしましても町には公共住宅ストック総合計画住宅マスタープランまた飯島町都市計画マスタープラン等あるわけですけれども、なかなかこのふるさとづくりの計画を見ましても実行なかなか不可能かなという現実問題としてはそういうふうに憂慮をされるわけでございますけれども、ない袖は振れないと言ってしまえばそれまでですが、それを何とかやりくりするのが行政のトップの責任でもあると思われまします。これは住民と一丸となってやっぱり知恵を出し合い苦しくとも自立を決めた限り新しい町づくりを進めていく責任があります。改めて町長の決意のほどをお伺いをいたします。また先程も町長ご答弁にありましたように懸案だった久根平の工業用地も優良企業の進出が決まり1日も早い操業を期待するものであります。なお、お聞きするところによりますと飯島町へまだ進出したいというような企業もあるやにお話を伺っておりますが、その点差し支えがなければお聞かせを願いたいと思います。町民として協力できるものは協力すべきだと思いますのでお伺いをいたします。先程質問で出生数をお尋ねいたしましたが、お聞きのとおりでございまして79人、81人また平成16年は51人というこの出生数で驚くべき数字でございまして、何か特殊要因があったのかお伺いをしたいと思います。また高齢化率も26%まさにこれ4人に1人が65歳以上ということでありまます。当町では人口減少の先例を切っておるように思いますが、若者対策をどのようにするこの問題は飯島町独自だけで考えて解決できる問題ではありませんが、国はもとより広域行政また各企業の協力を得る中でやっぱりこの少子化対策に何とか歯止めを打つべく対策を考えていかなければならないのではないかと私は考えますが、町長どのようなお考えをお伺いをしたいと思います。

滞納についてお聞きをいたしました、3月の時点で前課長それからお話がありましたが、500万余円徴収できたというお話でございましたが、その努力は多とするものでありますが、滞納額の推移をみますと年々1,000万近いぐらいの増加をしているのが現況かと思われまします。だいたい税収の7、8%が滞納ということになります。この繰り返しをしているのでないか、そんなふうに私は考えております。町民もこの問題に対しては非常にどんな対応をするのか関心を持っております。税の徴収方法にも私は問題があるのではないかとそんなふうに考えます。振込み納税、間接納税をやっぱり考え直して、また直接納税等色々方法を考えてみたらどうか、そんな時期に来ているのではないかと私は思います。やっぱりこの行政コストの問題もありますけれども、やっぱり税に関しては国民、町民等しく納税義務があるわけでありまますので、税金は私は原則として1円まで徴収する必要があると思ひます。未納者には状況を的確に判断した上で対応し、徴収するのが行政とし

ての責任ではないかと思ひます。町長そのあたりをどのように考えておられるのかお伺いをいたします。

バイパスの問題でお尋ねをいたします。私も本郷地区の地権者の方々と接触する中で異口同音に大変なことだと言っております。中には153号線で2回も当たってまいったという方もあります。無論補償問題抜きには語れませんが、地権者の方々の気持ちも十分理解する中で対応をしていただくようお願いするものであります。町長ご存じのように私達議員も過日東京まで出向き伊南バイパスの早期着工、早期の完成を要望書として国土交通省、道路局長谷口博昭氏に直接渡してきたところであります。町長の所見をもう一度お聞きしたいと思ひます。

それから後先になります、行政改革機構改革の問題であります、これはより一層行わなければならない問題だと思っております。今誰もが行政も民間感覚でと盛んに言われておりますが、行政の目的は利潤の追求でも利益を上げるのが目的ではありません。職員自ら意識改革に取り組んでいってもらわなければならないと思いますが、今のように住民がこぞって役場職員がダメだダメだダメだというだけで批判を受けておりますが、正直120人から職員がいれば当然ながら多少能力が一定というようなわけにはいかないとそういう職員もいるのも事実だと私は思ひます。私はしかしながら大半の職員が一生懸命やっていると思ひます。みんなで寄って集って袋叩きをするのではなく、住民のために頼むぞとそういう意見があってもいいのではないかと私は職員のモラルハザード士気を高めるためにもそういう言葉も大事ではないかと私はそう考えております。それから行政のスピード化ということが言われておりますが、今のように住民の声を聞いてまたあらゆる審議会を通じて政策立案をしていくには、ある程度の時間がかかってもやむを得ないのではないかと、即決即断でやれば町長議会が行政指導でやって私達の声を聞かないと言われるわけがあります。自立に向けた町づくりは住民とのコンセンサスをとっていかなければと考えられます。行政のスピード化は時代の求めるものでありますけれども、また住民の声をきちんと聞いていかなければならない責務もあります。町長として大変だとは思ひますが、今後の行政運営について大変だとは思ひますが、町長職員一丸となり新たな自立しえる町づくりに邁進をしていただきたいと思ひます。今一度お伺いをいたしまして私の質問を終わります。

町長

2回目の質問にお答えをいたします。自立を選択をしたこの飯島町にとって行政改革のみ行って町を運営していくことではいけないんだと、当然その中には厳しい試練を耐えながらも何としてもこの活力ある地域としての町づくりをしていかなければならない、再三申し上げているようにまったくの同感でございまして。そのために色々新しいまた活性化対策というものを考えながら人口増の問題、企業導入の問題それから若者が来てくれるようなそうした住宅はじめ職場の確保、働き場所の確保等も含めて総合的にやっていく必要があると思ひます。特にまたこれからの少子化現象というものに対する歯止めの問題非常に心配をしておるわけでございまして。全国的な傾向の中でありまます。これは一行政のみでこのことに対応できるものでは決してございませぬ。無論細かいきめ細かい子育て支援的なことは施策としてやっていかなければならないわけでございましてけれども、全体とし

て国がこの減少化に歯止めがかかるような施策というものは国レベルのひとつの大きな施策の中でやっていくと同時に、やはりこれは後世に対する今我々の住んでいる者の生きる者の考え方として次世代を担う人達への思いをその辺を十分考えていただきながら、子育ての問題、少子化の問題については考えていかなきゃならない、非常に難しい問題でございますけれども、私はそのように考えております。町としましてはできるだけきめ細かい子育て支援についても今後とも継続して実施をしてみたいというように考えております。それから今後の行政運営のことで非常に厳しい状況だけれども、町長の決意を再度ということでございます。もう何回も申し上げてまいりましたけれども、厳しいこその職員と一丸となって色々と職員の中にもこの考え方の違いまた仕事の能力の違いあるわけでありまして、それらを全部ひとつのひとつの一丸となった考え方の中に全体の地域の奉仕者であるという原点にもう一回立ち返って、そしてそれぞれの責任を果たして地域とのコンセンサスを築きながら色んな考え方の中で今後やっていく所存でございますので、どうかひとつまた見守っていただくと同時にぜひひとつ忌憚のないまたアドバイスなりご忠言をいただけたらというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。具体的な問題で企業進出の問題、企業の導入それから住宅施策等はもう民間へというようなご意見もございました。確かにそのとおりでございます、ただ今後の活力になるその企業導入等については大きな行政の枠組みの中でやはりこれは汗を出していかなきゃならん問題でございます。同時にまた住宅の分譲事業等につきましては、非常に民間がこうしたことを住宅建設も含めて盛んに取り込んで今事業推進をしておりますので、この辺はやはり次の今後の考え方については民間活用こういうことがむしろ早道であるというふうにも思っておりますので、その辺のところは今後の中期総合計画色々また作っていく上でその位置付けを考えてまいりたいというふうに現在研究中でございます。具体的に企業がまた更に飯島に進出というようなことのお話ということであります。ひとつ赤坂地籍の工場の跡利用とかたちでこの近隣の工場でございますが、新たな事業の取り組みということで全国発信していく場合によっては国外、国際的な事業運営の中でこのユニットハウスの工場がくることになりまして、この間ご挨拶いただきました。だいたい図面等も見していただいております。今後早急に立ち上げて10月頃にはひとつの方向として全国展開する中でひとつのこの飯島町を拠点にして事業展開していきたいという大変ありがたいお話もお聞きしておりますので、ぜひ期待を申し上げますと同時に必要なまたできうるご支援をしていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、ちょっと今日のところはその辺のところではひとつご報告をさせていただきたいと、他にも幾つも、幾つとも言いますか照会等はございます。今後も更なる企業導入を図っていくという大きな考え方の中で工場団地の造成等もこれはなかなか個々対応ではできない部分もございます。土地の利用の問題やら色んな許認可の問題もございますので、やはりこの辺は行政が入ってともにお手伝いをしながらその実現を図っていくということが必要だと思っておりますので、やってまいりますけれども、かつてのような最初に大風呂敷を広げて企業を来るのを待つという姿勢ではもうだめだと思っております。非常に財政的なストックが大きく負担が重いわけですから、今後はそうした情報を把握しながらいわゆるオー

助 役

ダーメイド的な考え方の中でこの企業立地というものを着実に図ってくるこういうふう
に思っておりますので、今後ぜひひとつまたそれぞれの立場で色んな情報ございましたら
またお寄せをいただきたいというふうに考えております。

伊南バイパスの問題おっしゃるとおりでございます、ご協力いただくそれぞれの思い
というものは十分わかっております。できるだけのお話し合いをしながら、それからまた
国道事務所とのご理解を得ながら住民の考え方の中で立場に立って進めていきたいとい
うふうに思っております。この建設の方向については、なかなか用地買収進んでも着工ま
ではというようなこともございますけれども、先程お話にございました国の特に道路局の
谷口局長さんのお話来ていただきましたご承知のとおりであります。着手した以上は早め
に早くこの経済効果を出すのが今の国の考え方であるというような心強いお話も聞いて
おりますので、ぜひそうしたこともご期待を申し上げながら今後とも更に地権者の皆さん
地域の皆さん決して予算付けをお願いする国県の方にもぜひお願いして早期にこの事業
が方向が出るように完成するように精一杯努力をしてみたいと思っております。よろし
くお願ひします。

滞納の整理につきまして再質問がございました。状況につきましては先程町長答弁また
担当課長から申し上げておるとおりでございますけれども、大変担当におきまして日々
努力をしておりますけれども、なかなか徴収率の低下に歯止めがかからないという状
況でございます。そこで税の徴収方法に問題はないかというご質問でございます。具
体的にはかつて自治組織を通じてお願いしておりましたいわゆる現金を持って直接収納
方式この時代は非常に時代も時代でございます。徴収率も非常によかったわけござい
ますけれども、そういうようなこともひとつ検討する余地はないかということかと思いま
す。ご承知のとおり現段階はもう殆どこの税を含めまして公共料金の収納は口座振替収納
これが主流になってございます。特別の方を除いてはやはり時代の要請もありましてこ
ういう方法をとっておるわけでございます。最近に至りましては更にまた要所所所にこのコ
ンビニ等もございまして、コンビニの窓口等を通じてより簡便な方法での納税もいかが
かということこの辺につきましても広域的な検討も現段階進めておるところござ
います。なかなかコンビニも飯島等の状況によりましてはまだまだ手数料の問題等もあ
りまして現実の段階に入っておりません。そこでこの直接収納方式でございますが、やは
り公金をそうした組織を通じて扱うということにつきましては、色々な問題点も現段階
では指摘をされておるところでございます。最終的にこの滞納につきましては、ご指摘のと
おりご説明申し上げますとおり直接訪問をいたしまして面談の上で納税の督促を
お願いしておるわけでございますので、第1段階におきましてはそうした現金収納はでき
ませんけれども、より簡便な方法に移行できないとしても最終的にはやはり全職員が1対
1の中でお話を申し上げながら収納しておりますので、そういう点でひとつご理解を賜り
たいと思っております。いずれにいたしましても住民が等しく住民サービスを受してお
るわけでありまして、住民の義務であります納税また公平な負担をいただくという
観点では、更に一層の私共も理解を求めよう努力をしていきたいと思っております。日々
の自働な徴収実務にこれからも取り組んでまいりたいとこのように思っておりますのでご

10 番
議 長

います。

質問を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもって散会といたします。ご苦労様でした。

午後4時15分 散会

平成17年6月飯島町議会定例会議事日程(第3号)

平成17年6月15日 午前9時10分開議

議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問

通告者 三浦 寿美子議員

宮下 寿 議員

出席議員(12名)

1番	内山 淳司	2番	宮下 寿
3番	曾我 弘	4番	平沢 晃
5番	森岡 一雄	6番	三浦 寿美子
7番	竹澤 秀幸	8番	坂本 紀子
9番	宮下 覚一	10番	松下 寿雄
11番	織田 信行	12番	野村 利夫

説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂 宗昭	助 役 山田 敏明
	総務課長 箕浦 税夫
	企画財政課長 高坂 浩
	住民税務課長 滝本 英司
	保健福祉課長 米沢 長実
	産業振興課長 斉藤 久夫
	建設水道課長 松下 一人
飯島町教育委員会	教 育 長 大沢 利光
	教 育 次 長 北沢 正文

本会議に職務のため出席した者

議会議務局長 小林 廣美
書 記 小林 美恵

本会議再開

開 議 平成17年6月15日 午前9時10分
議 長 おはようございます。
これより本日の会議を開きます。
議事日程については、お手元に配布のとおりです。
日程第1 一般質問を行います。
通告順に質問を許します。6番 三浦寿美子議員。

6 番 それでは通告にしがいまして子育て支援についてと、高齢者障害者福祉について質問をいたします。

はじめに子育て支援について質問をいたします。飯島町こどもすこやかプランが策定をされまして4年目を迎えております。平成14年度から平成18年度までの5年間の計画であります。この計画策定にあたっては、前熊崎町長の始めの言葉に子育てに対する町民の思いが凝縮されていると感じております。このこどもすこやかプランの策定にあたっては、児童育成計画策定懇話会の委員の皆さんの英知と児童育成計画への期待を込めた住民の皆さんのアンケートの上に策定されたものと考えております。平成18年度までの計画であり、一層子育て支援の重要性が高まる中で実施状況を確認し、その評価を計画実現に臨まなくてはならないと考えております。実施状況その評価、見直しの時期でもあり、平成17年度、18年度はどのように取組んでいくのか、実施にあたっての課題は何であるかお答えをいただきたいと思っております。子育てのお母さん方の願いの実現に向けて桃沢前議員とともに、施策要望について私共は要望をし運動をしまいいりましたが、学童保育については平成13年に開設がされ現在に至っております。私共は当初より七久保小学校での実施についても提案要望をしまいいりました。七久保小学校の学童クラブの開設について一日も早い実施を求めた中で、教育長は平成13年12月の定例会で飯島小学校の実施状況をみながら平成14年度開設の方向で検討をしていると答えております。現在七久保小学校の児童はタクシーにより飯島まで通所をしているのが実態でございます。現在の学童クラブの状況と希望者のニーズなどどのように捉えているのかお答えください。子育て支援としての学童保育は今後一層重要な役割を果たすものと考えておりますが、教育長はどのような見解をお持ちになり取組んでおいでになるのかお答えいただきたいと思っております。七久保地区での開設についての見解はいかがでしょう。乳幼児医療費の無料化については、現在就学前までに対象年齢が拡大をされ、条件はあるものの小さな子供さんを持つ世帯への子育て支援の施策としては重要な役割を持っていると考えております。現在は医療機関の窓口で償還払いの申請をしております。役場の窓口まで申請に来なくてもよくなりましたが、一旦は医療費を支払わなければならないという経済的な負担が伴っております。すこやかプラン策定時のアンケート調査でもわかりますが、経済的な負担の軽減を望む声が多くあります。医療機関の窓口で申請書を記入する必要もなく、医療費の支払の必要もない医療費窓口無料化の制度を取り入れることが大きな子育て支援の施策となると考えておりますがいかがでしょうか。

町 長 それでは三浦議員のご質問に対してお答えをいたします。まず子育て支援に関しまして飯島町のこどもすこやかプランに基づく計画の実施状況とこの評価、更に今後平成18年度までの計画実現の取り組みと課題についてでございます。お話にございましたように平成15年の3月に策定をされました飯島町こどもすこやかプランは少子化対策のための次代を担うすこやかな子供を育むを基本理念に策定をされました。その取り組みの内容といたしましては、子供の発達に応じた各種の健診、特に健康相談、母親学級、それから母子相談、栄養相談、子育て相談、児童相談これらの各分野での相談業務、更には遊びの広場、訪問指導、3歳児の子育て未来飛行、子育て支援ネットワーク等々大変きめ細かく幅広く実施をしまいいりました。一定の成果は上がっておりというふうを考えております。今後の課題といたしましては、子育て支援センターこれを核にいたしましてこれを設置して子育て世代への支援と子供の成長への支援を一体的に推進をして体制づくりが必要ということで前向きに具体的に実践をしまいいりたいというふうを考えております。平成15年の7月に次世代育成支援対策推進法これが制定をされました。次世代の育成支援対策の市町村行動計画この策定が義務付けられたことを受けまして、保護者約800人余りのアンケート調査を町でも実施をいたしました。この調査を経てこれをもとにして飯島町の行動計画をこの3月に策定をいたしました。この計画は平成18年度から平成21年度までの5年間これを計画期間といたしまして、飯島町のこどもすこやかプランを基本にいたしまして乳幼児から高校生までの子育て支援を中心とした諸施策を計画をして、飯島町全体で健全な次世代が育つ環境づくりを推進をしまいいりたいというふうを考えております。なお、この細部につきましては、今議会定例会の最終日の全員協議会の中で細部についてご説明をさせていただき予定でございますのでお含みいただきたいと思っております。次の学童クラブの件につきましては、教育長の方からお答えをさせていただきたいと思っております。次に乳幼児医療費の窓口の無料化に対するこの問題でございますが、この問題につきましては、三浦議員これまでにも再三一般質問でもご質問をいただいましてまいりました。もう一度繰り返してお答えをさせていただきますけれども、医療費の一部負担金を患者が医療機関等に支払わず町が直接医療機関等に支払う、いわゆる窓口無料化につきましては国民健康保険に加入している一般保険者に対しましては、一部負担金の割合を軽減する措置という結果的になります。したがってこれによって国の医療給付費等の負担金の算定を行う際に市町村に対する交付金の減額調整というものを受けることになるわけでございます。国民健康保険事業における国庫負担金が結果的には減額をされるというこの影響を受けることになります。また社会保険に加入をしている被保険者の方、これには保険者が定めておりますそれぞれの給付金制度、付加給付金制度というものがございまして、この給付の

対象となりますと福祉医療費の給付と重複をして受け取ることになるという結果が生じてまいります。この重複を避けるために社会保険加入者には、窓口無料化は適用をしないこととされておりまして、加入している医療保険によって差別が生じるということになりますので、この差別をせずに窓口無料化を行う場合には町は重複受領分の返還を後日この対象者該当者に求めることになりまして、受益者には余分な負担が増えるという結果にもなるわけでございます。ちょっと複雑な言い回しで恐縮でございますけれども、そうしたアンバランス不公平性が生じるということをぜひひとつ念頭においてお願いをしたいと思います。

次に高齢者障害者福祉についてのご質問でございますけれども、現在国会に提出をされている介護保険制度の改正案が利用者に及ぼす影響とその対策についてということでございます。現在国会において審議されている介護保険制度改正案につきましては、明るく活力ある超高齢化社会制度のこの維持可能性それから社会保障の総合化を見直しの基本的な考え方として、この内容的には特に予防重視型システムへの転換、それから施設給付の見直し、それから新たなるサービス体系の確立、それからサービスの質の向上などを目指してこの負担のあり方制度運営の見直しがなされておりまして、被保険者受給者の範囲については平成21年度を目途として所要の措置を講ずることというふうにされておりまして、この予防重視型システムへの転換につきましては、介護認定における程度の大きな幅の認定増加またサービスの状態の改善に繋がらないというようないるんな問題がございまして、改善の可能性の高い軽度者に対して新たな予防給付が創設をされるというふうに予定をされておりまして、また廃用症候群となる恐れのある生活機能を低下されるような家事代行型の訪問介護は原則として行わないということにされておりまして、既存の住宅サービスについては生活機能の維持向上の観点から内容それから提供方法、提供期間等見直すことになっておりまして、また新たなサービスとしては筋力の向上、栄養改善、口腔機能向上などが追加をされる見通しとなっております。なお、また要支援、要介護状態になる前からのこの介護予防措置をこれを推進するために地域における包括的な継続的支援調整の機能を強化するために要支援、要介護状態になる恐れのある高齢者を対象にしまして地域の支援事業が新たに創設をされるということにございまして、一定の限度額を定めて介護保険の給付対象になっていくというふうに予定をされてると聞いておるところでございます。なお、また公正中立な立場から地域における総合相談支援それから新しい予防の給付、地域支援事業担当中核中枢期間として現在の在宅介護支援センターに替えて地域包括支援センターというものが創設をされるというふうにも予定をされておりまして、いずれにいたしましてもこの制度が始まってまだ5年という経過がしたわけでございますけれども、これが定着をして利用者が大変増加をしておるという中でございます。介護の必要度が度合いが進まないよう予防を行って、増え続ける介護給付の伸びに歯止めをかけようとするのがこの今回の法律の改正の趣旨ということになってございます。この今後介護保険法の一部を改正する法律案この成立後におきまして細部の政令や省令としての具体的な内容が国から明らかに示されてまいりますので、この内容を十分に精査をして第3期老人保健福祉計画それから介護保険事業計画の策定においては、介護

予防に重点を置いた高齢者の方々が安心して住みなれたこの町地域で元気に生活できるように共に支え共に生きる健康福祉の町づくりを実現する事業計画になるように見直しをしてまいりたいと思います。以上第1回の質問に対してのお答えとさせていただきます。次に障害者福祉についてのご質問でございます。これも現在国会で審議中の障害者自立支援法案これが審議をされておりまして、障害者にどのように影響があり、その課題は何かというご質問でございます。今国会で審議中の障害者自立支援法の概要は、障害者の地域生活と就労を進める自立を支援するという観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供をされてまいりました。色んな福祉サービス公費の負担医療費等について共通の制度のもとで今度は一元的に提供をする仕組みを創出するというふうに目的として定められております。この法律の改正の狙いはサービス提供主体を市町村に一元化をして、共通の制度による福祉サービスの提供それから就労支援こういったものを目的とした事業の創設、それから市町村が地域それぞれの実情に応じたこの障害福祉の取組みができるようにするための規制緩和の問題、それから公平なサービスの利用のために手続きや基準の透明化、明確化そして増大する一方のこの福祉サービス等への費用をみんなで負担して支え合おうというこの仕組みの強化を狙いとされておるわけでございます。またこの法案による障害をお持ちの皆さんへの影響についてでございますけれども、サービス主体とサービス内容の一元化によりまして障害区分によるサービスの格差や解消、それから3障害これは身体、知的、精神ということになりますが、この3障害の手続きが市町村で独自に行えるということになりまして、手続きや基準を明確化することによりましてサービスの地域格差が解消されて全国一律のサービス利用が可能となる、大きなメリットとして考えられております。なお、またサービスの利用料の1割負担を原則、これは所得によって軽減措置もあるわけでございますけれども、この1割負担の原則とした利用者負担額この見直しも含まれておりますし、それから同一世帯総所得での課税額を基本とした所得基準の見直し、更には食費や光熱水費の実費負担、公費医療費の負担率の変更など応益負担を原則とした利用者負担の見直しによる負担増も見込まれておるところでございます。また法案の具体的内容が示されて現在おりませんけれども、現段階の課題としては市町村の審査会によるこの障害区分の認定それから支給決定等を行うための専門的知識がどうしても必要になるということにございまして、広域的な対応も含めて今後検討をする必要があるというふうに考えております。また、サービスの支給量の増加も当然見込まれてまいりますことから、財源の確保についても課題のひとつであるというふうに考えておるところでございます。失礼しました。第1回目のお答えとさせていただきます。

教育長

学童クラブについての質問でございますが、当町では平成13年度から学童クラブを始めたわけでございますが、当初の希望者は5名でありました。今年度の希望者は平日及び長期休業時のみも合わせて24名、受入れは希望者全員となっております。本来であれば学校から帰る子供を家族が温かく迎えることが一番よいとそういうふうにご考えておりますけれども、諸々の事情により下校後帰宅しても保護者等が不在で適切な保護が受けられない児童に対し、地域社会が適切な遊び場及び生活の場を与えて、そしてその健全育成を図ることは児童の健全育成上からもまた少子化対策上からも極めて必要なことであると

そういうふうを考えております。この事業にあたりましては、国の法律に定める放課後児童健全育成事業として実施しております。受入れにありましては、保護者の希望を優先し、柔軟に行っておりますので、ご質問のように対象要件を現行以上に緩和することは今のところ考えておりません。また現在七久保地区の希望者受入れ児童は2名でございます。現在タクシーによる往路のみの迎えを行っておりますけれども、この委託料が年間54万円を要しております。現在の希望人数それから実施場所、人件費等の費用面からも七久保地区での実施は現在のところ困難であるといわざるを得ません。町で行っている社会福祉事業のほか町内の社会福祉事業法人も実施をしております、今後こうした事業者の参入も期待をしたいところでございます。いずれにいたしましても児童の健全育成は家庭と地域が連携し、手を携えて行っていくことが不可欠でありますので、広くNPOの活動などを含めた協働の町づくりを進めていく中で今後のあり方についても十分に検討を行い、よりよい方向を見出していきたいとそういうふうと考えております。

6 番

それでは2回目の質問をいたします。ただいまこどもすこやかプランではこれからの子育て支援のあり方について家庭だけでなく地域全体で取り組む課題であるとされております。子育て世代への支援の課題としては、環境づくりや働きながらの子育てに対する支援、楽しい子育てや安心の子育てができるなどなどありますが、地域全体で取り組むということについて、何をすればよいのか、何が求められるのか、自分なら何ができるのか、よく見えてきません。町内には子育てをサポートするグループの皆様や個人でされている方も大勢いるわけですが、もっとニーズに応じた幅広い取組みが展開できたらよいとこのように感じているところです。例えば生協診療所飯島では小さな子供さんを持つお母さん方を対象に子育て班会というのを毎月行っておりますが、有線放送でも呼びかけがされております。医者立場で子育てについてお話をしたり、相談も受けているとお聞きをしております。町内にお住まいの方や町外でも支援をしてくださる方がいるならばノウハウを生かした子育て支援が気軽にできるような環境づくりが必要ではないでしょうか。子育て世代や孫の世話をされている皆さんなどの生活の中の「こんなときにこんなことができたなら」「こんな制度があったらいい」といった本音の声がこれからの支援の体制に繋がってくるのではないかと感じておりますが、今後の具体的な策定の方法についてお答えを再度お願いしたいと思います。新しく策定をされる計画は、ぜひ若い世代の皆さんの声が聞こえるような計画であって欲しいと策定について期待をいたしたいと思っております。子育ての今後の課題として楽しい子育て、安心の子育てがございます。現在大きな問題として子育て中の親のストレスが挙げられております。その原因は様々と考えますが、例えば経済的にゆとりがない、家族化してきてすべてが自分の負担にかかってくる、子供のこと自分自身のことなど悩みなどを心を許して相談できる相手がいない、自分の気持ちを同じ気持ちになって共有してもらえる相手がいない、勤務体系が2交替3交替というこの世の中で子育ての中で家族や近所に気を使わなければならない、団地などでは大きな声泣かれても困る、夜鳴きをされても大変に回りに対して気を使わなければいけない、ゆっくり自分自身が体も心も休まらないなど色々なストレスがあると考えております。こうした背景の中で虐待や放置といった社会問題も起きているのではないかと私は考えているわけで

す。ときには子供から開放されたいと感じたときに、すぐに対応してくれる子供を預けられるそういう場所があったらどんなに気持ちが悪くなるのかと私は感じているわけです。私の経験でも同級会に子供を預けて出かけたときの開放感は味わった人でなければわからないとは思いますが、本当に心が開けたほっとしたそんな時間だと私は思っております。町長がご自身の身に置き換えてお考えになったときにこのような時どのようなことを希望されるでしょうか。子育て真っ只中の世代の皆さんが抱えているストレスに対する心のケアのひとつとして子供の心配をせず、子供から開放をされる空間づくりへの支援がこれからは必要ではないかと私は考えておりますが、この点についていかがでしょうか。すこやかプラン策定時のアンケートの中で0歳から5歳の子供さんの保護者の方から不満度の高い活動に学童クラブとありました。先程教育長もお答えになりましたが、その後対象となる児童の条件も緩和され、長期休暇中の開設なども前進もし、先程24名とお答えになりましたが、多くの児童の皆さんが対象となっておりますし、学童保育を利用することもできるようになりました。しかし、働きながら子育てをしている方のニーズに近づいてはいるというものの、まだまだ支援をする必要のある部分があると私は考えております。先程教育長は人件費の問題などから考えて七久保地区については学童保育は考えていないというふうにお答えになりました。しかし私は今回の24名という中では現行の条件を理解し、その上での申請でありますので申請者が皆登録されたとしてもそれは当然であって、条件に当てはまらないという方からは申請がないものと考えておりますし、そういう方もおいでになります。受けたくても受けられない家庭の皆さんのために条件の緩和をする必要があるのではないかと私はお聞きをしたわけですが、もし先程言われましたように柔軟な対応をしているのであれば、そのことについて住民の皆さんにお知らせをするその必要があるのではないのでしょうか。また、第一に私は子供の心身を大切にすることが大事にされなければならないと考えておりますし、また保護者の皆さんの迎へに行く負担などへの考慮も必要であるというふうに考えております。やはり学区ごとにあることが学童保育については自然であり、地域の中で地域ぐるみで子育てを進めるという点からも子供の生活圏内で行うことが望ましいというふうに考えております。先程町内のNPOなどの事業者の参入も協力を得たいというふうにお答えになりました。私もそうした事業者の皆さんと協力することも大切と思っております。しかし、以前にも教育長が七久保地区にも設置をする方向であるというふうにもお答えになっておられますが、やはり公の自治体として飯島町の子供の安心安全を守る子育てを支援するという立場から考えても、七久保地区への設置が私は保護者の皆さんからも望まれているというふうに感じております。人件費が効率的な問題から財政的な面で問題があるというふうには実施ができないというふうにお答えでありますし、そのように今までもお聞きしているわけですが、本当の意味で子育て支援とは私は言えないというふうに考えておりますが、この点についてお考えはいかがでしょう。乳幼児の医療費の窓口の無料化については、先の6月9日に行われました日本共産党県議団の知事への申し入れの中で知事は窓口無料を希望する市町村に対して支援をするという方向で市町村に個別に聞いていますと実施の方向をお示しになりました。今までも先程町長も言われましたが、陳情もありまた一般質問の中でも

質問をさせていただいております。また窓口無料の都道府県や市町村から飯島町にお住みになった方はなぜ窓口で支払うのかというお声も聞いております。また、返してくれるお金なら払わなくてもないようにしてほしい、そういう声もあります。安心して子育てのできる条件としては、重要な施策であるというふうに考えます。いかがでしょうか。今までは町が対応し、取組まなければならないという点、ペナルティーの問題など複雑な問題も絡み単独事業としての考えれば二の足を踏むということもあったわけですが、県の施策として実施されるなら町としても窓口の無料化が私は可能になるとこのように考えるのですがいかがでしょうか。介護保険制度の改正案についてですが、先程町長の答弁ではそのまま国の方針を述べられたこのように感じるわけです。介護保険事業に携わっている方にお聞きをしましたが、「今の改正案では利用者さんが現在受けているサービス利用料が改正後にどのようになるのかまったく算定もできない、想像もつかない。」と言っておられました。実際に利用する立場の方がその影響をまったく知ることができないという状況にあります。それであるのに既に10月からは施設利用者の皆さんの宿泊費、食費の全額負担、ショートステイやデイサービスなどの食費が利用者の全額負担になってまいります。軽減措置もあるとのことですが、内容は明らかではないわけです。また、要支援と要介護度1の内の7割から8割の方がこれまでの介護サービスの利用が受けられなくということが言われております。新予防給付という筋力トレーニングや栄養指導などが中心になると言われており、このことも大切なことだと思いますが、自宅での生活の維持に欠かせないホームヘルプサービスが利用できなくなるのではないかと心配の声も上がっております。国は介護保険を始めたときの介護に使う費用を50%使っていたものを25%に引下げました。全国市長会や全国町村会も政府に国の負担を30%まで引き上げることを求めてまいりました。財源は約3,000億円と言われておりますが、例えば国のアメリカ軍への思いやり予算と言われている金額は約2,800億円と言われ大差のない額が使われております。このことについて政治の姿勢に問題があるのでしょうかありません。こうした中での財政が厳しいので制度の維持ができなくなる、税金が保険料、利用料がどちらかで負担をするしかないとして利用者の負担増、サービス削減を進めてくるという内容で国の介護保険への負担を減らすというそういう内容の改正案だと私は感じております。介護保険はそもそも地域の中で介護が必要になっても安心して暮らすためということが目的であるはずですが、こういう点でこの改正案がそのまま通ったとしたら本当に飯島町の中に暮らす皆さんまた日本全国どこでもそういう問題が起きるとは思いますが、生活を維持し安心して地域の中で生活できるように支援がされていくようには到底思えないわけです。また、障害者支援法案についても社会保障の私は大改悪だというふうに感じております。障害というハンディの中で一人の人間として生活するためには、障害に応じた支援が必要です。基本的な人権、生命、自由や幸福を求める権利、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利、日本国民として当然の権利です。障害があるが故に受ける支援を受益者の利益、益として受けた分の利用料を払わなければならないという制度そのものに私は誤りがあるというふうに感じております。この点についていかがでしょう。障害の重い方ほど多くの支援を受けなければ生きていくことができません。また医療も必要

になってまいります。殆どの障害者の方の収入は障害年金で賄われております。障害年金の2級では月額6万6千円、1級が8万3千円という一人では生活すらできないという年金の額です。自立をしようとアパートにでも一人で住んだなら、この金額では到底自立はできません。サービス利用を応能負担から応益負担にするということですので、こうなれば生存権にかかわる問題となってまいります。更に利用者の負担の上限額を障害者本人の収入にみならず生計を同じの同居の家族の収入によって決められてまいりますので、家族と同居しているために負担が重くなるという状況も生まれてまいります。障害者が障害があっても地域の中で自立をしていくということが一層難しく自立支援に逆行をしていくように私はこの法案について感じておりますがいかがでしょうか。私は自立の町づくり、町の皆さんが安心して誰もが前向きに元気に暮らすことができる町づくりをするためには、国に対して憲法の本質に則った社会保障の充実と財源の確保を国の責任として国が行うこと、国庫負担を引き上げることなど自治体の長として求めることが大事と考えておりますが、この点についてのお考えをお聞きいたします。以上で2回目の質問を終わります。

町 長

2回目のご質問にお答えをいたします。まず子育て支援の問題でございます。非常にこの少子化の中で子育てこれからの行政運営これはひとつの国民的な国家的な課題として捉えていかなきゃならないということは再三申し上げておるとおりでございます。非常に厳しい状況の中の現実があるわけでありまして、やはりこれは今までは家庭中心の子育てであったものが、色んな面でむしろ家庭の子育てに対するひとつの責任は重いわけでありまして、それが各地域これはもうすぐ近所の問題あるいは耕地、区の問題、それから学校の問題と色々これからはそれぞれの役割の中で子育てというものを一丸となってやっていかなきゃならない、こういう時代が今来ているのではないかとこのように思っております。そうしたことをこれからの今策定をいたしましたこの子育ての次世代のプランの計画の中でまた後ほど申し上げますけれども、そうしたことを一体となって捉えていくような計画、それで行政でやるこの責任の立場というのは特に子育て支援センター等を中心にして今までやってきたことを包括的にここでまとめて各種相談業務その他集中的にひとつやる拠点づくりをしてまいりますけれども、これらを中心にそれぞれ地域地域での子育ての協働分担の中でやっていくことがこれからの時代の生き方であるというふうに認識をいたしておるわけでございます。この子育て非常に大変であるわけでございますけれども、町長はこの子育てする立場になってものを考えておるかどうかというようなご質問でもございました。私も実は3人の子供に恵まれて子育てやってまいりました。その厳しさは私も家内も大変だったと思っておりますけれども、十分わかっておるつもりでございます。そうした目線でこれからも子育て支援実施に育てられる皆さん方の立場になってそれぞれの子育て支援を自立という大変厳しい選択の中ではありますけれども、これをひとつの行政課題の最も大きい柱としてやって、これからの町を担う子供達の成長を見守っていかないとはいけぬというふうに考えておるところでございます。それから福祉の子供の放課後教育の問題につきましては、また教育長の方から申し上げますけれども、窓口の無料化の問題再三申し上げておるわけでございます。色々お話もあるわけございま

すけれども、再三申し上げておりますのはこの保険者間の制度の違いの問題がやはり一つの壁でもございますし、それから実際に医療を受けられた個々の方達とのこの不公平感の問題も出てまいります。それから町のいわゆるこの福祉医療財政運営での財源の問題もそうしたペナルティー等も影響してまいりますので、なかなか各市町村とも今上伊那の中でも実施に踏み切った市町村ないわけでありまして、難しい問題がございます。県知事からの色々照会もあったというふうに聞いておりますけれども、そうしたことが隘路になってなかなか市町村としては踏み切れないという状況もあるわけがございますので、今後更にまた色んなもし検討できる方向があるならば検討していかなくやなりませんけれども、現時点ではそういうかたちでひとつご理解をいただきたいと思っております。また介護保険あるいは障害者に対する自立の支援法の改正の問題でございます三浦議員の色んな考え方を披れきされてのご質問でございますけれども、何かこの2つの法律の改正案というものの方向がまったくこの時代に逆行した改悪の方向ばかりこう目に付くというような表現に受け止められるわけでありまして、決してそうではないというふうに思っております。この2つの法律それぞれはやはりこれからの日本の国民の少しでもよりよいこの支援なり介護なりというものを捉えてよくしていこうというこの改正に他ならないと、全体としてはそういうことであります。一部負担の問題もでてきょうかと思っておりますけれども、したがって新しいこの予防介護に重点を置くというようなこともございますし、それから新しいまたメニューも幾つも用意してそうした改正というものを前向きに検討していくということの内容でございますので、今後まだはっきりした全貌が見えた内容が示されておりませんので、一概に申し上げることできませんけれども、一応この法律改正の後にはそうしたことを町なりきにまた照らし合わせてできるだけまた高齢者懇話会等に諮りながら充実したより前向きなこの制度改正を町としても図っていきいたいというふうに考えておる次第でございます。当然のことながらこの財政負担の問題に対して国に財源確保の問題それからより制度の充実の問題、国の支援といったものもそれぞれ厳しい立場にあるわけでございますけれども、市町村の町の首長の立場として全市町村とともに国に対しても要望は引続いて強くお願いしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご了解いただきたいと思っております。以上でございます。

教育長

学童クラブについてお答えします。入所条件等PRが足りないんじゃないかというようなことございましたけれども、このことにつきましては募集時に児童全家庭にこの要領を発送いたしまして、そしてこういう条件でやるので希望者は学童クラブに入れていただきたいというふうにしっかりとPRしているわけでありまして。そういうことでPR不足ということは私はないんじゃないかなというふうに考えております。なお、七久保の施設開所につきましては、13年度にそのときの教育長が七久保にもというようなことをそういうふうに答えたというふうにお話でございますけれども、これはやっぱり希望者がたくさんいた場合を想定してお答えだったんじゃないかなというふうに思っております。現在2名でありますので、タクシーで迎えてそしてそれに対応しているところでありまして、もし希望者が増えた場合にもタクシーにまだ余裕がありますので、それに対応していけるんじゃないかとそういうふうに考えております。最初のその希望者の要件ということ

にありますけれども、今年もある親御さんから「5、6年生高学年も入れて欲しいな」という話がありました。これにつきましては法律に定める学童クラブの設置でございますので、高学年の子供は対象に出来ないわけでございます。そこで私は「まんてん等町内の医療法人というか福祉法人がそういう児童を受け入れるそういう事業もやっているのだからそちらに相談してみたらどうでしょうか」というふうにその親御さんに話をしたわけでありまして。その親御さんも非常に「ああそういうことがあればありがたいね」ということで了解をいただいたということもございまして、今後行政だけでこの学童クラブというか子供の健全育成を考えるだけでなく、広くやっぱりそういう協働の町づくりという観点から民間の方達の協力も得ながらいい方向を見つけていきたいと、そういうふうに考えているところであります。いずれにいたしましても非常に私といたしましては、できるだけ親の意見を聞きながらいい方向でやっていくと、この間の合併論議のときにもありましたけれども、飯島の学童保育は非常にいいと合併したときにはかえって悪くなるじゃないかということで、合併をしない方がいいぞというようなそういうご意見もいただいて飯島のその学童保育に対して高い評価をいただいているところでございまして、今後その方向で進めていきたいとそういうふうに思っております。

6 番

それでは3回目の質問をいたします。これについては私は提言というかたちでお願いをしたいというふうに考えております。子育て支援として3件の提案ということになるわけですが、子育て中の若い世代の皆さんの心のケア、ストレスを取り除く支援策として私は保育園内に1時間でも数時間でも理由を抜きに一時的に子供さんを預かる場所づくりを提案をするわけですが、場所については、新たに建設をする東部保育園が私はいつでも気軽に利用できるそうした環境としては有効ではないかというふうに考えております。ぜひ研究をし、実施ができるようご検討をいただきたいというふうに提案をいたします。また、七久保地区での学童保育の実施、ただいま教育長は七久保地区での実施は考えていないというふうにお答えになられました。私は先程も言いましたけれども、子供さんの心身の安定や地域の中で子育てをする、また子供さんの生活圏の範囲ということ考えた場合にやはり小学区、学区ごとの地域での学童保育は大切な事業だと考えておりますし、そうあるべきと考えます。先ほどこの点について教育長お考えは具体的にはいただかなかったように思いますが、私はそのことが人数の問題だけでなく大切な子育て支援というふうに考えておりますので、もう一度その点についてお考えをいただき再度今後について研究課題としても検討をいただくよう提案をいたします。また、乳幼児の医療費の窓口の無料化についてでございます。町長は大変に社会保険、国保の加入者の皆さんとの差が生まれるというふうなということなども含めて実施は今も考えていないというふうにお答えになられました。しかし、全国みても実施をしている自治体が年々増えてきているわけでございます。ぜひどのようなかたちで実施をしているのか研究検討をされて近いうちには県の方向もありますので、実施をする方向で子育て支援として大きな内容と重要な私は内容と考えておりますので、そういう方向で検討をしていただきたいということを提案をいたしておきます。また介護保険や障害者自立支援についてでございますが、町長は改悪のことばかりを言うというふうなそういうふうな捉えていると言われましたが、私はす

べてがそうだとはいっておりません。しかし、そういう中で本当に障害者の皆さん介護を必要とされる皆さんが実際に生きていく生活をしていく中で、この利用者の負担大きな問題となっております。またサービスを受けたくても利用料が払えなければサービスが受けられないそれがなければ生活ができないという方が実際にこの法案が通った場合には生まれてくるということが不安ともなり、また実際そうなるそのように受け止めているから私はそういう点でぜひ憲法に則ってそういう立場から社会保障として考えるならそういう障害をお持ちの方や介護を必要とされる方に重い負担をさせないという方向でぜひ国に対して声を上げていただきたいと思いますというように提言をしたわけです。ぜひそういう立場で再度内容を検討していただくようよろしくお願いいたします。

議長 発言時間の制限を越えておりますので、終了してください。
6番 以上です。

教育長 提言の中で質問をいただきました。お答えいたします。子供を育てるのはやはり家庭や地域そのものだというふうに私も思っております。それが基本であります。例えば現在ではですね、非常に色々な複雑な家庭もありましてお年寄りが孫の面倒をみながらないというような家庭も増えてきております。それから若いお母さんが年寄りに子供の面倒を見てもらいたくないとそういうような人も増えてきております。私はこれは大問題だというふうに思っております。子育てっていうのは家庭と地域が協力して行うことがこれが原則であります。そういう観点に立っております。七久保保育園についてですが、これはですね、私は条件というか希望者が非常に多くなってくればですね、飯島の学童保育の場所も手狭になってくるし、これは考えなければいけないというふうに思いますけれども、この学童保育のもともとの精神が働く女性のために手助けをするとそういう精神でありますので、その辺をしっかりと考えていただいて行政とそれから民間ができることを本当にお互いに分け合いそれから家庭も地域も協力しながら子育てを進めていくとそういう方向で行っていくのが本筋だとそういうふうに私は今も思っております。以上であります。

町長 ご提言として承っておきますけれども、この子育て支援の問題一例に東部保育所へ時間帯によることの一時預かるような方向もというようなことも含めてございました。今度できる保育園予定しております保育園には子育て支援センターというものを子育て支援の中核施設として設置してまいると、今までの色々な個々にやっておったような子育て支援の策というものを特に保育園児ぐらいいを中心にしたことが充実するというふうに変期待をもってこの運営をしていきたいというふうに思っております。ぜひひとつそうしたことでまたご提言はご提言として承っておきますけれども、できるだけきめ細かい特別保育なりその他のことを充実していくようには努力をしてみたいと思っております。介護保険これは色々負担の問題その他改正の中では出てこようかと思っておりますけれども、十分に検討をして住民のためになるような、しかも新しい介護予防というひとつの新しい視点に立ってそうなる前のひとつの手の行政として打っていけるようなシステムづくりも考えながらこの介護保険制度の改革に町として臨んでいきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

議長 再開します。2番 宮下寿議員。

2番 議員として初めての一般質問をさせていただきます。喜びと責任の重さを痛感しております。始めてですのでお聞き苦しい点等ありましたご容赦いただきたいと思います。よろしくお祈りいたします。今回の質問はまず県行政機構審議会の最終答申案が出されたのに対し、飯島町としての方向性は、そして町有林の現状と今後の活用方法はの2点についてお伺いいたします。

それでは最初に県行政機構審議会の最終答申案に対し町の方向性はとして、今月6月1日に県の人事制度のあり方を検討していた県行政機構審議会が2007年度を目標に業績評価をボーナスに反映させたり、希望するポストや業務を自ら選べる制度を拡充しながら段階的に降任制度を導入するといった広い意味での成果主義を用いた内容の最終答申を取りまとめました。その内容は職員の熱意、意欲を生かすため希望するポストに立候補できる既存のポストチャレンジ制度を拡充し、やってみたい業務を希望できるジョブチャレンジを制度化すべきだとしています。こうした制度を導入した場合、成果が出なかったらポストを下げる、出たら上げるという仕組みが必要で処分というマイナスイメージが強い降任の必要性を盛り込んでおります。今回の改革案の柱の一つが業績を評価する業務目標制度、職員は仕事の目標を設定し、結果を一定の基準で自己評価し、それを上司が評定する、そして審議会は適正な運用を前提に降任も制度化できるとしています。行政に応じて賃金などを決める成果主義の人事制度は、民間企業では年功序列制度に替わり広がってまいりました。ただ、この制度をうまく機能させるためには幾つか条件を整えなければなりません。審議会の指摘しているように業績の適正な評価の仕組みです。公務員の場合は民間以上に仕事の内容が幅広く、売上高あるいは生産数といった数字では計れない仕事も多いと思います。評価は民間に増して難しいと考えられます。飯島町で言えば職員は町民全体に奉仕する立場にあり、町民から見ると透明度の高い仕組みが必要となります。また、見落としはならないひとつにトップや幹部職員の仕事を客観的に評価する仕組みの重要性があります。トップ幹部を例外扱いするようでは制度に対し職員の信頼感は高まらず、組織活性化、人材育成の目的も達成しにくくなります。熱意を生かすチャレンジ制度それを支える研修制度、前提となる業績の評価制度が適正且つ公正に運用されているかという効果測定の仕組みが必要となります。そこで町長に伺いたいのは、ふるさとづくり計画で人事給与改革の項に記載されています飯島町の当面する人事改革の中の基本方針及び方策でも先に述べた答申案の内容が盛り込まれています。自立が決定し、新しい年度が始まった現在、早急な取組みが不可欠だと思います。長年行政また町民も含めある意味時代の流れに乗って踏襲されてきた慣習の現実があったように思います。これは飯島町のみならずどこの地域にもあったことだと思います。しかし、飯島町を存続させるためには多岐にわたっての改革もありますが、このような制度の確立も一刻も早くし町民も同様に行政に対ししっかりした視点を持つことが重要と考えます。計画の中でも人事といっても広範囲であるため逐次研究や改善を進めることとし、今回は特に早急に取組むべき課題の人事管理の一部を中心としての改革を進めるとしています。その意味でも現在の取組みがどうなされているのか、できるだけ具体的な答弁をお願いしたいと思います。人事評価の仕組

み、評定の方法、評定の進め方と留意点及びその対策、評定結果の活用、人事異動希望制度の導入などふるさとづくり計画にある項目について現在どの程度審議されているのかお答えください。また、今後町長としてどのような方向性を持って推進していこうと思っておられるのかお聞かせください。

次に町有林の現状と今後の活用方法はとして、現在において生産性が極端に少なくなってきたと思われる林業で町有林の現状はどうなっているのか。また、1,354haという面積を持つ町有林を使った今後の活用方法をどのように考えておられるのか、観光面との連動性を持たせることはできないかという点についてお伺いいたします。ふるさとづくり計画では林業においては、長期構想として町有林及び区有林について適正な保育事業や造林事業等に努める、合わせて木材の活用について研究するなど需要拡大を図りますとあり、22年度までの重要施策として森林の持つ環境保全機能を重要視し、町有林、区有林、耕地林等の造林保育を住民協働により進めるとしています。しかし、これからの計画としては殆どが縮小あるいは廃止となっているようです。かなり長期的な目で見れば生産性が上がってくるかもしれませんが、その前に広大な町有林を使って観光面との連動性を持たせることができないでしょうか。私の知人が話の中で「町有林の一部を使って町外の方に人それぞれの各種の記念日に植樹をしていただき、大切に育ててもらうことによって森林に対する愛着を持ってもらい、飯島に通ってもらおうというようなことが可能なものか」と言っておられました。確かに植樹をしたあとの手入れはどうするのかというような色々な問題もあるとは思いますが、このようにせっかく豊かな自然をキャッチフレーズにしている飯島町としては、何か観光面との連動性を持たせて森林を生かせないものでしょうか。花の里、馬の里に続く例えば記念樹の里のような構想を町長として何かお考えはありますか。以上お聞かせください。1回目の質問とさせていただきます。

町長

それでは今議会の一般質問最後の質問者でございます宮下議員の質問にお答えをいたします。まず、県の行政機構審議会の最終答申を受けて町としての人事評価制度の取り組みと今後の方策についてのご質問をいただきました。お話にございましたように地方分権時代を迎えまして町の職員が真にこの住民本意の良質で高率的な行政サービスを提供する、このためにはこうした刻々と変化する行政課題に迅速且つ的確に対応しうるこの制作能力や法務能力の向上、そしてこの成果が求められておると言うことは言うまでもございません。そのためには従来のこの年功序列型の人事管理制度から能力それから職責、業績を重視した人事管理制度としていく必要があるということで私もまったく同様に考えておりました、そして職員の意欲と能力に応じた人事管理を行なうことによりまして行政組織内の人的資源を最大限活用してまた質の高い人材育成にも繋がっていくというふうになるものと認識をいたしております。このように真に住民本位の行政を実現するためには職員自身のこの意識それから行動自体を大きく改革することがどうしても不可欠であるというふうに思います。そして専門性、中立性それからこの能率性や継続安定それぞれの色んな要素でのこの確保に留意をしながら職員が持てる力を最大限に発揮しうる人事体制の確立が大切であるというふうに思っております。これまでも色んなかたちの中でできる限りの対応をしてきておるところでございますが、今後の人事評価導入についての

手法考え方につきましては、現在担当部署で研修会等への参加をするなど総体的な研究に入った段階でございます、まだまだ細部を煮詰められるような段階ではございませんけれども、この評価の方法それから評価基準色んな多くの課題があるわけでございます、ふるさとづくり計画にも位置付けられてありますように飯島町に合ったこの人事制度の改革確立に向けて慎重に作業を今後進めながらできるだけ早くこれを実践できるように努力をしてまいりたいというふうに考えております。現在のところそういう状況でございます。

それから町有林の現状と今後の活用はということでございまして、非常に生産性が極端に低くなってしまったこの林業、この中での町有林の現状それから多くの面積を持つこの町有林の今後の活用方法それから観光面との連動性などのついでのご質問でございます。最初に少しこの町の森林面積の割合でありますとか、樹種別の割合などについてちょっとご説明をさせていただきたいと思いますが、飯島町の面積ご承知のようにこれは86.94平方キロメートルあるわけでございますけれども、この内森林面積は約71%6,254ha非常に多くの森林面積を有しておる飯島町の立地でございますが、この内に国有林面積これが森林面積全体の約48%3,064ha、それから町有林の面積が約21%の1,322haという多くの面積町有林が他の町村に比べて非常に多い面積を有しておるわけでございます。これ以外が区などを含むいわゆる個人有林ということになるわけでございますけれども、この町有林の1,322haの内の人工林これが533ha、人工林比率は約47%ということになりまして実質町有林の約半分がこれまでの先輩諸氏から始まった長い年月をかけて植栽や除伐、間伐といった実際に手を入れて管理を維持を図ってきた人工林というふうになっておるわけでございます。こうした実態が町の森林の状況であるわけでございますけれども、またその一方でこの人工林の内の樹種別では唐松が圧倒的に多くて52%約半分を占めております。それから檜が34%、赤松7%、杉2%とその他5%というふうになんて少なくなっておりますけれども、いずれもこれは町の人工林としての貴重な財産であると有効活用を図りながら後世にも伝えていかなきゃならないというふうに考えております。しかしながらこの最近における外材の輸入というものは非常に大きくおされておりますし、それによつての国産材の価格は非常に長期低迷をしておるわけでございます、一層今後生産のサイクルと申しますか植栽、育樹、伐採等に対する長期的な展望に立った計画を見直す必要があるとこの時期を迎えておるといふふうに言えるのではないかとこのように考えております。なお、ご承知のように森林の機能というものはこの用材の問題のみではございません。土壌の流出を防ぐための治山の機能、それから水を蓄える水源の涵養機能、それから樹木の光の合成、光合成による二酸化炭素を吸収したいわゆる炭素を貯蔵し酸素を供給をする地球温暖化の防止機能にも大きく役立っておるといふことかと思っております。したがって人間生活に欠くことのできない極めて重要な多面的な複合的な機能を果たしているのがこの森林であるということでございます、こうした面からも森林の造成は計画的に進めていかなければならないというふうに思っております。それでこの町有林の今後の利活用非常に大きな色々な課題があるわけでございますけれども、こうした考え方に基づいて現在この活用方法についても従来の考え方から更にまた

色々と林務委員等の皆さんにも現地を見ながら色々と検討をしていただいております。ところでございますけれども、当然のことながら価格の問題もございまして。せっかく今までの先輩が育ててきたこの素晴らしい用材を低価格であまりお金にならない、山の手入れに入ればそれで終わりというわけにはなかなかいきませんが、そうした価格の問題もございまして、いわゆる伐期の来ておるのもかなりあるというふうにご覧になっておられて、この一番価値観のあるうちに皆伐ということはなかなか後の管理運営大変でございますので、いわゆる択伐という方法をもって少しずつこの有効活用をして町の財産形成それから維持管理に繋げていくべきではないかというような、この有効処分というのも考えておる状況でございますので、今後細部また現地それぞれの林班ごとに検討していく必要があるというふうにご覧になっておるところでございます。なお、またこの観光面との連動性、さっきのご質問のありましたけれども、この観光面での連動性を持たせた森林の活用についてご質問いただいておりますけれども、やはりこれは立地の条件や植生の構成の問題、それからそれに至る安全なこのアプローチ基盤の整備ですね、林道その他色々条件整備を整えていかないとなかなかこの一般開放していくわけにはいかない面もあるということもございまして、また更には費用対効果の問題もこうした厳しい状況の中ではなかなか難しい点もあるわけでございますけれども、色々こうした問題もあるわけではありますけれども、こうした点を踏まえてそれで今ご提案のございましたような点も含めて今後検討をしていきたいという段階でございます。1回目の質問のお答えとさせていただきます。

2 番

それでは2回目の質問をさせていただきます。ただいま答弁をいただきましたが、人事評価制度導入によって現在の年功序列型給与体系から能力や業績重視型の人事評価制度を導入した給与体系に移行することによって、お互いに競い合う中で持てる力を発揮するとともに、意識を変えていくことが可能になっていくと思っております。今町長の方から答弁した中でですね、検討されていると研究段階に入っているということではございますが、例えばこの人事制度の審議するいわゆる例えば審議会というようなそういう設立ということをお考えになっておられるのか、またその設立に対してどのような例えばメンバーを入れるのか、民間からの登用はありうるのか、そしてその策定の目標年度はいつか、そして素案の町民への公表と更なる協議をしていくというようなお考えが今の町長にあるのかということをお聞きしたいと思います。次にそして次の段階にあります給与水準の見直しそして人員削減といった分野を視野に入れていくわけですが、ここで問題になるのは段階的な人員削減によって今現在でも課によっては差がありますけれども、残業が続く中で住民サービスの低下に留まらず、業務の停滞を招くことが懸念されます。人事改革制度の推進によって職員の資質向上と意識改革に対して人員等の削減により予想される弊害のバランスをどう対処していくか、現在の町長のお考えをお聞かせください。

また、町有林の活用の方でございますけれども、お聞きした中ではなかなか大変なことであると思っております。ひとつにはそういった先程私が述べました考え方も少しは視野に入れていただきながら今後進めていただければと思っております。そして21世紀ふるさと森と川構想という事業例がふるさとづくり計画の中に記載されております。町有林からも続く与田切川周辺の与田切りバーサイド計画を見直すとありますが、この点で町長がわかっ

ていることがありましたらぜひお聞かせいただきたいと思います。以上2回目の質問とさせていただきます。

町 長

まずこの新しい人事評価制度導入についての今後における対応の中で専門的な諮問的な研究機関を置くのかどうか、それからその組織体制的なことについての問題、それから年度の目途それからそれを公表していくのかどうかというようなこと、これらにつきましても総体的に現在今含めてスタートしたばかりでございます、必要に応じてはそうした第三者機関的な意見も聞くことも必要であるのかなというふうには思っておりますけれども、まだ現在のところその考え方が具体的に固まっております。したがって先程答弁いたしましたようにできるだけ早いこれを目指して鋭意ひとつ努力してスタートしたということでお答えと現時点ではさせていただきますというふうにご覧になっておられます。ご質問のあったような内容は当然検討段階の中で位置付けて実践に結び付けていきたいというふうにご覧になっておられます。それから当然のことながらこの将来的には職員減を伴っての行政運営というかたちになってまいります。職務と職員の人事バランスの問題がございまして、これはやはりそれを成し遂げられる乗り越えられるこの人事機構体制というものを見直して、それにあわせていかなきゃならないということでこれは今具体的に現在その組織の改革を行いまして、新年度で発足していくための今作業のしておる最中でございますので、こうした人事バランス人員バランスも含めた組織機構になるように今現在研究中で、またいずれこれは公表してまいるといふかたちになるわけでございます。

森林資源の有効利用の問題で21世紀の森と川の構想これ非常にかつて町の新しい試みとして描いてきたわけでございます。現在もこの考え方はあるわけでございますが、一部に色々な開発行為を伴って遊歩道等を入れながら施設整備をしてこのリバーサイド計画というのがございました。建設省の直轄で現在親水護岸あるいは流路工、ダム工事等整備がされて最終段階になってまいりましたが、町の自身の問題としてこうした自立の中で財源を伴ってこれに投入をしていくことはなかなか難しい、国の方へも色々側面的に支援を求めて今までも計画を立案してきた経過もございまして、国の方も厳しい状況であるのでこのリバーサイド計画そのものへの直接投資的なお手伝いはちょっと無理だというような感触も得ております。したがってこれを軌道修正する中で新しいこの与田切川沿線の森と水と緑これは町のかげがえのないひとつの財産、掘りどころとして住民の皆さんにも親しんでいただけるような考え方だけは今後は持ち続けて必要な施設整備は最低限度やっていきたいというふうにご覧になっておるところでございます。以上2回目のお答えといたします。

2 番

それでは3回目ということで、今町長がおっしゃったとおり色々これから大変だとは思いますが、自己に関わる改革等についてはどこでも二の足を踏む場面もあろうかと思っておりますが、ぜひ慎重な審議と積極的な改革を望みます。最後にもう一度町長のこれからの意気込みをお聞きして質問を終わりたいと思っております。よろしくお願いたします。

町 長

こうした考え方の目標に沿って精一杯努力をしてまいりたいと思っております。

2 番

以上、終わります。

議 長

以上で本日の日程はすべて終了しました。

これをもって散会とします。ご苦労様でした。

午前10時40分 散会

平成17年6月飯島町議会定例会議事日程(第4号)

平成17年6月17日 午後1時10分開議

議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 第7号議案 財産(消防ポンプ自動車)の取得について

日程第3 第2号議案 飯島町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 請願・陳情等の処理について

日程第5 議会閉会中の委員会継続審査について

平成17年6月飯島町議会定例会議事日程(追加日程第1号)

平成17年6月17日

追加日程第1 発議第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について

追加日程第2 発議第3号 30人以下学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出について

追加日程第3 発議第4号 長野県独自の30人規模学級の小・中全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出について

追加日程第4 発議第5号 拙速に結論を出さず、県民合意の高校教育改革を求める意見書の提出について

閉会宣告

出席議員(12名)

1番	内山 淳司	2番	宮下 寿
3番	曾我 弘	4番	平沢 晃
5番	森岡 一雄	6番	三浦 寿美子
7番	竹澤 秀幸	8番	坂本 紀子
9番	宮下 覚一	10番	松下 寿雄
11番	織田 信行	12番	野村 利夫

説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	助 役 山田 敏明
	総務課長 箕浦 税夫
	企画財政課長 高坂 浩
	住民税務課長 滝本 英司
	保健福祉課長 米沢 長実
	産業振興課長 斉藤 久夫
飯島町教育委員会	建設水道課長 松下一人
	教育長 大沢 利光
	教育次長 北沢 正文

本会議に職務のため出席した者

議会議務局長 小林 廣美
書記 小林 美恵

本会議再開

開 議 平成17年6月17日 午後1時10分
議 長 定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
町当局、並びに議員各位には、大変ご苦勞様でございます。
本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中は委員会において、付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ、感謝を申し上げます。
去る10日の本会議において付託した条例案件1件、請願・陳情案件について、各委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告、請願・陳情審査報告書が提出されております。
本日はこれらの審議並びに委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。
本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。
日程第1 諸般の報告を行います。本日、町長から1件の議案が追加提案されております。これで諸般の報告を終わります。
日程第2 第7号議案 財産（消防ポンプ自動車）の取得についてを議題と致します。事務局長に議案を朗読させます。
（議案朗読）
議 長 本案について提案理由の説明を求めます。
町 長 それでは追加議案としてお願いをいたしました第7号議案財産これは消防ポンプ自動車でございますが、この取得について提案理由の説明を申し上げます。今回の財産取得につきましては、平成17年度予算にて購入を予定しております飯島町の中心部にあります第1分団、第1部配備の消防ポンプ自動車の更新でございます。現在配備されております消防ポンプ自動車は、昭和59年の購入でございます使用年数は本年で21年目となりまして、車両ポンプ共に大変老朽化してきております。使用に大変支障が出ておるわけでございます。これらの使用できる装備品等は除きまして車両の擬装は、標準装備等を含めて株式会社オオトリから1,365万円にて購入をすることによる財産取得でございます、議会の議決をお願いするものでございます。細部につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。
総務課長 （補足説明）
議 長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
9 番 車両についてですね、高額でございますので、購入については結構なんですけれども、現在の車両の処分ですね、これも結構金がかかるんじゃないかと思っておりますけれども、それが含まれているかどうかということ、それから納期今説明ございましたけれども、あまりにもちょっと時間がかかりすぎるのではないかというふうに思いますが、その辺の説明をもう一度お願いします。

総務課長 現在の車両につきましては、先程申し上げましたようにもう更新の時期にきておりますので、一応廃車ということになるかと思いますが、まだこれは決定をしておりませんので、もしどっかで有効活用ができるような手立てがあればまたそのことも考えていかなければならぬと思います。廃車にする場合の費用等については、今現在まだそういうことで見積もりもしてございませんので、どのくらいかかるのかということはちょっと今日はお答えの段階にありません。それから6ヶ月という非常に期間がかかるのではないかとというようなお話でございます。特殊な車両でありますので、シャーシー等については発注があつてからその制作にかかるというような部分もあります。これについては、各自治体発注者側の注文によって擬装等が異なるということがありますので、会社の方で予め予定をした車両の形あるいは擬装を予定してやっていくということはないようでありまして、発注があつて製造にかかるということでこのくらいの日数がかかるのか近隣市町村等の状況をお聞きしてもかかるようでありまして、6ヶ月と、なお中においては国の検定等の手続きもありますので、こんな期間を定めさせていただいてありますのでよろしく願いしたいと思います。
議 長 他に質疑ありませんか。
（なしの声）
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありますか。
（なしの声）
議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第7号議案 財産（消防ポンプ自動車）の取得についてを採決します。
お諮りします。
本案を原案のとおり決定することに異議ありませんか。
（異議なしの声）
議 長 異議なしと認めます。したがって第7号議案は原案のとおり可決されました。
日程第3 第2号議案 飯島町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について総務産業委員会へ審査を付託してありますので、委員長から委員会審査報告を求めます。
総務産業 委員長 それでは総務産業委員会報告を申し上げます。去る6月10日の本会議において本委員会に付託された第2号議案 飯島町個人情報の保護に関する条例の一部改正をする条例を6月15日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、内容を慎重審議した結果お手元の報告書のとおり可決すべきものと決定したので報告します。
なお、審議の過程に出された意見について以下申し上げます。個人情報を保護する条例の改正であり、職員の指導強化、情報管理を慎重にやっていただきたいとの意見がありました。以上でございます。
議 長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（なしの声）
議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻りください。

6 番 これから討論を行います。討論はありませんか。

それでは私は賛成の立場から討論をいたします。法律に基づく改正でありますので賛成をいたしますが、ひと言付け加えさせていただきたいと思えます。今後の課題といたしまして個人の人権に関わる重要な内容でございます。特に7条の2項(8)については、法律政令により情報の提供をする義務が生じるものということで、情報の提供をするものとなっておりますが、情報の提供を市町村に求めることができるという内容のものが中にはございます。市町村の判断に委ねるといふことの内容のものと私は考えております。市町村の判断に委ねられているものについては、町内だけではなく判断することは個人の権利を守るという点で今後問題が生じることも懸念がされるところです。今後こうした内容について慎重に対応することを求めるとともに、またどのような場合に個人の承諾なしに自治体が個人情報を提供することができるのかということなどについて住民への周知が必要と思えますので、そのことを付け加えまして賛成といたします。以上です。

議長 他に討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第2号議案 飯島町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

議長 着席ください。起立全員です。したがって第2号議案は原案のとおり可決されました。日程第4 請願・陳情の処理についてを議題とします。

去る10日の本会議において所管常任委員会へ審査を付託した請願・陳情について、お手元に配布のとおり各常任委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。

議事進行についてお諮りします。各請願・陳情等の審議については、委員長より一括して委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、討論採決をしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。松下総務産業委員長。

総務産業委員長 総務産業委員会審査報告を申し上げます。

去る6月10日本会議において本委員会に付託されました17陳情第4号 堂前線の早期開通の要望について、竜東線第2期工事促進について、東部保育園通園路改良についてについては、6月15日委員会を開き、説明員として関係所管課職員の出席を求め、現地踏査をいたしました。なお、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定したので報告をいたします。

以上であります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。質疑を終わります。総務産業委員長自席へお戻りください。

厚生文教委員長 平澤厚生文教委員長。

厚生文教常任委員会審査報告を申し上げます。

去る6月10日の本会議において、本委員会に付託された17請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書、17請願第2号 30人以下学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書、17請願第3号 長野県独自の30人規模学級の小・中全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書、17陳情第5号 障害者自立支援法案の徹底審議を求める意見書提出をお願いする陳情書、17陳情第6号 拙速に結論を出さず、県民合意の高校教育改革を求める意見書採択を求める陳情書については、6月15日及び16日委員会を開き、説明員として関係所管課職員及び17請願1号、2号、3号については参考人として飯島町公立学校教職員組合執行委員長久保田たつ子氏と紹介議員織田信行氏の出席を求め、内容を慎重審議した結果、お手元の報告書のとおり17請願第1号については採択すべきもの、17請願第2号については採択すべきもの、17請願第3号については採択すべきもの、17陳情第5号については不採択すべきもの、17陳情第6号については採択すべきものと決定しましたので報告いたします。

なお、審査の経過またその過程で出された意見について以下申し上げます。

まず請願1号については、主なものは一般財源化されると教育に格差が生じますか、また保護者また学校の負担増になるのかの質疑があり、義務教育の水準格差が生まれ保護者負担の増額に繋がるとの提出者からの答弁がありました。国の教育改革が進む中で、この義務教育は国庫負担でやるべきという強い意見がありました。

請願2号につきましては、30人以下学級にすれば子供に目が届くことはわかるが、子供達がよくなるまた家庭PTAの声はどうか、現場の先生、PTAの総意はどうなっているのか、少子傾向この今の出生率からみれば必然とマスターできるのではないかの質疑については、21世紀の教育を展望すると個性に応じた対応ができる30人以下学級が不可欠との答弁があり、委員会の審議の中でもこの内容は大変重要と受け取ることが大切との意見がありました。

請願3号については、30人規模学級を中学まで拡大する必要があるか、中学は教科担任制をとっている、財政の厳しい現状の中で30人学級をすることで教室の増、教職員増となることで県市町村財政の大きな圧迫となることから、陳情どおり県独自で対応するよう意見がありました。

17陳情5号については、心情的にはわかるが財政の厳しい状況とこれからの障害者に対する問題等を含め、他の団体からの一体となった陳情書ではない、今国会で審議中で議会の権限事項に属するものか国会の慎重な審議を求める意見がありました。

17陳情第6号、県部局から出た背景は高校の多様化、国の動きと学校運営の財政的な問題があると思うが住民の声がこの改革に反映するよう努めるべきであるという積極的な意見がありました。以上主なる意見を申し上げ報告を終わります。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

6 番 それでは障害者自立支援法案の徹底審査を求める意見書提出をお願いする陳情書につ

いて質問をいたします。障害者自立支援法案の内容についてどのような方法で理解を深めたのか、また当初より陳情者が参考人として出席できないとお聞きをいたしております。参考人から直接真意や障害者の方の置かれている状況などについては、お聞きをしたり質問をする機会がなかったという中での審査であったということですが、陳情の趣旨をどのように理解をし審査をされたのかお聞きをいたします。また町内の直接障害者の方々の関わりのある社協こまくさ園などの関係者の方達の考え方などについては、参考としているのかどうかお聞きをいたします。以上です。

厚生文教
委員長 3点の質問がございました。まず第1点の理解をどのような方法で求めたか、この関係所管課から資料を求めて審議をいたしました。何分今国会審議中でありまして、この細部的なことがまだ具体的にはよめておりませんが、一応この内容的なものは資料で理解を求めております。それから参考人誘致につきましては、ただいま国会審議中であって今言ったような細部的な具体的ながまだ見えてきませんので、それについてはこの委員会としては特に求めませんでした。それからその考え方というかその飯島町の施設に対するものに対しては、このことについてはこの委員会としては特にそこまでは突っ込んで審議してございません。以上です。

議 長 他に質疑はありませんか。

(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。厚生文教委員長自席へお戻りください。

以上で請願・陳情の処理に関わる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。

これから案件ごとに順次、討論・採決を行います。

最初に17請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書について討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

17請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書を採決します。

お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって17請願第1号は採択することに決定しました。

次に17請願第2号 30人以下学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書について討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

17請願第2号 30人以下学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願書を採決します。

お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり決定することに異議はありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって17請願第2号は採択することに決定しました。

次に17請願第3号 長野県独自の30人規模学級の小・中全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書について討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

17請願第3号 長野県独自の30人規模学級の小・中全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願書を採決します。

お諮りします。本請願に対する委員長の報告は採択です。本請願を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって17請願第3号は採択することに決定しました。

次に17陳情第4号 堂前線の早期開通の要望について、竜東線第2期工事促進について、東部保育園通園路改良について一括討論を行います。討論ありませんか。

11番 4区の町の協議会から出された3つの非常に重要な課題であります。それで堂前線の内容について陳情趣旨にもありますように、町の発展に繋がるということではありますが、伊南バイパスのこれからの工事の進行状況も順調に推移してきております。それから本郷の方からいよいよ買収も始まり来年は飯島地区の方にも入るわけでございますので、この飯島町のこのバイパスの通過効果と一体となれるよう堂前線の開通について特段のこれからの町の取組みを希望するものであり、また自立の道になった中で当初の計画の中では堂前線についての非常に暗いような計画もあったわけでありましてけれども、色んな方策を考えて町当局、関係当局での努力をこの願意が全うされるよう望むものであります。それから特に保育園の関係についても田切本郷の保育園が東部保育園に統合されていよいよこれもスケジュールの中に入ってきております。まだ未確定の補助事業的なものも若干その最終的なものはそうした確認条項的なものを待つものが若干あるわけでございますけれども、もう既にこれも今申しましたようにスケジュールにあがってきております。それに伴ってこの通園路というものが南消防署からの緊急自動車の下在地区これからバイパスも通過すれば色々な関係でこの道路が緊急道路として通園道路また勿論生活道路としての機能が益々増大するわけでありまして、特にこうしたことの内容をくんだ上でこうした改良が進むようこの陳情書、勿論竜東線についても計画通りの第2期工事の進展を強く求めるものであります。以上特に私の意見を申し上げて賛成採択すべきだと思います。以上です。

議 長 他に討論ありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

17陳情第4号 堂前線の早期開通の要望について、竜東線第2期工事促進について、東部保育園通園路改良についてを採決します。

お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって17陳情第4号は採択することに決定しました。

次に17陳情第5号 障害者自立支援法案の徹底審議を求める意見書提出をお願いする陳情について討論を行います。討論ありませんか。

6番 それでは私は賛成の立場から討論をいたします。私は議員としてまず住民の命と暮らしを守ることを第一に考えなければならないと思っております。国税は第一番に国民の命を守ることに使われなければなりません。憲法第11条、12条、13条、14条、25条からみて障害者自立支援法案は真に障害者の人権を守り、一人の人間として生きていくことが保障されていく内容であるかどうか何よりも大切な問題であるというふうに捉えております。その視点からまず人権について考えてみますと、人権教育では1人1人の権利を守り差別のない社会を構築することを目指しております。国際的には国際障害者年を機に障害者権利条約の制定を目指し現在準備が進められているところです。世界の流れに逆行するような内容の自立支援法ではありません。障害のある方が健常者と同じように社会生活を送るためには今までその多くが措置として必要な支援を受けることができ、社会的に守られてまいりました。ハンディーを補うための支援を受けることは人権を守るため憲法に基づいて国の責任として行われてきたのです。その支援は人間として生きるためになくしてはならないものとして個人の利益という性格のものではありません。今国会に提出されている法案は憲法で保障されている障害者の権利を益とみなす誤った内容になっていると私は捉えております。それでは障害者の方が自立をして社会生活を送ることが法案の内容でできるのかどうかということでございます。障害年金は2級で6万6千円でございます。1級は8万3千円です。年金制度の改悪のために減額をされての金額でございます。障害があるために殆どの方が収入は年金に頼っているのが現状ですし、中には無年金の方もおいでになります。生活を維持するためだけでも精一杯の年金の額です。自立するために必要な支援を求められますが、利用料を支払うことが必要となってくるわけです。原則1割負担で上限があると言われますが、障害年金を受け取っている方で1級の方は2万4,600円、2級の方は1万5千円の負担額が上限と聞いております。年金の約4分の1は生活するために必要な支援を受けるために支払うということになりますので、生活費は5万から6万円ほどしか充てられないというような現状になってくるというふうに考えております。なお、同居の家族が居れば家族の収入に従って上限額が決まってまいりますので、利用料の負担が更に重くなり障害者が個人として自立した社会生活を送る施策としては一層後退をする内容であり、自立を阻むことになるというふうに考えられます。飯島町では例えばこまくさ園に通所をしている皆さんが作業所で仕事をしたわずかな収入にさえ作業所を利用したということで利用料プラス食費の実費がかかってまいりますから、こまくさ園に通うことで収入が得られるどころか持ち出しになるのではないかとこういう状況になってまいります。またこの法案では市町村への事業となり町の財政負担も増えてくるのではないのでしょうか。障害者8団体、日本身体障害者団体連合会、日本盲

人会連合会、障害者インターナショナル日本会議、全日本手をつなぐ育成会、全国精神障害者家族会、全日本聾唖連盟、全国脊髄損傷者連合会、日本障害者協議会が衆議院厚生労働委員会での参考人質疑に望んでおりますし、その中で法案が拙速である、今でも苦しい障害者の生活が根こそぎ破壊される懸念があるなど負担増などの不安や法案の是正などが要望がされております。このような総体的な状況からみまして障害者の命や暮らしを守るためには、意見書案にあるように障害者の実態を十分に理解をし、障害者の立場にたった支援法案の策定を関係機関に求めるべきと私は考えましてこの意見書の提出に賛成をするものです。以上です。

議長 他に討論ありませんか。

2番 私は反対の立場から申し上げたいと思います。今三浦議員から賛成の立場から討論ございました。はっきり言ってちょっと取り違えておるかなというふうに思います。今回の陳情に対する内容は意見書の提出でございますけれども、私はこの自立支援法を否定しているわけではございません。ぜひ国会で通してもらいたいと思っております。しかし、今回この議会上がっております意見書は、障害者の中の一団体からの陳情でございます。したがって差別するかたちではまずいという判断のもとには私はこの陳情書は反対といたします。

議長 他にありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

17陳情第5号 障害者自立支援法案の徹底審議を求める意見書提出をお願いする陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。本陳情を採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 お座りください。起立少数です。したがって17陳情第5号は不採択とすることに決定しました。

次に17陳情第6号 拙速に結論を出さず、県民合意の高校教育改革を求める意見書採択を求める陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

17陳情第6号 拙速に結論を出さず、県民合意の高校教育改革を求める意見書採択を求める陳情書を採決します。

お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって17陳情第6号は採択することに決定しました。

日程第5 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題とします。会議規則第72条の規定により、お手元に配布のとおり議会閉会中の継続審査について申し出があります。

お諮りします。申し出の案件について、議会閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって本件については、各委員長から申し出のとおり継続審査といたします。

ここで暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

(追加日程配布)

議長 会議を再開します。

ただいま、織田信行議員外からお手元のとおりの議案4件が提出されました。

お諮りします。本案を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として議題にしたいと思います。異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって議案4件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第2号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長 11番 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

議長 11番 それでは発議第2号で義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について提出の提案理由を申し上げます。ただいま、ここの前段の趣旨に説明してございますように、この国庫負担の最近の経過については、逐次読みませんが、この経年的な内容が説明してあります。また、この内容の根幹というものは、昭和27年に国で義務教育国庫負担法という制度が法ができて義務教育というのが国庫負担、教員給与及びそれに関わる内容の義務教育費については、国が半額を持つという基本的な法律があったこれが一番根底なものであります。それから今日までそうしたことがあり、義務教育の水準の維持向上、機会均等、地方財政の安定ということに寄与してきた経過がございます。よって私はここの3項目であります最近の流れであります教育費について、いわゆる一般財源にして総枠の中でどういう方向にも使われる一般財源化ということじゃなくて、教育費はやはりしっかりした教育費の確保の枠の中で教育が担保されていくことが必要ではないか、大切ではないかと思うわけでございます。以下、そうした基本の考えをもってこの意見書を出すものであります。以上提案説明といたします。

議長 3番 次に本案に賛成の意見を求めます。

委員長報告それから事務局長朗読、提出者それぞれの立場でもう二重にも三重にもこのことが言われておるわけであります。三位一体の改革が推し進められる中で、義務教育費国庫負担制度の見直しが焦点となっております。義務教育は国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育国庫負担制度であります。国の責務である義務教育国庫負担制度を堅持し、交付金は一般財源化を行わないこと、この請願は妥当なものと思います。よって意見書提出はするべきとこのように思います。ご賢察をお願いします。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第2号「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書の提出について、採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって発議第2号は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 発議第3号 30人以下学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。

(議案朗読)

事務局長 議長 11番 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

議長 11番 それでは30人以下学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出についての趣旨説明を申し上げます。前段説明文の中で申し上げてありますように、1人1人に行き届いた子供に目の行き届いた教育環境を整えることが必要ということは申すまでもございません。現行40人学級の定員の学級編成基準がありますが、その内容については2002年に法律の改正もございまして、地方自治体いわゆる任せられる分野も、各都道府県に任せられる分野もあったわけでございまして、長野県独自でもまた後段に申し上げる教育の改革の中で定員数の引下げ対応がされているわけでございます。特に昨今国も2006年度から小学校1、2年生での35人学級の実施方針を決めたということでございまして、この内容の意見書については、従来も出てきておりましたけれども、今回国の方から2006年今申しましたからの小学校1、2年生での取り組みができたということは、過去のこうした要望に対する積上げの結果そうした動きが出てきたわけでございます。更にこの30人以下学級の早期実現が国の責任でできますように実施してもらうように強く要望するものでございます。趣旨は以上でございます。

議長 2番 次に本案に賛成の意見を求めます。

議長 2番 発議第3号この件について賛成の意見を述べます。請願人の意見を聞いたところ、現在の学級での様子は子供達は先生からの自分に対する評価も早く理解でき、授業においてもわかりやすくなり、また集中できるようになってきております。ということは、先生もやはり子供達に目が届きやすいという利点があげられます。また、軽度障害の子はあまり大人数の中では刺激が多すぎるため少人数の方が安定しているとのこと。このことから1人1人に行き届いた教育をしていくためにも、少子化傾向ではありますが必要と考えます。また、学級数の増加による教職員の増加も含め賛成といたします。以上です。

議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。討論ありませんか。
 (なしの声)
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第3号 30人以下学級の早期実現、教職員定数増を求める意見書の提出についてを採決をします。
 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
 (異議なしの声)
 議長 異議なしと認めます。したがって発議第3号は原案のとおり可決されました。
 追加日程第3 発議第4号 長野県独自の30人規模学級の小・中全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
 (議案朗読)
 議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
 11番 それでは長野県独自の30人規模学級の小・中全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出についての提出の趣旨説明を申し上げます。学校を取り巻く環境は極めて複雑化また課題が山積しております。特に少子化傾向が進み、兄弟、地域で育てる子供の環境が段々と昔と変わってきております。また、親も勤めに出たりしてそうしたことからしますと学校の先生への今まで以上にそうした面において頼る指導を願う点が出てくるわけでございます。そうした関係でゆとりをもって学校の教職員が信頼関係を築きながら指導できるには、30人規模学級が望ましいという観点でございまして。ここの長野県独自の経過については、事務局からの文面の朗読の説明のとおりでございます。ある面では長野県は全国に先んじた方向でこうした弾力的な学級規模編成に取り組んできておりますが、これが更に上位学年に普及、波及していくことを拡大していくことを県の責任において願うものであります。前段の国への意見書は30人規模学級の早期実現については、国に対しての意見書でございます。今回ただいま申し上げている意見書については、県に対しての更なるこの教育政策の拡大を求めるものでございまして。ちなみに現在飯島の小中学校においては、飯島小学校において2学年においてそして5学年において30人規模学級、いわゆる35人学級の実現をいたしております。2年生は言いますようにこれは全額県費でございます。ご承知のここに書いてありますように今年度については、小学4年生までが県費だということで、5年生以上は市町村の協力金を得てということございまして、飯島の場合は5年生まで実施いたしましてその内容について県と町との協力金でその5年生については、先生の負担をしているそうした実態でございまして、今後こうした内容が更に拡大していくことを願う、またそうした必要があるということから申し上げ提出をいたしているわけでございます。それから複式学級についても、これは長野県には現在11ほどありますけれども、また上伊那でも1校ほどありますけれども、教育がいわゆる複式学級では補い切れない内容が出てきておりますので、避けるということで先生の加配を求めるといったような内容が含まれております。以上のことをもって趣旨説明といたします。
 議長 次に本案に賛成の意見を求めます。

8番 私も今織田議員がおっしゃったように少子化のことを考えても丁寧な教育をするためには、30人以下学級は必要と思われます。そのように私も賛成いたしたいと思っております。以上。
 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。
 (なしの声)
 議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻りください。
 これから討論を行います。討論ありませんか。
 (なしの声)
 議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第4号 長野県独自の30人規模学級の小・中全学年への早期拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書の提出についてを採決をします。
 お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
 (異議なしの声)
 議長 異議なしと認めます。したがって発議第4号は原案のとおり可決されました。
 追加日程第4 発議第5号 拙速に結論を出さず、県民合意の高校教育改革を求める意見書の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
 (議案朗読)
 議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。
 9番 それでは県民合意の改革を求める意見書の提出につきまして趣旨説明を申し上げます。今名前を公表するしないで話題になっておりますけれども、長野県内の高校の将来にわたってのあり方を検討されます高校改革プラン推進委員会がこの5月に発足しました。この委員会はその前段として高校改革プラン検討委員会というところが1年以上かけて審議してきた結果でありますけれども、現在12通学区で90校あるわけですが、この学校数を統廃合することによってその意見書にありますが、全日制を76、ちょっと言い回しが難しいんですが、多部制単位制高校これを4つ合わせまして80校とする案が検討委員会から示されました。それを受けて今回できました推進委員会が検討しているわけでございますけれども、本年12月を目途に検討結果を取りまとめ、そして来年3月には実施計画そして4月からはこの計画に沿った実施に移すということでございます。当上伊那は下伊那、諏訪を含めて第3グループでありますけれども、現在25校ある中から2校を減らそうという計画であります。性急と思われるスケジュールで進めようとしている県教委でありますけれども、要は県民のあるいは地域の皆さんの意志が十分に反映されるような機会また時間があるかということでございます。改革とは長い時間かければよいということではありませんけれども、推進委員会での十分な論議と研究を希望したいものでございます。よってここに意見書を提出いたしたく皆さんの賛同をお願いするわけでございます。よろしく申し上げます。
 議長 次に本案に賛成の意見を求めます。
 3番 県の合理化効率化を目標とした本案に対し、地域の学習権を保障し地域社会に定着した高校を守り、県民合意の高校改革策定を求め拙速な実施を行わず、時間をかけ地域の実情

を十分理解し、論議して好ましい方向性を生み出すべきだと思います。よって意見書提出に賛成をするものであります。

議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。発議第5号 拙速に結論を出さず、県民合意の高校教育改革を求める意見書の提出についてを採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。したがって発議第5号は原案どおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので、会議を閉じます。

ここで町長から挨拶をいただきます。

町長 それでは6月議会定例会の閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。本日17日までの8日間の会期中、議員の皆さん方には慎重審議をいただき上程をいたしました各案件すべてを原案どおりいずれも全会一致にてご議決いただきまして誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げます。今定例会は議会改選後のまた議員定数も16名から12名となった初めての定例会であり、新鮮なイメージとともに、委員会も2委員会構成となりそれぞれの担当エリアも拡大をして責務の重さも増してまいりましたが、それだけに町政の幅広い観点から質の高い議会並びに議員活動をいただけるものと今後一層ご期待を申し上げている次第でございます。自立を選択をし、持続可能な飯島町の将来に向かって第一歩を踏み出しました。厳しい中にも今後元気で活力のある町づくりのために、飯島町ふるさとづくり計画を基本として次期中期総合計画の策定を通してこれを具体的に実現をしていかなければならないと考えております。そのためにも今後とも一層全職員一丸となって住民本意のサービスの提供に努めてまいりますが、住民協働という自立する町づくりの基本的な考え方にたつて、議員並びに全町民の皆様のぜひとものご尽力ご協力をお願い申し上げる次第でございます。また、一般質問でそれぞれいただいた貴重な数々のご意見ご提案を受け止め、今後の町政運営に努めてまいりたいと考えております。1週間ほど前に梅雨入りとなりましたが、本格的な梅雨空はこれからが本番となります。梅雨前線豪雨など大きな災害のないことを祈ると同時に、梅雨明けとともに猛暑が控えております。議員各位には、時節柄体調には十分ご留意くださり、一層のご活躍を心からお願いを申し上げまして6月議会定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。本当にご苦勞様でございました。

議長 以上をもって、平成17年6月飯島町議会定例会を閉会します。

午後3時31分 閉会

上記の議事録は、事務局長 小林廣美の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員